草加の環境



環境共生都市

草加市

2015

草加市環境共生都市宣言

私たちのまち草加は、綾瀬の川の流れと草加松原を シンボルに、歴史と文化を築いてきました。

しかし、急激な都市化により、かつての良好な環境が 徐々に失われ、さらに私たちの活動は、川や空気の汚れ、ダイ オキシンなどの有害物質、地球の温暖化など、身近な環境から 地球環境まで影響を及ぼしています。

私たちは、かけがえのない環境を次の世代に引き継ぐ ため、共に生きるしくみや役割を考えながら、身近なこと から協力して実行しなければなりません。

私たちは、「人と自然が共に生きるまち そうか」をつくる ため、ここに環境共生都市を宣言します。

- 私たちは、水と緑を生かした環境にやさしいまちづくりに 努めます。
- 1 私たちは、エネルギーの節約やリサイクルの推進に 努め、限りある資源を大切にします。
- 1 私たちは、毎日の生活が地球環境に影響を及ぼしていることを学び、環境を良くすることを考え、行動するように努めます。

(平成11年6月5日制定)

この報告書は、草加市の環境の現況について取りまとめたもので、草加市環境基本計画、草加市地球温暖化対策実行計画、環境マネジメントシステムの報告を含んでいます。

はじめに

この報告書は、平成26年度における草加市の環境施策の内容と環境の状況、草加市環境基本計画に関する実績についてまとめたものです。

本市は、平成11年6月に環境共生都市宣言を行い、その理念である「人と自然が共に生きるまち そうか」の実現に向け、平成12年3月に「草加市環境基本計画」を、また、平成24年3月に「草加市地球温暖化対策実行計画」を策定しました。この間、さまざまな環境保全施策を展開するとともに、温室効果ガスの削減に取り組んでまいりました。

平成27年度は、環境基本計画の計画期間が終了するとともに、地球温暖化対策実行計画の中間見直しの時期となっております。現在策定中の新しい環境基本計画では、環境共生都市宣言の理念である「人と自然が共に生きるまち そうか」を堅持しながら、現在の環境基本計画で実施してきた河川の水質浄化や地球温暖化の防止など、さまざまな環境施策すべてを再評価して見直しを図り、新しい時代を見据えた環境施策に取り組めるような計画としていきたいと考えております。

今後も、「人と自然が共に生きるまち そうか」の実現を目指し、かけがえのない草加の環境を守り、次世代に長く引き継げることができるよう、市民の皆様、事業者、市と協力しながら、施策の展開を図ってまいります。本報告書が、環境行政に対するご理解を深めていただく上で、少しでもお役に立てば幸いです。

平成27年12月

草加市長田中和明

目 次

ľ	総	説	1		頁	第	3 章	Ē	環境への負荷の少ない循環型社会の構	築
第1章	Ī	草加	市の概要			第	1 食	ĥ	ごみの減量化とリサイクルの推進	20
概況					1		1	廃	棄物の現況	20
1	草	加市	位置図		1		2	IJ	サイクルの推進	21
2	人	口等	の推移		1		3	環	境にやさしい消費者の育成及び支援	23
第2章	Ī	環境	の保全及び創	造へ向けての総合的	推進	第	2 食	ĵ	資源及びエネルギー消費の抑制	24
第1額	ñ	環境	共生都市		2		1	資	源及びエネルギー消費の現況	24
第20	Û	環境	基本条例		2		2	資	源及びエネルギーの有効活用の推進	24
第3頁	Û	環境	基本計画		3	第	3 食	ij	公害防止対策の推進	25
1	環	境基	本計画施策の体	系	3		1	公	害の未然防止・発生源対策の推進	25
2	環	境基	本計画の推進体	制と進行管理	4		2	監	視・測定体制の充実	25
第4額	Î	草加	市環境マネジメ	シトシステム	5		3	ダ	イオキシン類対策	35
第5頁	ij		市地球温暖化対 	才策実行計画	7	第	4 章	Ē	地球環境の保全	
		(12	· 以心泉網 /			第	1 食	ĵĵ	地球環境問題への対応	36
ľ	環均	竟の化	呆全と創造に関	して講じた施策 】		第	2 食	ij	地球環境に配慮した行動及び生活の実践	37
第1章	Ī	水環	境の改善				1	環	境施策の推進体制の確立	37
第1額	ñ	水質	浄化対策の推進	<u>E</u>	8		2	環	境に配慮した活動への支援	42
1	河	川水	質の現況		8		3	環	境保全情報の収集と提供	42
2	河	川水	質浄化対策		10	第	5 章	Ē	環境学習の推進	
3	生	活排	水対策		12	第	1 食	ĵ	地域・学校における環境学習の推進	43
第2頁	ij	親水	空間の創造		13		1	地	域における環境学習の推進	43
1	多	自然	川づくりの推進		13		2	学	校における環境学習の推進	44
2	親	水空	間の活用と普及	、啓発	14		3	市	民講師や職員による出前講座	44
第2章	Ī	身近	な自然の保全	と創造		第	6章	Ē	放射線対策	
第1頁	Ą	生き	ものと共生する	まちづくりの推進	15	第	11	節	本市における放射線対策	45
1	自	然環	境の調査		15		1	総	合的対策の実施	45
2	生	きも	のとふれあう場	の創出	15		2	放	射線量の測定・放射性物質検査の実施	45
第2額	ris .	組の	保全と創出		10		3	放	射線量の低減策	46
	•		体主と剧山 地内の緑化対策	の推進	18		4	市	民への対応	46
-					18	姿	称34	在	1	47
2			内の緑化対策の	任進	19	貝	料	켸	I	47
3	緑	1七)古	動への支援		19	用記	語訪	明	l	117

【総説】

第1章 草加市の概要

概況

本市は、埼玉県の東南端に位置し、東に八潮市、西に川口市、北は越谷市、南は東京都足立区に接しており、市の面積は27.46km2です。

地形は、古東京湾が後退した沖積層で、中川低地と言われる元荒川や古利根川等の大小河川によって形成された海抜2.0m程度の低地帯に位置しています。

本市は、昭和33年11月1日に市制を施行し、当時の人口は34,878人、県内で21番目に 誕生した市であり、県東部の中核都市として発展してきました。

昭和30年代の後半からは、東京都心からわずか20km圏に位置するという地理的条件等に加え、東武鉄道と地下鉄日比谷線の相互乗り入れや松原団地の完成等により、急速な都市化と人口増をみましたが、昭和50年代半ば以降人口の伸びは鈍化し、その傾向は現在まで続いています。人口は、平成27年1月1日現在245,389人、世帯数は109,575世帯で、県下第6位の規模です。

鉄道は、東武スカイツリーラインが市の中心を南北に、道路は国道4号線、県道足立・ 越谷線、越谷・八潮線が南北に、東京外かく環状道路、県道さいたま・草加線、草加・流 山線が東西に通っています。

産業は、豊かな水と米により、草加せんべいが生まれ、さらに、ゆかた、晒(さらし)業が栄え、皮革業等の転入等により、特色ある地場産業が形成されました。その後、県営工業用水の供給(昭和39年)、草加・八潮工業団地の造成(昭和37~43年)等により化学工場、製紙・パルプ業等が相次いで進出し、県下有数の工業都市になりました。平成24年の経済センサス活動調査によると、事業所数は約7,520事業所、従業員数は約6万9千人となっています。

また、土地利用をみると、昭和33年には約70%を占めていた田畑の面積は、平成26年には約8.4%まで減少し、逆に宅地面積は約15.06km 2 と、その割合は55%になっています。

1 草加市位置図



位		置	東経	139°	48	20
			北緯	35°	49	32
面		積		27	.46	km^2
広	ぼ	う	東西	7	. 241	K M
			南北	7	.601	K M
海		抜	平均		2.0r	n

2 人口等の推移

各月1日現在		世	#	米九			人	П		人口密度
台月1日	現任	쁘	帯	数	総	数	男		女	(人/km²)
H23年	1月		105	6,651		243,141	123	, 928	119,213	8,867
H24年	1月		106	6,767		244,170	124	, 231	119,939	8,905
H25年	1月		107	7,269		243,860	124	,016	119,844	8,894
H26年	1月		108	3,150		244,289	124	, 134	120,155	8,909
H27年	1月		109	,575		245,389	124	,636	120,753	8,949

草加市総人口(平成24年7月まで) 住民基本台帳人口(平成24年8月から)

特記事項 1 平成24年7月9日に施行された住民基本台帳法の一部改正及び外国人登録法の廃止に基づき、従来の外国人登録情報は、 基本的に住民基本台帳へ移行しました。

² 平成24年7月分までは、1の法改正等前の「住民基本台帳人口」に「外国人登録者」を合計した「草加市総人口」です。

第2章 環境の保全及び創造へ向けての総合的推進

近年の都市生活型環境問題や地球環境問題等、新たな環境問題に対処するためには、 従来の産業型公害を中心とした規制行政から、市民、事業者の協力のもとに行う参加型 の行政への転換が進んできました。

そこで、市民との協働、パートナーシップ(協力、連携)による施策の展開が重要であり、啓発を中心とした行政とこれに基づく市民の自発的な取組が展開されてきました。このようなことから、本市は、「人と自然が共に生きるまち そうか」 を目指し平成11年6月に「環境共生都市」を宣言し、この宣言の推進を図り、環境政策の基本理念を明らかにする「草加市環境基本条例」を制定しました。さらに、この条例に基づく取組等を具体化する「草加市環境基本計画」を策定しました。

第1節 環境共生都市

私たちを取り巻く環境問題は、都市化の進展、生活の便利さや豊かさの追求により、河川の汚濁や大気汚染、緑の減少等身近なものから、地球の温暖化やオゾン層の破壊等地球規模のものまで及んでいます。さらに、最近では、ダイオキシン類やPM2.5等、人の健康に悪影響を及ぼす物質への対応など多岐に広がっています。

私たちの環境をよくするためには、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を考え協力し、足元から取り組んでいくことが必要です。地域の環境保全はもとより、地球環境の保全という視点に立って、環境と共生する都市像「人と自然が共に生きるまち そうか」の実現を目指して、環境共生都市を平成11年6月5日に宣言しました。(宣言文は表紙の裏に掲載)

第2節 環境基本条例

本市の環境の保全及び創造に関し、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活を確保するために平成12年3月に草加市環境基本条例を制定しました。

条例の概要は、次のとおりです。(条例全文は資料編に掲載)

前文 ・環境を享受する権利と将来の世代へ引き継ぐべき責務

総則 ・目的 ・定義 ・基本理念 ・市、事業者、市民の責務

環境の保全等に関する基本的な施策等

- ・施策の策定等に当たっての環境への配慮
- ・環境基本計画
- ・事業等に係る環境への配慮
- ·規制措置 ·助成措置
- ・資源・エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量
- ・環境教育 ・情報の提供 ・市民意見の反映
- ・民間団体との連携 ・地球環境の保全 等

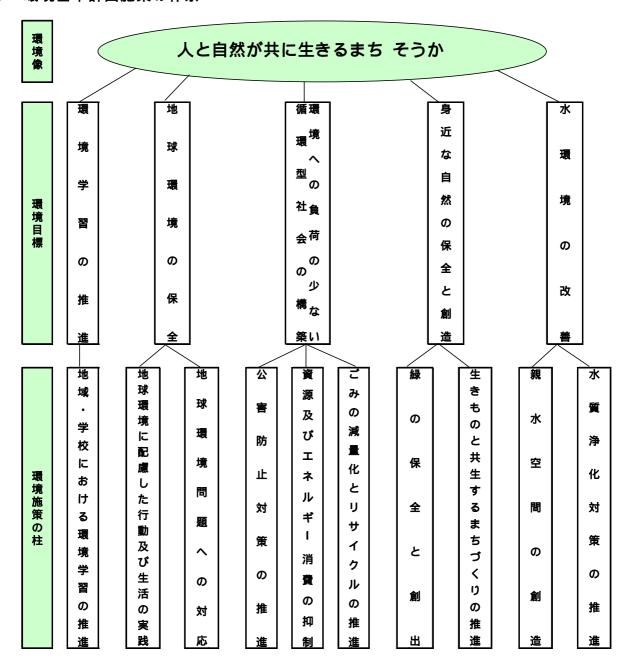
環境審議会

第3節 環境基本計画

環境共生都市宣言及び草加市環境基本条例を具体化するため、平成27年度までを目標期間とする草加市環境基本計画を平成12年3月に策定し、平成17年3月に改定を行いました。その後、5年が経過し、地球温暖化防止対策が差し迫った課題となり、環境に関する法令の制定や改正がありました。また、本市においても、平成20年2月に地域での省エネルギーを図るため「草加市地域省エネルギービジョン」を策定する等、環境政策の状況も変わり、こうした状況に対応するため平成22年3月に、改定を行いました。毎年度進捗状況を把握する中で推進を図っています。

また、計画目標が平成27年度末となることから第二次草加市環境基本計画の策定に向け取り組んでいます。

1 環境基本計画施策の体系



2 環境基本計画の推進体制と進行管理

環境基本計画を推進するため、市民、事業者、行政(市)がお互いの役割を理解し、 それぞれができること、なすべきことを行い、これら三者のパートナーシップを基礎と して、計画の推進を図っています。

(1) 環境施策管理会議(環境会議)

本計画に挙げた施策の推進には、多数の部署が関係しているため、各部署の意見を取りまとめ、本市全体として環境行政を推進する全庁的な組織が必要となります。

このため、副市長を議長、教育長を副議長として、部局長により構成された「環境施 策管理会議」(環境会議)を設置し、施策を総合的・計画的に推進しています。平成26 年度は、3回開催しました。

(2) 草加市環境審議会

本計画を推進するためには、環境に関する専門的な知識はもとより、環境行政全般にわたる広範囲な知識も必要となります。このため、学識経験者・市民・事業者等を構成員として、草加市環境基本条例に基づき設置される「草加市環境審議会」に、本計画の専門的かつ広範囲にわたる審議や環境行政への答申、助言等を求めています。平成26年度は、(仮称)第二次草加市環境基本計画の諮問について等、2回開催しました。

(3) 草加環境推進協議会(市民・事業者等の推進組織)

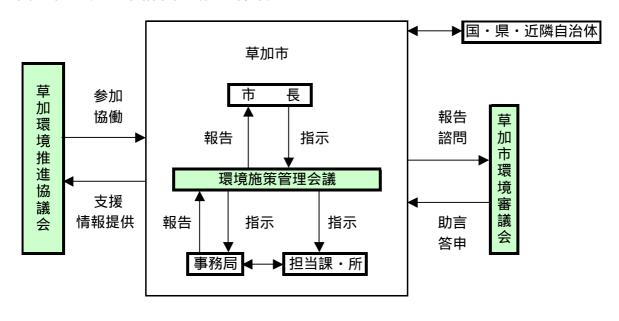
本計画の実効性をより高めるためには、市民・事業者の理解と協力が不可欠です。そこで、幅広く環境に係る施策、事業の推進を図る団体として組織されました。相互の意見交換を行う場を設け、市民や事業者の意見が施策等に反映するよう配慮するとともに、協働により事業を推進しています。会員は、各種団体・事業者等の団体会員21団体、6市民会員及び8替助会員で構成されています。

また、草加環境フェア(6月)や綾瀬川再生21事業(11月)等を協働して開催しました。

(4) 広域的な連携

国、県及び近隣の地方自治体と共通する課題や地球環境問題等への対応について、緊密な連携を図りながら、広域的な視点から取り組んでいます。

草加市環境基本計画の推進体制



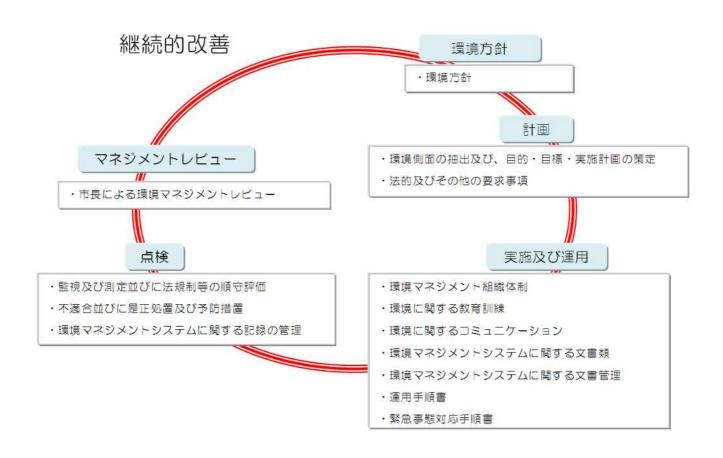
第4節 草加市環境マネジメントシステム

本市では、環境に配慮した組織運営を行うため、環境マネジメントシステムを構築し、 平成16年3月に国際標準規格であるISO14001の認証を取得しました。約7年間の運用期 間を経る中で、職員の環境に関する意識が向上するなどの一定の成果を得ることができ ました。

この成果に基づいて、現行のシステムをさらに充実させるため、環境施策を一元的に管理でき、また本市の実情にあった独自のEMS(環境マネジメントシステム)へ移行することとし、平成24年2月にISO14001の認証を返上しました。

引き続き、新システムを運用し、庁内のエネルギー消費量の抑制や環境基本計画で挙げた環境施策等を管理しています。

草加市環境マネジメントシステムの枠組



環境方針

(基本理念)

草加市は、「草加市環境共生都市宣言」に掲げる理念である「人と自然が共に生きるまち そうか」の実現を目指し、草加市環境基本計画に基づき、様々な環境施策を実施してきました。

このような中、人類共通の課題である地球環境問題を解決するためには、持続的に発展 することができる循環型社会を構築することが重要です。

特に、東日本大震災に伴う原子力発電所の事故は、従来型のエネルギー依存方法についての問題提起となりました。

このことから、さらなるエネルギー消費量の削減と新たな自然エネルギーへの転換は、 市・市民・事業者の三者が積極的に取り組んで行かなければならない課題であると考えま す。

このため、私たちは、環境への影響の継続的改善に資するため、行政として先導的な役割を果たせるよう環境マネジメントシステムを運用し、組織全体で自主的かつ積極的に環境への配慮を推進できるよう行動していきます。

(基本方針)

1 自然と共生するまちづくりの推進

環境施策の実施においては、草加市環境基本計画及び草加市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)に基づき、市民との協働のもと、環境に配慮した視点でより積極的に展 開し、自然と共生するまちづくりを進めます。

2 継続的な環境改善

市役所が行うすべての活動が環境に及ぼす影響を十分に認識し、環境に影響を与える主要な要因を改善するため、環境目的及び目標を設定し、定期的に効果を評価し、適正に見直すことにより継続的な改善を行うとともに、効果的に環境保全及び環境負荷の低減を図ります。

3 環境汚染の予防

事務事業の実施に際しては、草加市環境にやさしい庁内率先実行計画及び草加市グリーン購入に関する指針に基づき、省資源、省エネルギー及びリサイクル等に努めるとともに、優れた技術、資材の積極的な導入を図り、常に汚染の予防に努めます。

4 法規制等の遵守

環境に関連する法令や条例その他の合意事項を遵守するため、定期的に最新状態を確認するとともに、遵守状況を評価します。

5 職員の研修及び実践の徹底

職員等が環境方針の実践者として、力量と自覚を持って事務事業を展開できるよう適切な研修及び訓練を実施します。

この環境方針をはじめとする環境マネジメントシステムに関する情報は、広く内外に公表します。

平成26年5月19日

草加市長 田 中 和 明

第5節 草加市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

低炭素社会の実現に向けて地方公共団体の役割の重要性が高まってきていることなどから、平成20年6月に改正された「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、本市を含む特例市以上の地方公共団体に対して、当該区域における温室効果ガス排出量の抑制のための計画(地球温暖化対策実行計画)の策定が義務付けられました。

そこで、本市の特性に応じた温室効果ガス排出量の削減の取組を総合的かつ計画的に推進するため、目指すべきまちの将来像や2020年度までに1990年度比で市内の温室効果ガス総排出量を10%削減するという目標を設定した「草加市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を2012年3月に策定しました。

なお、2008年2月に策定した「草加市地域省エネルギービジョン」を、本計画に包含しています。

- ・草加市の目指すべき将来像
 - 「みんなの行動でつくる地球にやさしい低炭素のまち そうか」
- ・温室効果ガスの削減目標
 - 「2020年度までに1990年度比で市内の温室効果ガス総排出量を10%削減 (市民一人当たりに換算すると25%削減)
- ・基本理念
- 1. 温室効果ガスの排出を減らし、将来にわたって豊かで持続可能なまち
- 2.人と自然とが共生するまち
- 3.ものを大切にし、資源やエネルギーを賢く利用するまち
- 4 . 各主体が積極的に情報共有・連携して行動するまち

市全体及び市民一人当たりの実績・指標・目標値

指標	現況値	中間値	目標値	
7日 1示	(2012年度)	(2015年度)	(2020年度)	
市内全体の温室効果ガス	1,327千t СО2/年	1,099千t СО2/年	985千t co2/年	
の排出量(年間)	1,32771 002/4	1,09971 002/4	(1990年度比10%削減)	
市民一人当たりの温室効	5.44t CO2/年	1 11 C C C C C T	3.97千t со2/年	
果ガスの排出量(年間)	3.44t C U 2/年	4.44t CO2/年	(1990年度比25%削減)	
市民一人当たりの電気の	2,007 k W h /人・年	1 700 レ W b / l . 年	1,579kWh/人・年	
消費量(年間)	2,007 K W II / 八 · 牛	1,760 K W II7人*牛	1,379 K W II / 八 、 牛	
市民一人当たりの都市ガ	69.4㎡/人・年	69.2 ㎡/人・年	64.2㎡/人。年	
スの消費量(年間)	09.4Ⅲ/人・牛	09.2 川/人・牛	64.3 ㎡/人・年	



【環境の保全と創造に関して講じた施策】

第1章 水環境の改善

第1節 水質浄化対策の推進

1 河川水質の現況

(1) 水質汚濁の現況

本市には、綾瀬川、伝右川、古綾瀬川、葛西用水、谷古田用水等の河川・用水路があり、中川、毛長川が市境で接しています。これらの河川の水源は、農業用水や工場排水、生活排水、雨水であり、農業用水が入らない非かんがい期には、水量も少なく水質も悪化します。

市内の汚濁発生源をみると、以前は事業系排水が主でしたが、近年では事業系排水よりも生活系の負荷割合が大きくなっています。

市内の中心を南北に流れている綾瀬川は、国土交通省が管理する全国の一級河川水質調査で、長年悪い状況にありましたが、国・都・県及び流域市区町によって、下水道の整備や事業系排水の規制強化等の様々な対策が講じられ、BOD値は近年、環境基準を満たしています。

さらなる水質の改善を図るには、生活排水対策の推進等さらに努力する必要があります。

(2) 市内河川水質調査結果

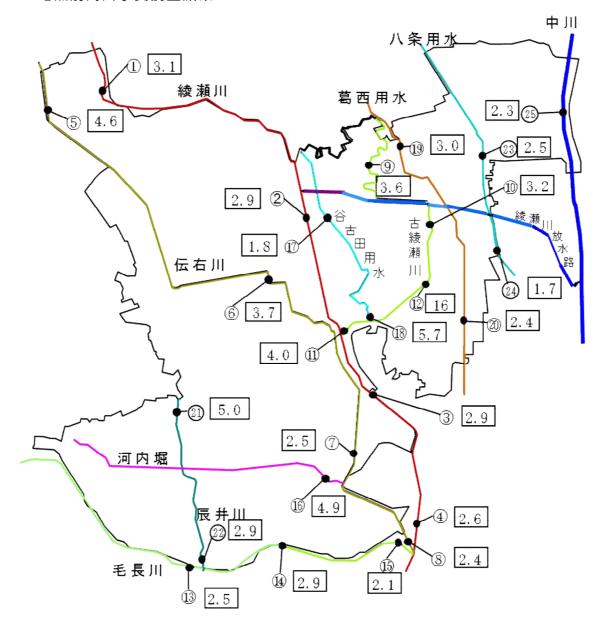
市内25地点において、水質調査を次の表及び図のとおり実施しています。近年の水質 状況は、少しずつですが改善傾向となっています。

(出位 , mg/I)

地点別水質経年変化(BOD年平均值)

		ΙĮ	以点	別水質経年変化(BOL) 中 -	平均	但)								(+	≠₩	: m	ıg/L)
:	ਜ III	,	6	測定地点															
)	可 川	1	名	測定地点	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
				(1)一之橋	5.2	5.1	6.5	4.7	4.5	5.5	3.6	3.6	4.0	3.4	4.0	3.4	4.3	3.5	3.1
4±	\# T		JII	(2)中曽根橋	6.5	5.6	6.6	5.7	4.0	5.7	3.9	3.3	4.2	3.1	3.7	3.8	4.0	3.7	2.9
綾	瀬		""	(3)手代橋	7.7	6.0	10	8.3	5.7	6.6	3.9	4.1	4.0	3.1	4.0	4.0	4.2	3.9	2.9
				4 桑袋大橋	6.9	5.8	9.7	6.5	5.3	5.2	4.4	3.6	3.6	3.2	3.6	3.6	4.0	3.9	2.6
				(5) 伝右橋(上)	12	15	21	10	8.6	8.1	5.5	6.0	4.6	3.9	5.9	5.1	6.2	5.0	4.6
伝	右		JII	(6)男女土橋	8.0	11	12	10	6.8	9.4	5.6	4.0	5.1	3.6	4.9	3.9	4.6	4.1	3.7
14	П		""[7 山王橋	-	-	-	-	8.7	7.2	4.8	5.1	3.2	3.5	3.9	3.5	3.7	4.8	
				(8)伝右橋(下)	32	12	14	7.7	5.4	6.5	4.6	3.9	3.5	3.1	2.8	3.3	3.5	3.4	2.4
				(9)古川橋	12	19	15	10	7.3	8.3	6.4	4.4	5.7	4.9	5.3	4.5	4.6	4.6	3.6
古	古綾	頼	Ш	(10)越戸橋	-	-	-	-	4.6	5.0					6.3	3.7	2.8	3.7	3.2
			(11)綾瀬川合流点前	8.4	6.8	27	12	6.9	9.2	5.8	6.4	5.8	3.9	4.3	6.0	6.6	6.5	4.0	
				(12)工業団地排水口	75	120	42	26		16	16	18	51	14	32	28	20	20	16
				(13) 谷塚橋	6.8	9.1	13	7.8		6.7	4.4			3.4	3.2	2.8	3.8	3.8	2.5
毛	長		Ш	(14)水神橋	-	-	-	-	5.6	6.6	4.5	4.1	3.4	3.4	3.5	3.4	3.9	3.6	2.9
				(15)鷲宮橋	7.0	6.3	14	6.5	5.0	4.5	4.0	3.5	3.3	3.2	3.3	3.4	3.6	3.7	
河	内		堀	(16)大渕橋	欠測	89	62	36		30	16		23	6.6				6.2	
谷	古田	F	水	(17)ミニ親水公園北側	2.9	3.3	4.4	2.7	2.7	3.3	3.9	2.0	2.2	2.1	2.1	2.5	2.6	2.7	1.8
	пш	л.	1 1/1	(18) 古綾瀬川合流点前	10	10	9.3	9.2	12	10	5.6	7.2	5.9	5.7	5.7	7.5	7.2	8.3	
葛	西月	用	ъk	(19)青北橋	5.3	7.6	7.5	7.1	6.7	7.2	6.7	5.0		4.5	4.9	4.0			
15)	<u> </u>	11)	۷١,	(20) 緑橋	4.8	6.4	6.4	4.9	5.4	7.2	3.9	3.4	3.1	3.5	3.0	4.1	3.2	3.8	2.4
辰	井		JII	(21) 柳島二の橋	20	30	30	24	18	22	11	14	12	8.3	12	7.1	12	6.3	5.0
IIX	л		/''	(22)上町境橋	11	17	30			15		6.4				3.6	6.5		
八	条	Ħ	水	(23) 笹橋	4.2	6.5	9.2	6.0	7.3	7.6	3.7	4.3	3.8	3.6	3.0	4.0	4.1	3.6	2.5
	亦 <i>i</i>	用	小	(24) 境橋	3.2	4.5	5.5	2.8	3.6	3.8	2.6	3.3	2.7	3.8	2.7	3.9	2.3	3.2	1.7
中			Ш	②5)柿木グランド東側	4.2	3.6	5.7	3.6	3.9	3.5	3.1	2.7	2.5	2.9	3.3	3.0	3.0	3.5	2.3

地点別河川水質調査結果



...調査地点

...BOD年平均值(mg/L)

...市内河川

(3) 綾瀬川の環境基準との比較(BOD75%値)

本市が実施した綾瀬川の平成26年度の水質調査結果を環境基準と比較すると、4地点の全てにおいて、環境基準5mg/Lを達成しました。

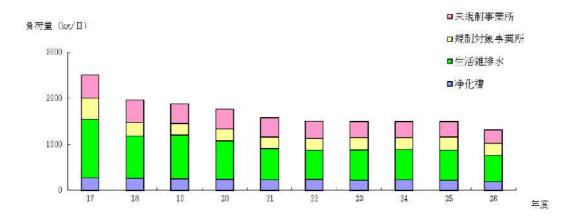
(単位:mg/L)

70	調査地点	į,	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	環境基準値
	之	橋	4.8	3. 9	4.6	3. 9	3. 4	
中	曽 根	橋	4.5	4. 4	4.4	4. 1	3. 6	- 『(○ 若子门)
手	代	橋	4.6	4. 7	4.5	4. 5	3. 5	5(C類型)
桑	袋 大	橋	4.2	4. 0	4.2	4. 7	2. 7	

(4) 綾瀬川流域の汚濁負荷量状況

綾瀬川流域汚濁負荷量の経年変化

本市における綾瀬川流域の汚濁負荷量を平成17年度と平成26年度で比較してみると、汚濁負荷量は2,506kg/日から1,324kg/日へと約47%減少しています。



綾瀬川流域の汚濁負荷量割合

本市における綾瀬川流域の汚濁負荷量割合は、生活系約57%、事業系約43%となっており、生活系が約6割を占めていますが、流域全体と比較すると事業系負荷が高い傾向にあります。



2 河川水質浄化対策

(1) 工場・事業場の排水規制の強化

埼玉県の条例の基準に基づき、水質汚濁防止法よりも一部厳しい排水基準を適用しています。

(2) 工場・事業場の立入指導

平成26年度は、延べ31か所の規制対象工場・事業場の特定(指定)施設に立入指導を 実施しました。この結果、排水基準違反が2件あり、違反割合は6%でした。

業種別では、めっき工場、飲食店の違反となっています。違反状態が判明したすべての工場・事業場に対し是正指導を行っています。その後、排水基準を違反していた2件については対策が行われ、基準値内となりました。

(3) 水質汚濁防止協定に基づく立入指導

排水量の多い製紙関連2社と平成2年に水質汚濁防止協定を通常の基準より厳しい BOD10mg/L、SS40mg/Lの排水基準で締結し、立入指導しています。平成26年度は全て 協定値に適合していました。

(4) 河川直接浄化施設

河川の水質改善を図ることを目的として、市内には、 5か所の浄化施設が稼働しており、処理量の合計は最大 で26,740m³/日となっています。

市設置: 谷古田用水浄化施設(500m³/日)

市設置: 辰井川浄化施設(240m3/日)

県設置: 古綾瀬川浄化施設(20,000m³/日)

県設置: 伝右川浄化施設(1,000m³/日)

県設置: 横手堀浄化施設(5,000 m³/日)



辰井川浄化施設

(5) 浄化用水の導入

工業用水による浄化対策

非かんがい期における水量の減少とそれに伴う水質悪化の対策、更には一年を通じて水辺の景観や水辺環境の安定を図るため、谷古田用水に21,811m³の工業用水を導入しました。

冬季試験通水

平成26年度は、冬水懇談会(国、県、市の関係機関及び土地改良区で構成)の要望により非かんがい期において利根川から綾瀬川に通じる見沼代用水ルートに154日間、試験的に導水が行われました。

また、大落古利根川から葛西用水への冬季試験通水は、12日間行われました。 荒川からの浄化導水事業

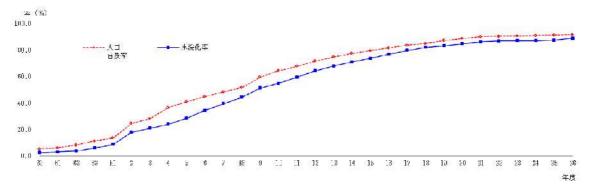
荒川の水を地下鉄のトンネル下部に設置した導水管を通じて、綾瀬川(1.17m³/s)・毛長川(0.12m³/s)等へ導水する「綾瀬川・芝川等浄化導水事業」が平成15年7月から実施されています。平成26年度は約33万m³導水が行われました。

水質異常時の対策

水質異常時には、綾瀬川放水路を通じて中川から綾瀬川へ浄化用水(最大5m³/s)が 導水されます。

(6) 公共下水道の普及促進

平成26年度末における公共下水道の人口普及率は92.0%で、水洗化率は89.2%でした。 また、これまでの経年変化は、次のとおりです。



(7) 広域浄化対策

綾瀬川浄化対策協議会の活動

綾瀬川浄化対策協議会は、昭和51年4月に結成され、流域4市2区(草加市・越谷市・ 川口市・八潮市・足立区・葛飾区)により綾瀬川浄化のため活動を続けています。

ア 研修会

水質改善や住民に親しめる河川環境の創出など綾瀬川の将来を鑑み、今後の協議 会活動に資する幅広い知見を習得するため、平成26年10月に実施しました。

イ 合同水質・生物調査

綾瀬川の汚濁の実態を明らかにするため、水質・生物調査をかんがい期(7月)と 非かんがい期(10月)に実施しました。

綾瀬川清流ルネッサンスの活動

綾瀬川の水質改善を図るため、平成6年11月に河川管理者の国土交通省・埼玉県・東京都及び流域12市区町並びに学識経験者により綾瀬川清流ルネッサンス21地域協議会が組織され、綾瀬川清流ルネッサンス21計画が策定されました。

平成15年2月には、さらなる水質改善を推進するため、清流ルネッサンス 行動計画が策定され、多岐にわたる取組を実施した結果、綾瀬川の水環境は大きく改善し、綾瀬川清流ルネッサンス 地域協議会は目標年次の平成22年に終了し、これらの活動は、平成24年度から綾瀬川清流ルネッサンス連絡会に引き継がれました。

平成26年度は、みんなで水質調査(7月)、綾瀬川クリーンプロジェクト(10月)、綾瀬川再生21事業(11月)の啓発活動を行いました。

3 生活排水対策

(1) 生活排水の現況

河川の汚濁負荷量の約6割は生活排水が占めています。生活排水の処理割合は、下水道処理89.2%と、合併浄化槽処理3.9%を含めて93.1%であり、6.8%については無処理で河川に排出されています。

無処理 6.8% 合併浄化槽 3.9% 下水道 89.2%

生活排水処理割合

(2) 浄化槽の適正管理指導

下水道未整備地区等の浄化槽排水が、河川に与える負荷を軽減するため、浄化槽を適正に管理するよう指導、啓発活動を行いました。平成26年度の指導件数は28件、啓発件数は376件でした。

(3) 廃食油石けんづくり

廃食油の排水への流入抑制と石けんの使用を促進するため、消費者団体による廃食油石けんづくりを支援しています。

平成26年度は、廃食油を再利用して1,307個の石けんが作られ、その一部が市役所本庁舎等3か所で市民に配布されました。

(4) みんなで水質調査

綾瀬川の水質と現状について理解を深め、川に対する親近感を高めることを目的としてみんなで水質調査を実施しています。

平成26年度は、10人の参加者を得て実施しました。

(5) エコ・クッキング教室

素材を使い切り、できるだけごみや汚れた水を出さず、 省エネルギーに配慮した料理法であるエコ・クッキング の普及を図るため開催しています。

平成26年度は、14人の参加者を得て開催しました。



(6) 綾瀬川再生21事業

綾瀬川への関心を深め、市民共有の財産として愛着、思い入れを持ってもらうため、 綾瀬川及び左岸広場で、ふささら祭りと同時開催し、568人の参加を得ました。

Eボートでの水上探検、生活排水対策等のパネル展示、綾瀬川の水質・生きものに関する調査結果の展示など、綾瀬川の再生に向けた啓発をしました。 内容

Eボートでの水上探検 綾瀬川等で捕れた魚等展示

河川浄化啓発に係るパネル展示 下水道の働きパネル展示









第2節 親水空間の創造

本市では、河川や用水路を市民共有の貴重な財産として保全するため、草加松原遊歩道の整備、葛西用水や谷古田用水等の水辺整備など、水辺に親しめる空間づくりを行っています。

1 多自然川づくりの推進

市内を流れる河川、準用河川及び用水の改修に当たっては、治水上の安全の確保はも

とより多様な河川環境を保全するため、多自然型工法による川づくりを導入し、多様な 生き物が生息できる川づくり、親しめる水辺空間づくりを進めています。

平成26年度は、葛西用水において二次整備を450.0mの区間で行いました。

多自然型護岸の整備距離

年 度	21	22	23	24	25	26
累積整備距離(m)	5,579	5,722	6,111	6,111	6,111	6,111

2 親水空間の活用と普及、啓発

(1) 河川愛護キャンペーン(河川環境展)

河川愛護精神を普及させるため、河川環境展等のPR活動を行っています。平成26年度は、市役所ミニギャラリーとであいの森において、市民が撮影した写真15点、市内小中学生が描いた絵画24点を展示しました。







(2) 河川の清掃活動

綾瀬川クリーンプロジェクト (クリーン大作戦)

平成7年から毎年、綾瀬川の水環境改善施策の一環として、流域住民の積極的な協力のもとに綾瀬川流域を清掃する「クリーン大作戦」を行っています。

平成24年度から、自動車会社の協賛により、河川の清掃活動を通して美しい綾瀬川を取り戻すという目的で、「綾瀬川クリーンプロジェクト」として行っています。

平成26年度は、綾瀬川クリーンプロジェクト実行委員会(FSCサルベージ協会、埼玉新聞社、草加環境推進協議会、一般社団法人草加市コミュニティ協議会、獨協大学環境・国際団体 DECO、草加市)により、70人の参加を得て、綾瀬川左岸広場から古綾瀬自然ひろばまでの綾瀬川と伝右川の若草橋から神明排水機場まで行い、自転車13台、ボイケイの第十引きとは近れた。





第2章 身近な自然の保全と創造

第1節 生きものと共生するまちづくりの推進

1 自然環境の調査

市内に残されている樹林や農地、河川、水路等の自然環境は、生物が生息する空間であるとともに、市民が身近に自然とふれあえる場であり、活用と保全・創出を図ることにより、自然と共生するまちづくりを推進しています。

(1) 自然観察レポーターによる野鳥、野草等の観察報告

動植物の生息状況に関する情報を蓄積するため、自然観察レポーターが観察した市内に生息する野鳥や野草等について寄せられた情報をまとめ、「自然観察レポーターだより」として毎月発行し、平成27年3月号で230号となっています。小・中学校や公民館・文化センター、図書館等で自然環境に関する学習資料として活用されているほか、レポーター同士の情報交換等に役立っています。



自然観察レポーターにより確認された野鳥・野草等

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
野鳥	71	69	64	89	79	79
野草等	372	474	455	456	507	548
昆虫	99	72	75	57	70	100
その他	3	3	1	2	7	12
計	545	618	595	604	663	739

(2) ネイチャーウォーク

都市に残された自然観察を行い、自然保護に対する意識の向上を図るためネイチャー ウォークを行っています。

平成26年度は、茨城県立自然博物館の見学と隣接する菅生沼の自然観察会を34人の参加を得て開催しました。大規模な自然博物館と、そこからアプローチできる豊かな生態系が残る菅生沼から、草加のあるべき自然環境について学びました。

2 生きものとふれあう場の創出

(1) ビオトープの整備・維持管理

ビオトープは、都市部での自然再生や生態系保全の有効な手法です。平成26年度は、「古綾瀬自然ひろば」を環境団体と地元町会に管理を委託したほか、川柳小学校「野鳥の森」ビオトープ及び綾瀬川バードサンクチュアリを整備しました。

古綾瀬自然ひろば

古綾瀬自然ひろばは、古綾瀬川と綾瀬川の合流点に位置し、古綾瀬川排水機場の整備と河道の変遷により生じた跡地を利用したもので、全体をビオトープとしつつ、「多目的広場」を併設することで、地元住民や町会活動の中で河川との距離を縮めることができる場所です。平成26年度は、町会等による施設の維持管理のほか、環境団体による植生

管理や調査を定期的に行いました。



古綾瀬自然ひろばの池



捕獲された水生生物

川柳小学校「野鳥の森」

小さな丘から湧水が流れ落ち、せせらぎ、池・湿地、水路を形成しています。常時流水となる流路勾配の設定や散策路の敷設、通水時間や水量の電子制御など環境を維持する工夫をしています。材料は、河川工事で発生した河床自然石、道路工事で発生した廃松杭などを再利用しています。埼玉県生態系保護協会、綾瀬川自然観察同好会などのご協力により、タコノアシのように絶滅から護るべき植物を移植しました。

また、総合政策課付未来まちづくり政策研究会との共同事業とし、設計・造成・維持管理まで広く提言を受けています。

今後、学校を主体とした維持管理の確立を目指しています。



「湧水嶺」と「せせらぎ」



池沼ゾーンと散策路、まくら木の小橋



建設廃材を用いた水路



小学生による維持管理活動

綾瀬川バードサンクチュアリ

綾瀬川バードサンクチュアリは新栄町に位置し、「トンボ池」「鳥と友だち広場」「あやせ新栄ビオトープ」を構成要素とし、全体として大きなビオトープを形成しています。

野鳥観察会、植物の調査や観察会を行うことで、市民、生徒・児童等に知識の習得を 支援する場となっています。平成26年度は、外部電源を引き込む工事を終え、維持管理 活動や水質保全、夜間照明に活用しています。







小学生の観察会

(3) 学校プールにおけるヤゴ調査

学校のプールには、夏から秋にかけてトンボが産卵することから、春にはヤゴが多く生息しています。プールでは清掃によりヤゴは生き残れず、トンボに羽化できません。そこで、プール清掃前にヤゴを捕獲し、自宅や学校で羽化させることにより、自然環境に関心を持ってもらう取組を実施しています。平成26年度は、12校1,034人がヤゴの捕獲を行い、シオカラトンボやアキアカネが羽化しました。





(4) 生き物ふれあい講座

自然とふれあう機会の少なくなった子どもたちに生きものとふれあう機会を提供し、自然環境の大切さを学ぶことを目的に、綾瀬川再生21事業に併せ、埼玉東部漁業協同組合と協働により綾瀬川の水生生物の展示とドジョウの放流を50人の参加を得て実施しました。



第2節 緑の保全と創出

緑は都市のヒートアイランド現象(局所的に気温が上昇する現象)を緩和し、街並みに潤いを与え、心の安らぎをもたらします。また、子どもの頃から自然とふれあうことで、自然を大切にする気持ちが育まれます。

市街地に点在する緑は、小規模であっても河川や水路等水辺の緑、街路樹、屋敷林や 農地等の民有地の緑をつなげ、ネットワーク化することにより鳥や昆虫等の住める場所 となります。この緑を守り、育て、増やすため、様々な対策を行っています。

1 公共用地内の緑化対策の推進

(1) 自然とのふれあいの場の創出

自然とのふれあいの場、やすらぎの場として公園の整備を行いました。平成26年度は 都市公園整備を2か所、面積にして約21,992㎡を開設しました。

都市公園の種別と公園数

(平成27年3月31日現在)

種類	種別	公園数	面積(ha)	公園名称
	街区公園	21	5.76	松江公園 他20か所
都市計画	近隣公園	2	3.80	工業団地公園、松原団地記念公園
決定公園	地区公園	1	4.16	綾瀬川左岸広場
	総合公園	1	17.80	そうか公園
都市計画	公 園 等	248	13.32	高砂第1公園 他247か所
未決定公園	緑 道	2	2.46	草加松原、札場河岸
旧辛浓国	児童遊園	21	1.63	谷塚上町児童遊園 他20か所
児童遊園 その他	遊園	15	0.11	手代遊園 他14か所
て の 他	広 場	15	3.79	小山一丁目ふれあい広場 他14か所





松原団地記念公園

(2) 街路樹や河川沿いの樹木の保全及び整備

街路樹や河川沿いの樹木について保全整備を行い、道路や水辺の緑化を進め、緑地空間を作っています。

(3) 草加松原の松の保全

草加松原の松は合計634本あり、毎年秋に松の 天敵であるマツカレハの幼虫を駆除するこも巻 きを行っています。また、平成26年度は222本(古 木29本、若木193本)に対し、樹勢回復のため、 樹木周りの土壌改良を行いました。

なお、この草加松原は、平成26年3月に「おくのほそ道の風景地」の一群をなすものとして、 国の名勝に指定されました。



2 民有地内の緑化対策の推進

(1) 緑地保全事業

平成26年度末現在で、次のとおりとなっています。

保存樹林(市指定:草加市みどりの条例) 29か所 38,603 m²

保存樹木(市指定:草加市みどりの条例) 25本 保存生垣(市指定:草加市みどりの条例) 21か所

(2) 生産緑地の指定

平成27年1月1日現在で、90.39haを指定しています。これは本市の市街化区域面積(2,480ha)の約4%に当たります。

(3) 開発等に伴う緑化

草加市開発事業等の手続及び基準等に関する条例に基づき、大規模開発行為や建築行為に対して緑化や公園緑地の設置を義務づけ、緑を増やしています。

また、工場・事業所等の緑化指導を行い、緑化を推進しました。

(4) 草加市景観条例に基づく啓発活動

草加市景観条例に基づき、良好な景観づくりに関する知識の普及啓発を図るとともに、 分譲住宅等大規模建築物の建築の際には、景観に関する配慮事項として、緑化に係る項目を設け、緑化推進を図っています。

3 緑化活動への支援

緑化推進及びみどりの保全に協力する団体の育成と市民の自主的な緑化活動を促進するため、緑化推進団体の支援・育成を図りました。平成26年度は、緑化推進団体40団体を支援しました。

第3章 環境への負荷の少ない循環型社会の構築

第1節 ごみの減量化とリサイクルの推進

1 廃棄物の現況

現代社会では、本市も含め、大量生産・大量消費型経済の見直しの必要性が徐々に、しかも確実に浸透してきており、廃棄物による環境負荷は改善傾向にあるといえます。本市におきましても平成26年度新たにデジタルカメラや携帯電話などの小型家電の回収ボックスを市内15か所の公共施設に設置、同様に古着の回収ボックスを市内13の公共施設に設置し回収を始めるなど、循環型社会の形成に向けた取組みを推進してます。また、飲料用のびん、かん、ペットボトル、古紙類の行政回収のほか、市立小中学校の児童生徒による牛乳パック及びアルミ缶の学校回収事業も引き続き実施されています。



小型家電回収ボックス

(1) 家庭から排出されるごみの処理量

単位:kg

種別	収集	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
可燃ごみ		48,245,400	48,641,710	48,176,970	47,358,830	46,864,040
可燃性粗大ごみ、各処理施設	直営	304,660	248,560	224, 840	208, 520	216, 200
の可燃残さ、り災廃棄物を含む	委託	47,940,740	48,393,150	47,952,130	47,150,310	46,647,840
枝・草	直接	47,140	20,230	0	0	7,100
不燃ごみ	委託	2,610,484	2,576,350	2,420,470	2,368,960	2,260,150
資源物		6,033,434	6,155,605	5,883,919	6,018,765	5,967,166
びん	委託	1,619,937	1,610,924	1,534,404	1,507,070	1,474,426
かん	委託	681,822	649, 161	627, 665	623,040	609, 140
ペットボトル	委託	681,730	728,310	709, 720	709, 230	695, 350
古紙類	委託	3,014,390	3,122,060	2,971,890	3,142,720	3,143,510
古着	拠点	35,555	45,150	40,240	36,705	44,740
粗大ごみ	直営	524, 150	588,670	632, 910	629, 880	604, 590
集団回収古紙類 団体		5,874,737	5,754,520	5,611,537	5,303,122	5,145,528
合計 (A)		63,335,345	63,737,085	62,725,806	61,679,557	60,848,574

(2) 最終処分

草加市リサイクルセンターで処理を行った後に、資源化できずに残ったものは、不燃残さとして最終処分場に埋め立てられています。



単位:kg

種別	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
県営処分場 (埼玉県寄居町)	1,095,100	1,098,500	1,098,200	1,092,600	1,140,500
民間処分場(山形県米沢市)	263,290	327, 990	247, 260	188, 370	187, 220
合計	1,358,390	1,426,490	1,345,460	1,280,970	1,327,720

2 リサイクルの推進

(1) 廃棄物の資源化

本市は、行政回収として、びん、かん、ペットボトル、古紙などを資源物として 分別回収しています。

単位:kg

		種別	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
堆月	e		47,140	20,230	1 0	1 0	2 7,100
	アル	シミニウム類スクラップ	96,480	87,220	89,320	79,480	80,460
不	鉄類	[スクラップ	933, 680	870, 580	778, 960	818, 130	812, 610
燃	銅類	[スクラップ	20,900	19,030	24,050	27,720	29,710
١١	非鋭	金属類スクラップ	17,160	15,750	17,980	12,770	14,260
み	資材	†(電池)	18,540	24,200	25,720	31,400	37,957
粗	資材	付(蛍光管)	8,820	8,960	8,020	14,040	12,630
大	木製	划 粗大	51,300	188, 920	184, 300	156, 160	135, 330
Ű	小型	皇家電	-	1,302	56,804	52,959	58,706
み	トランス					4,500	3,270
	自転	草					2,450
	び	カレット(白・茶)	1,121,330	1,110,140	1,098,750	1,049,020	1,002,960
	b b	カレット (青緑・黒)	288, 150	350,050	340,080	308, 360	292, 370
次	צ	リターナブルびん	139,919	128, 245	124, 612	116, 460	114,778
資源	か	アルミ缶プレス	336,763	325,710	342, 980	355, 370	352, 501
物	Ь	スチール缶プレス	254, 190	250, 310	222, 960	197, 380	183, 950
190	ペッ	トボトル	681,730	728, 310	709, 720	709, 230	695, 350
	古新	f聞・古雑誌等	3,014,390	3,122,060	2,971,890	3,142,720	3,143,510
	ウエス		28,444	36,120	32,192	29,364	35,792
集団	集団回収古紙類		5,874,737	5,754,520	5,611,537	5,303,122	5,145,528
合計	(B)		12,933,673	13,041,657	12,639,875	12,408,185	12,161,222

- 1 平成23年7月25日より東埼玉資源環境組合堆肥化施設での剪定枝・刈り草の受入中止
- 2 平成26年10月21日より再開

(2) 生ごみ処理器等購入補助事業

家庭から排出される生ごみの自家処理を推進するため、生ごみ処理機、 生ごみ処理容器(コンポスト)を設置する市民に、購入費の一部を補助し ています。



	区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
交付	オ コンポスト 7		4	4	8	3
件数	機械式	18	25	22	21	7
(件)	計	25	29	26	29	10
交付	コンポスト	16,000	14,100	12,900	29,200	7,700
金額	機械式	509,700	672, 100	611, 200	598, 300	194, 500
(円)	計	525,700	686, 200	624, 100	627, 500	202, 200

(3) 草加市のリサイクル施設

草加市リサイクルセンターでは、資源の有効利用と廃棄物の減量を目的として、家庭 から排出された「びん・かん」、「不燃ごみ」及び「粗大ごみ」からより多くの資源を 選別する作業を行っています。

このほか、同施設内のプラザ棟では、ごみ減量について分かりやすい資料を展示し、 意識啓発を行っています。

また、平成25年度から、一般家庭から排出される「古着の拠点回収」を開始しました。



かん類プレス機

びん・かん手選別ライン



中央操作室(リサイクル棟)



啓発施設(プラザ棟)

(4) 資源回収団体の育成

市内の地域住民で組織する団体が実施する資源物の回収(紙パック等、古紙類、古着 及び古布等)に対し、回収実績量1kg当たり7円の奨励金を交付しています。

区分		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
団体数(団体)		236	242	243	220	226	
交付額(円)		41,123,159	40,281,640	39,280,759	37,121,854	36,018,696	
	紙パック	14,340	11,828	11,728	12,910	10,889	
回	古繊維	120, 850	130, 590	125, 702	120, 713	122,517	
ЦΣ	段ボール	1,075,143	1,105,698	1,115,161	1,084,660	1,081,825	
量	雑誌	1,242,879	1,244,470	1,172,951	1,134,099	1,124,067	
(kg)	新聞	3,421,525	3,261,934	3,185,995	2,950,740	2,806,230	
	計	5,874,737	5,754,520	5,611,537	5,303,122	5,145,528	

団体数は平成21年度までは登録団体数、平成22年度以降は登録活動団体数

(5) ごみの減量等啓発、クリーンふるさと運動の推進

ごみ減量と分別収集について、ごみ収集カレンダーやごみ減量等啓発冊子を発行し、さらに、ごみ減量説明会等を通じて、町会・自治会等団体及び小学生に啓発活動を行っています。

また、地域の美化を自らの課題とし、クリーンふるさと草加の 推進に寄与することを目的としてクリーンふるさと推進協議会が 実施する美化運動やごみ減量に係る情報誌の発行等の事業に対し、 補助金を交付し、快適都市 - 草加 - の実現に向け、住環境の美化 を推進しています。



3 環境にやさしい消費者の育成及び支援

(1) 消費者団体の支援

21世紀にふさわしい生活の知識や情報を市民へ提供することで、消費者を守り、自立を進めながら、健康でゆとりのある消費生活を送れるよう消費者団体と協働で消費生活展を開催しました。その他「草加市くらしの会」との共催による生活用品交換会など消費者団体の活動に対し、支援を行いました。



(2) エコバッグの普及

レジ袋の過剰使用からエコバッグへのシフトを 目指し、消費生活展で「エコバッグコンテスト」 を実施し、作品を会場に展示するなど普及啓発を 行いました。



(3) 廃食油の再生利用

廃食油は、「石けん」や「燃料」として再生利用が可能な資源です。市民団体による家庭用廃食油の回収及び同廃食油を再利用した手作り石けんの配布など、廃食油の再生利用について支援し、普及啓発に努めました。



(4) グリーンコンシューマの育成

グリーンコンシューマとは、環境に配慮した消費生活を営む消費者をいいます。 平成26年度は、市民を対象としたグリーンコンシューマ講座を8回開催し、環境に配 慮する消費者としての意識の向上と啓発を行いました。

第2節 資源及びエネルギー消費の抑制

1 資源及びエネルギー消費の現況

現在の豊かな生活は、資源やエネルギーを大量に消費することで成り立っています。 主に利用されているエネルギー源である石油、天然ガス等の化石燃料は資源の枯渇が危惧されています。私たちには、有限なエネルギー源である化石燃料を次世代に引き継ぐために、可能な限り有効活用することが求められています。

化石燃料は、エネルギー消費の過程で大量の二酸化炭素等の温室効果ガスを排出します。産業革命以降の社会経済活動によって、大気中に大量の温室効果ガスが排出され続けた結果、地球上の気温が上昇する「地球温暖化」が問題となっています。

化石燃料によるエネルギー消費量を減らすためには、私たちの生活スタイルを省エネルギー型に変えていくことが重要です。節電等で個人が節約できるエネルギーはわずかですが、多くの人々の取組により、かなりのエネルギー消費量の削減が見込まれます。 さらに、化石燃料を使用しない再生可能エネルギーの導入を推進しています。

2 資源及びエネルギーの有効活用の推進

(1) 雨水利用の推進

市民が雨水を散水や洗車などに利用し、節水を推進するために雨水貯留施設等の設置費の一部を補助しました。

平成26年度実績

雨水貯留施設設置補助 5件 44,000円



(2) 省エネ機器等の普及促進

市民が自然エネルギー等を有効に利用し、環境への負荷の少ない生活様式を築くための経費の一部を補助しました。

平成26年度実績

太陽光発電システム設置補助 146件 6,228,000円 HEMS購入補助 27件 270,000円 燃料電池給湯器購入補助 15件 150,000円 家庭用蓄電池購入補助 6件 60,000円 太陽熱利用給湯器購入補助 1件 10,000円 家庭用コーシ・エネレーションシステム購入補助 1件 10,000円



(3) 公共施設におけるエネルギーの有効活用

雨水利用 市役所西棟 小学校6校 中学校1校

保育園2施設 他17施設

太陽光発電システム 市役所本庁舎 水道庁舎 小学校2校 他5施設

太陽熱利用温水器 小学校3校 他2施設

BEMS(ビルエネルギーマネジメントシステム)子育て支援センター・さかえ保育園 水道庁舎

第3節 公害防止対策の推進

1 公害の未然防止・発生源対策の推進

(1) 公害未然防止対策

本市では、公害の原因となる行為や環境の保全に支障を及ぼすおそれのある行為に関し、法律及び県条例に基づく届出と併せ、市条例により特定工場等の設置に関しては許可制を導入し、未然防止の措置を講じています。

平成26年度の市条例に基づく特定工場に関する申請件数は、設置許可申請が4件、変 更許可申請が4件でした。

(2) 公害苦情の現状・対策

平成26年度の苦情件数は199件で、苦情発生状況の種類別では、騒音が最も多く約45%を占めました。

続いて悪臭、大気汚染、水質汚濁、振動の順となっており、前年度と同様の傾向にあります。また、苦情が寄せられた場合には、法律、条例に基づき指導を行っています。 公害別苦情件数の推移

年	度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
大気:	汚染	95	83	64	56	38	29	39	35	32	37
水質	汚濁	8	8	16	12	22	15	22	16	23	22
騒	音	69	78	80	71	71	51	63	57	87	89
振	動	12	13	14	9	7	13	19	7	8	14
悪	臭	35	44	45	37	30	36	27	36	37	24
土壌	汚染	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その) 他	10	12	11	17	21	10	15	15	14	13
計	t	229	238	230	202	189	154	185	166	201	199

2 監視・測定体制の充実

(1) 大気汚染の現況

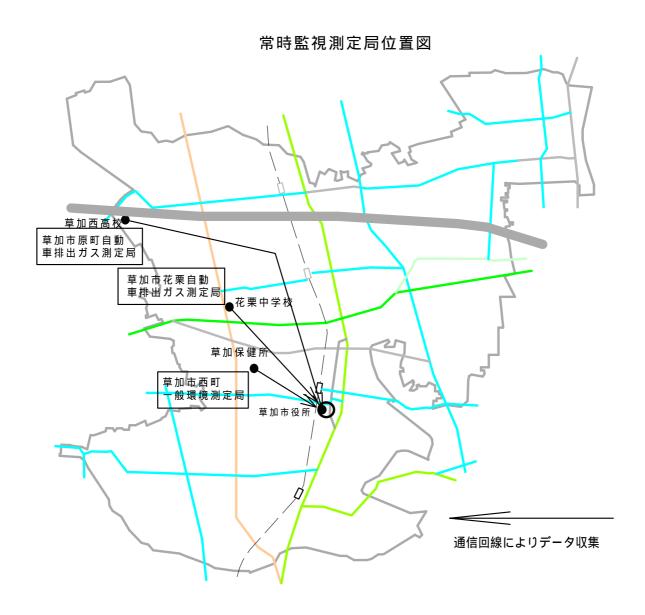
大気汚染は、私たちが社会活動を行うことに伴って引き起こされます。その主な原因としては、工場等が生産活動を行う際に排出される場合と、自動車等の使用によって排出される場合があります。

工場等から排出される大気汚染物質については、大気汚染防止法や埼玉県条例等により規制され、大幅に改善されています。しかし、近年、自動車交通量の増加により、排出ガスに含まれる窒素酸化物や浮遊粒子状物質による汚染が課題となっています。

さらに、微小粒子状物質(PM2.5)に関しては、昭和48年に環境基準が定められた浮遊粒子状物質(SPM)よりも更に小さい粒子であり、肺の奥まで入りやすく、健康への影響が懸念されているため、平成21年9月に環境基準が設定されました。本市では、平成24年度に測定機を整備し、常時監視を開始しました。

(2) 大気汚染の常時監視

大気汚染を常時監視するため、一般環境大気測定局として草加市西町局(草加保健所内)、自動車排出ガス測定局として草加市花栗自排局(花栗中学校内)及び草加市原町自排局(草加西高校内)を設置しています。これらの測定局では、環境基準の定めのある9物質に対し、草加市西町局では5物質(二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント)を、草加市花栗自排局では4物質(二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、二酸化窒素)を、草加市原町自排局では2物質(浮遊粒子状物質、二酸化窒素)を測定し、監視を行っています。



草加市西町一般環境測定局

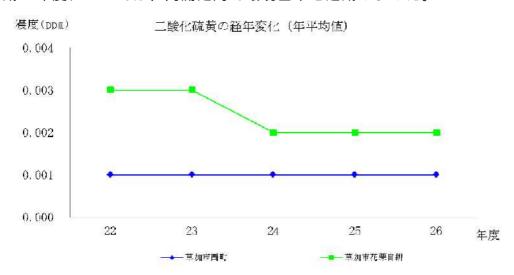


(3) 大気環境基準達成状況

二酸化硫黄

大気中の二酸化硫黄は、石油や石炭等硫黄を含んだ燃料の燃焼や火山活動に伴い排出されるものです。

市内一般環境大気測定局1局、自動車排出ガス測定局1局で測定を行っていますが、 平成26年度については、両測定局で環境基準を達成しました。

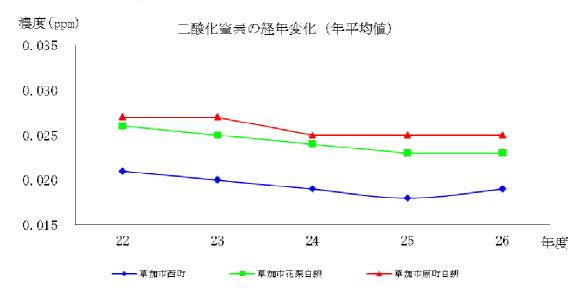


二酸化窒素

二酸化窒素は、主として物の燃焼により発生した一酸化窒素が大気中で酸化された ものです。代表的なものに自動車の排出ガスがあります。

市内一般環境大気測定局1局、自動車排出ガス測定局2局で測定を行っていますが、 平成26年度については、すべての測定局で環境基準を達成しました。

しかし、自動車の交通量が増加すれば、環境基準を達成できない状況も起こりうる ことから、今後もアイドリングストップ(駐停車時のエンジン停止)等の対策を継続 する必要があります。



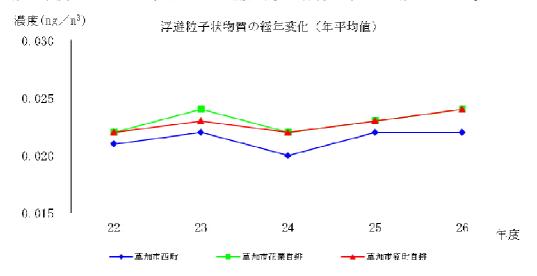
浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質は、工場等から排出されるばいじんや自動車の排出ガス、土ぼこりの巻き上げにより発生します。

また、硫黄酸化物、窒素酸化物、揮発性有機化合物(VOC)等のガス状の物質が大

気中で粒子状物質に変化する場合もあります。

市内一般環境大気測定局1局、自動車排出ガス測定局2局で測定を行っていますが、 平成26年度については、すべての測定局で環境基準を達成しました。



微小粒子状物質

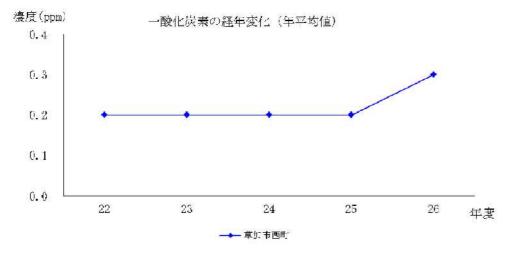
微小粒子状物質(PM2.5)は、大気中を浮遊する粒子状物質の中で、粒径が2.5 μm (マイクロメートル)以下の物質のことです。人の髪の毛の太さが70 μm程度といわれますので、およそ30分の1の大きさです。これは物質の種類ではなく、粒子の大きさによる定義であり、微小粒子状物質には様々な成分が含まれています。

市内自動車排出ガス測定局1局で平成25年2月21日から測定を開始しており、平成26年度については、年平均値が $14.6 \mu \text{ g/m}^3$ でした。また、長期的評価では環境基準を達成しましたが、短期的評価では環境基準を2日超過しました。

微小粒子状物質の発生源としては、ボイラーや焼却炉などばい煙を発生する施設、自動車排ガス、越境汚染などが指摘されています。埼玉県では日平均値が暫定指針値 $(70\mu g/m^3)$ を超えると予測される場合には注意喚起を行うこととしていますが、平成26 年度については注意喚起はありませんでした。

一酸化炭素

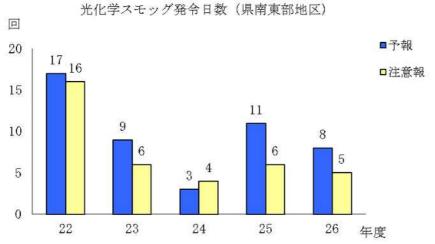
一酸化炭素は、主として物の不完全燃焼により発生し、その主な発生源は自動車です。 市内一般環境大気測定局1局の測定の結果、平成26年度については、環境基準を達成 しました。



光化学オキシダント

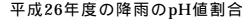
光化学オキシダントは、大気中の窒素酸化物と炭化水素が太陽光(紫外線)の作用によって反応を起こすことにより、二次的に生成された汚染物質の集合体です。

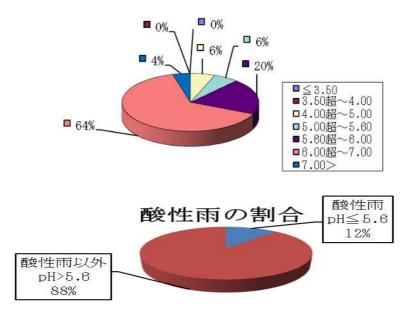
市内一般環境大気測定局1局で測定を行っていますが、平成26年度についても環境 基準を超え、草加市を含む県南東部地区で5回の光化学スモッグ注意報が発令されま した。注意報発令時には「草加市光化学スモッグに係る緊急時対策要領」に基づき、 緊急連絡網を使って市内の小中学校、公共施設等に連絡、看板所有施設では看板を設 置して、周辺地域に注意喚起しました。なお、警報は平成17年に1回発令されました が、それ以降の発令はありません。



(4) 酸性雨

水は通常pH7.0前後ですが、雨水には主に空気中の二酸化炭素が溶け込み、pH5.6前後になります。これに硫黄酸化物や窒素酸化物等の大気汚染物質がとりこまれて、pHが低下し、pH5.6以下になった雨を一般的に酸性雨といいます。測定については、市役所屋上に設置する降雨採取装置で採取し、測定を行っています。平成26年度は120検体の測定を行い、そのうち14検体がpH5.6以下となり、酸性雨は全体の12%でした。





(5) 特定粉じん(アスペスト)

大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業実施届出が5件あり、そのうち4件を立入検査したところ、いずれも作業基準は遵守されており、適合と認められました。(1件は除去作業が軽微のため書類確認にて対応)

	届出年月日	特定工事場所	特定建築材料の種類	耐火·準耐火	作業の種類
1	平成26年4月3日	中央1丁目	吹付け石綿	耐火	解体作業
2	平成26年9月4日	清門町	耐火被膜材	耐火	改造・補修作業
3	平成26年9月18日	八幡町	吹付け石綿	準耐火	解体作業
4	平成27年1月23日	学園町	断熱材	耐火	改造・補修作業
5	平成27年2月18日	栄町3丁目	吹付け石綿	耐火	改造・補修作業

(6) 工場等から発生する騒音と振動

騒音とは、「好ましくない音」「ない方がよい音」であり、従来は工場や建設作業の音が代表的なものでした。しかし、都市化の進展や生活環境の変化に伴い、市民の快適な生活環境に対する要求が高まり、カラオケの音や近隣の生活音等も身近な騒音として問題となっています。

振動は工場・事業所、建設作業が発生源となる場合が多く、その振動が家屋に伝わり、 人が直接感じたり、戸や障子がガタガタ鳴る振動音を聞くことで間接的に感じたりしま す。

特に、建設作業は大きな振動の発生源となる場合が多く、近接する建物の壁や塀がひび割れたり、立て付けが狂ったりする等の物的被害が発生する場合もあります。

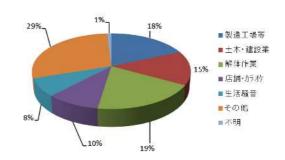
本市では、これらの騒音、振動公害に対し、法律、条例に基づき規制や指導を行っています。

平成26年度の騒音及び振動の苦情件数は103件あり、公害苦情件数全体(199件)の約47%を占め、そのうち騒音にかかる苦情は89件、振動にかかる苦情は14件でした。主な発生源は、土木・建設業と解体作業で34%を占めています。

騒音・振動別苦情件数

種別	件数
騒音	89
振動	14
合計	103

騒音・振動発生源別割合



(7) 自動車交通騒音・振動の現況

近年の自動車交通需要の急激な増大に伴い、都市生活型公害として、自動車交通騒音・ 振動の公害が発生しています。

この自動車交通公害に対しては現況を把握し、各関係機関との連携により地域の実態にあった対策を推進していくことが必要となります。

平成26年度は、次の図の5地点で自動車交通騒音、振動を測定した結果、足立越谷線2地点、越谷鳩ヶ谷線で騒音レベルが夜間に環境基準値を超過していましたが、公安委員会に対し措置をとるべきことを要請する要請限度(昼75、夜70 dB)までは至っておらず、引き続き監視を行います。他の2地点はいずれも環境基準に適合していました。



自動車交通騒音測定結果

	路線名	調査地点住所	車線数	(dB)		環境基準 (dB)		環境基準 適合状況 : 適 合 ×:不適合		要請限度(dB)		要請限度 適合状況 : 適 合 x:不適合	
				昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
1	一般国道4号東埼玉道路	柿木町272-1	2	66	64								
2	足立越谷線	高砂1-8-17	2	70	68				×		7 0 以下		
3	足立越谷線	金明町71	2	70	68	70 以下	6 5 以下		×	75以下			
4	越谷鳩ヶ谷線	新栄町612-1	2	70	67	אר	20,1		×				
5	谷塚停車場線	瀬崎1-9-1	2	63	58								

自動車交通振動測定結果

	路線名	調査地点住所		要請 (d			ノベル Β)	適合 : 通	
				昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
1	一般国道4号東埼玉道路	柿木町272-1	2	65	60	42	40		
2	足立越谷線	高砂1-8-17	2	70	65	48	43		
3	足立越谷線	金明町71	2	65	60	46	44		
4	越谷鳩ヶ谷線	新栄町612-1	2	65	60	41	36		
5	谷塚停車場線	瀬崎1-9-1	2	70	65	40	36		

(8) 悪臭公害

悪臭は、騒音や振動とともに感覚公害と呼ばれる公害の一つであり、その不快な臭いにより生活環境を損ない、主に感覚的・心理的な被害を与えるものです。

その特徴としては、風等の影響により広範囲に拡散するため発生源の特定が困難であることと、人の嗅覚の個人差が大きいので近隣住民の被害の程度が異なること等が挙げられます。

また、臭気物質の濃度(量)と臭いの強さは比例関係にあり、悪臭の除去には臭気物質を大部分取り除かなければならないため、徹底した臭気対策が必要となります。

しかし、有効な脱臭装置の設置やその維持管理には高いコストがかかることから、悪 臭公害の解決を困難にさせています。

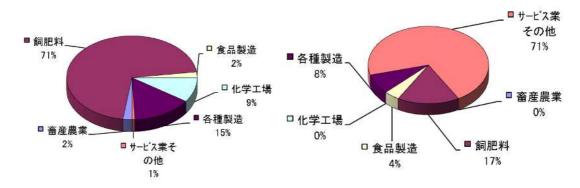
(9) 悪臭苦情件数の現況

本市における悪臭公害は、長年にわたり化製場(獣骨・魚腸骨処理場)に起因する苦情が主で、他の公害と比較して苦情件数が多いのが特徴でした。現在では、脱臭施設の設置や工場の移転により、苦情件数は昭和56年度(136件)をピークに減少し、平成26年度の悪臭苦情件数は24件でした。

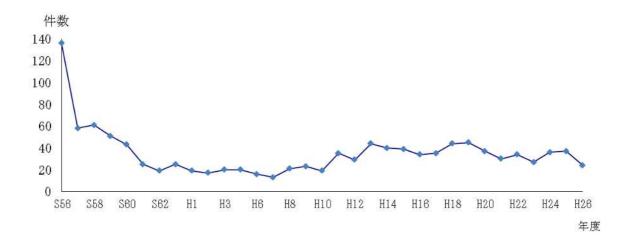
近年は都市生活型悪臭と言われる苦情が主になり、平成26年度の主な発生源はサービス業その他の業で17件あり、全体の約71%を占めています。

昭和56年度悪臭発生源別割合

平成26年度悪臭発生源別割合



悪臭苦情経年変化



(10) 悪臭防止対策

法令等による規制

工場・事業場から発生する悪臭を規制する方法は二つあげられます。一つは、悪臭の原因となる各物質を定め、その排出濃度に規制をかけることです。もう一つは、悪臭の特徴である複合臭に対応するため、人の嗅覚を用いた三点比較式臭袋法による臭気濃度の規制です。

指導状況

本市では悪臭判定会を実施し、臭気濃度を三点比較式臭袋法により算出した臭気指数に基づき、工場や事業場に対して指導を行っています。

平成21年度から平成26年度の実施状況は次のとおりです。

なお、基準不適合となった工場・事業所については、是正指導を行っています。

ア 悪臭判定会の実施回数

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施回数	4	5	4	5	5	5
のべ事業所数	5	5	5	7	8	9
検 体 数	14	17	13	18	15	16

イ 対象となった業種別工場及び算出結果

業種	臭 質	臭気指数(対数)	不適合率	悪臭防止施設
食品製造業	食品臭	22 ~ 35	1/2	なし
金属印刷業	溶剤臭、こげ臭	16 ~ 25	0/5	触媒燃焼法、燃焼法
魚腸骨処理業	生臭	25 ~ 26	0/2	酸・アルカリ洗浄 + 活性炭処理
繊維加工業	フェノール臭	20 ~ 24	0/2	排気処理機
繊維加工業	フェノール臭	26 ~ 32	1/2	排気処理機
合成樹脂製造業	薬品臭	<12 ~ 30	1/3	排気処理機

臭気監視パトロール

工場・事業場からの臭気による苦情を未然に防止するため、市では臭気監視パトロールを行っています。さらに、臭気の強い工場・事業所については、立入指導を行っています。

平成21年度から平成26年度の実施回数は次のとおりです。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施回数	10	9	7	10	5	4

(11) 土壌汚染の現況

土壌汚染とは、人の活動に伴って排出された有害な物質が土に蓄積された状態をいいます。汚染される原因としては、工場操業に伴う有害物質や危険物の漏洩、不適切な取り扱いによる地下浸透、廃棄物の埋設等があります。

土壌は一度汚染されると、有害物質が蓄積され、汚染が長期にわたるという特徴があります。また、地下深くまで浸透しやすい物質によって、土壌が汚染されると地下水汚染が生じ、一層汚染範囲が拡大してしまうこともあります。さらに、地表面下で起こるため、目に見えず、気づきにくいという特徴もあります。

土壌汚染による影響としては、人の健康への影響や生活環境・生態系への影響が考えられます。特に人の健康への影響については、汚染された土壌に直接触れたり、口にしたりする直接摂取によるリスクと、汚染土壌から溶出した有害物質で汚染された地下水を飲用する等の間接的なリスクが考えられます。土壌汚染は、放置すると人の健康に悪い影響が及ぶ恐れがあることから、適切な対策が必要です。

(12) 土壤汚染対策

平成14年4月1日から施行された「埼玉県生活環境保全条例」では、3,000㎡以上の土地、また、平成17年4月1日から施行された「草加市公害を防止し市民の環境を確保する条例」では1,000㎡以上の土地を改変しようとする場合は、土地の履歴を調査し、報告する義務等が定められています。また、特定有害物質取扱事業者は、事業所を廃止した場合や建物を除却した場合には、土壌の汚染状況調査の実施が義務づけられています。

国においては、土壌汚染の状況を把握することやその汚染による人の健康被害を防止することを目的として、「土壌汚染対策法」が平成15年2月15日から施行され、7年が経過して、大改正が行われ、平成22年4月1日から新「土壌汚染対策法」が施行されました。新「土壌汚染対策法」においては、3,000㎡以上の土地の形質を変更しようとする場合、事前に届出が必要となる規定が新設されました。

本市は土壌汚染対策法に係る事務が移譲されており、平成26年度の届出状況は次のとおりです。

平成26年度届出状況

1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1							
根拠法令	特定有害物質取扱工場 又は事業場設置状況等調 査報告書	土壌汚染 状況調査結果 報告書	汚染拡散防止 計画作成 報告書	汚染処理 (拡散防止措置) 完了報告書			
土壤汚染対策法		1		1			
埼玉県生活環境 保全条例	10	2	1	1			
草加市公害を防止し市民の 環境を確保する条例	16	0	0	0			
合 計	26	3	1	2			

3 ダイオキシン類対策

ダイオキシン類の主な発生源は日常的に廃棄するごみの焼却であり、市民や事業者と 行政が一体となって発生抑制対策に取り組む必要があります。

(1) ダイオキシン類の調査

大気

草加市役所、新栄児童センター、市民活動センターの3地点で、夏・冬の年2回調査を実施した結果、年平均値がそれぞれ0.038pg-TEQ/m³、0.031pg-TEQ/m³、

0.072pg-TEQ/m³と3地点とも環境基準の0.6pg-TEQ/m³に適合していました。 河川水質

綾瀬川(谷古宇橋)、河内堀(伝右川合流点前)の2地点で、夏・冬の年2回調査を 実施した結果、年平均値がそれぞれ0.86pg-TEQ/L、0.50pg-TEQ/Lと2地点とも環境基 準の1.0pg-TEQ/Lに適合していました。

河川底質

綾瀬川(谷古宇橋)、河内堀(伝右川合流点前)の2地点で、調査を実施した結果、それぞれ1.6pg-TEQ/g、41pg-TEQ/gであり、2地点とも環境基準の150pg-TEQ/gに適合していました。

(2) 排出抑制対策

廃棄物焼却炉の指導

法及び県条例で規制の対象となる既設の廃棄物焼却炉については、定期的に市及び 埼玉県で立入検査を実施しました。平成26年度については不適合はありませんでした。 小型焼却炉の規制

県条例対象の小型焼却炉については、届出の提出や管理の徹底を行うよう指導するとともに、不適合焼却炉を廃止し、適合焼却炉に更新するか、または廃棄物処理業者へ委託処理を行うよう指導を行いました。

野外焼却の防止

廃棄物等の不適正な野外での焼却を防止するため、定期的にパトロール等を実施しました。

広報等での啓発

事業者に小型焼却炉の管理の徹底や野外焼却の禁止を、市民にごみの減量化やリサイクルの推進を行うよう広報等で啓発を行いました。

また、野外焼却の苦情が多くみられる地域に町 会を通じ、野焼き禁止のパンフレットを回覧しま した。



第4章 地球環境の保全

第1節 地球環境問題への対応

地球温暖化やオゾン層の破壊等の環境問題は、地球規模という空間的な広がりと、将 来にわたる影響という時間的広がりをもつ問題になっています。

先進国の温室効果ガス排出量削減の数値目標を定めた京都議定書は、達成しましたが、 更なる対策が必要なため、平成27年COP21(パリ)での削減合意を予定しています。 私たちは、今後も『地球市民』の一員として、一人ひとりが事業活動や生活スタイル を省エネルギー・省資源型に変え、地球温暖化防止に取り組むことが求められています。

(1) 地球温暖化防止対策の推進

各公共施設において、「草加市環境にやさしい庁内率先実行計画」にもとづき、省エ ネルギー・省資源・リサイクルを率先実行しています。

また、生活スタイルを見直すことが重要であることから、「草加わが家の環境宣言」 (エコライフチェックシート)によるエコライフ(環境にやさしい生活)の取組等の普 及啓発活動を行いました。 「草加わが家の環境宣言」取組結果

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
世帯数(世帯)	327	268	163
人数(人)	1,034	807	503
CO ₂ 1か月削減量(t)	18.6	13.2	8.55

(2) 公共交通の利用促進

公共交通再編計画に基づきバス路線の充実を図り、公共交通の利用を促進しました。

(3) 森林資源保全対策の推進

公共工事等においては、森林破壊につながる木材の使用を抑えました。 また、酸性雨の測定を行い、酸性雨の状況を調査しました。

(4) オゾン層保全対策の推進

特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)に基づき、特定家庭用機器の小売業 者及び製造業者等(製造業者・輸入業者)は特定家庭用機器廃棄物(冷蔵庫・エアコン等) を収集する際、フロンガスを回収することが義務付けられています。これらの機器の不 法投棄防止や適正な処理について啓発を行っています。

(5) 市役所本庁舎の屋上緑化

ヒートアイランド現象を緩和するため、 市役所本庁舎の屋上に設置した緑化施設を 維持管理しています。

セダム(マンネングサ類) 上部(濃)セダム→ 緑化面積276㎡

芝(高麗芝)等 緑化面積 76㎡ 合計352㎡

下部(淡) 芝等→

(6) 市役所本庁舎屋上の太陽光発電システム

資源の消費を抑制し、再生可能エネルギー(太陽光等の自然エネルギー)を有効利用する地球温暖化防止対策の一環として、平成22年3月に市役所本庁舎屋上に出力9.36kWの太陽光発電システム(中古パネル0.72kWを含む)を設置しました。平成26年度の総発電量は、7,769 kWh、二酸化炭素総削減量2,443kg-c0,でした。





第2節 地球環境に配慮した行動及び生活の実践

- 1 環境施策の推進体制の確立
- (1) 環境基本条例及び環境基本計画の周知

草加市環境基本条例のあらましを記したパンフレットの配布や市のホームページに基本計画の掲載を行っています。





(2) 環境基本計画の目標を実現するための推進体制

環境施策管理会議(平成16年4月設置)

草加市環境審議会(平成12年7月5日設置)

本市の環境保全等に関する基本的事項を審議するため、市民公募委員2人を含む委員15人による草加市環境審議会を設置しています。

所掌事項は、 環境基本計画、 公害防止、 自然保護、 地球環境、 その他環境の保全等に関することを、市長の諮問に応じ調査審議します。

草加環境推進協議会(平成19年4月設置)

(3) 環境基本計画の進捗状況の公表

草加市環境基本計画の年次報告書『草加の環境』(本書)を作成し、平成12年度から毎年度発刊しています。

(4) 環境基本計画の環境指標と実績値

草加市環境基本計画においては、施策ごとに環境指標と目標値を定めています。 平成26年度の実績は次のとおりです。

草加市環境基本計画達成目標に対する平成26年度実績

:目標值達成

環目境標	環境指標	単位	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	目標値 (平成27年度)
	河川の水質(BOD75%値)							
	綾瀬川(中曽根橋)	mg/L	4 . 5	4 . 4	4 . 4	4 . 1	3.6	3 . 5 mg / L
	" (手代橋)	mg/L	4 . 6	4 . 7	4 . 5	4 . 5	3.5	3 . 5 mg / L
水	古綾瀬川(綾瀬川合流点前)	mg/L	4 . 5	7 . 2	7.9	7.3	4 . 4	5.0 mg/L
環境の	伝右川(伝右橋)	mg/L	3 . 4	3 . 6	3 . 6	4 . 4	2.9	3 . 5 mg / L
改善	毛長川(鷲宮橋)	mg/L	3 . 2	3.8	3.7	4.4	2.5	3 . 5 mg / L
	辰井川(上町境橋)	mg/L	5 . 6	4 . 1	5 . 7	4 . 6	3.6	5 . 0 mg / L
	公共下水道普及率	%	90.7	90.8	9 1 . 3	9 1 . 6	92.0	9 4 . 5 %
	多自然型護岸の河川延長(葛西用水 等)	km	5 . 7 2	6 . 1 1	6 . 1 1	6.60	6.80	7.0 km
	確認された魚等の種類:目標種類 (15種類)	%(種類)	80(12)	80(12)	80(12)	86.7(13)	86.7(13)	86.7%(13種類)
身保	ビオトープの整備面積及び個所数	㎡ 箇所	62,900	6 2 , 9 2 8 1 7	6 2 , 9 2 8 1 7	67,929 18	68,645 19	67,900㎡(累計) 21箇所
身近な自然の保全と創造	市の面積に対する緑地の割合	%	9 . 6	9.7	9.7	9.7	9.6	11.6%
然造の	市民1人当たりの都市公園面積	m²/人	1.77	1.77	1.77	1.84	1.93	3 . 7㎡/人
環	市民1人1日当たりの可燃ごみの排出 量	g / 人·日	5 4 3	5 4 4	5 4 0	5 3 1	5 2 3	5 5 0 g / 人· 目
境への型	資源化率(ビン・カン・古紙類等)	%	2 0 . 4	2 0 . 5	19.9	2 0 . 1	20.0	20.8%
負社荷会	市におけるグリーン購入の実績	%	99.7	99.9	98.0	99.7	99.4	1 0 0 %
の 構築	太陽光発電システムの年間発電量	k₩ h /年	2,922,669	4,331,233	5,945,071	9,000,189	10,307,530	4,0 0 0,0 0 0 kW h /年(累計)
L١	環境調査の環境基準達成割合 (大気、水質、ダイオキシン類等)	%	8 6 . 1	88.9	92.1	87.5	90.0	9 4 . 4 %
	市の施設から排出される温室効果ガス の量(二酸化炭素換算量)	トン (%)	2 1 , 7 0 7 (11.5增)	18,184 (6.6減)	1 8 , 4 5 1 (5.2減)	17,255 (11.4減)	17,542 (9.9減)	18,000トン (20年度比7%減)
地球	保有車のエコカーの割合(市役所)	%	2 1 . 0	2 0 . 0	1 9 . 0	2 0 . 3	19.4	50% (特殊用途車を除く)
環境の	エコライフに取り組んだ市民の数及び 二酸化炭素削減量	人 (対人口%) k g	40,433 (16.6) 28,472	5 1 , 7 7 2 (2 1 . 2) 3 7 , 3 3 8	5 8 , 8 6 1 (2 4 . 1) 4 1 , 9 1 2	6 4 , 1 2 5 (2 6 . 2) 4 9 , 5 3 6	71,655 (29.2) 62,511	36,000人 (対人口比15%) 30,000kg
保全	ISO14001等取得による環境活動取組事業所数	事業所	4 9	4 9	5 1	5 1	5 1	7 0 事業所
	地球環境に関するフォーラム等の参加 者数	人	6,845	7,237	7,712	8,443	9,263	8,000人(累計)
環の境	環境学習に係る講座等の開催数		1 2 4	1 6 3	1 9 9	2 4 1	286	3 5 0 回 (累計)
境学習の推進	環境学習参加者数	Д	11,606	14,263	16,629	19,669	23,217	38,000人(累計)

(5) 環境基本計画の現状と課題、今後の方向性

水環境の改善

市内各河川の水質は、公共下水道整備の推進、事業所排水の規制強化や監視・立入指導、法律の規制基準より厳しい基準を設定した排水量の多い製紙工場との協定による規制で改善されてきました。さらに、河川の浄化施設の設置等の様々な対策が水質浄化に寄与して、着実に浄化されてきています。

葛西用水においては、冬期試験通水を実施しております。今後も引き続き実施し、渇水期における環境用水として、冬場の水環境の改善に貢献させていきます。 水質が比較的悪い辰井川の浄化については、冬期試験通水や浄化施設の稼動等

水質が比較的悪い版弁川の浄化については、冬期試験通水や浄化施設の稼動等様々な対策により、徐々に水質が改善されてきていることから、継続して行い、水質浄化に寄与させていきたいと考えています。

さらに、河川の水質浄化については、広域的に取り組むことが重要であることから、綾瀬川浄化対策協議会等において綾瀬川のほか各支川の更なる浄化へ向け、流域で取り組んでいます。

荒川からの導水については、施設の点検等で一時的に停止することがありますが、継続的に導水がなされております。安定した導水が維持されることにより更なる浄化が図られると思われます。

今後も、導水等さまざまな水質浄化対策を総合的に推進することにより生物指標としてオイカワの棲めるような水質を目指します。

身近な自然の保全と創造

自然観察レポーター制度については、平成26年度において、専門的知識を有した人を含め44人が登録しています。毎月、草木の開花及び野鳥の飛来等観察記録を報告していただき、集約したものを「自然観察レポーターだより」として発行し、平成27年3月号で230号に至っています。これを小・中学校、文化センター、図書館等に配布し、身近な情報を提供することにより、児童、生徒及び市民の自然観察等の参考に活用するとともに、自然環境への意識の高揚を図っております。報告データについては、より広く草加の自然を理解してもらうため、ホームページにも掲載し、最新情報を引き続き提供していきます。

児童に対し、生きものに関心を持ってもらうため、トンボのヤゴ調査を行い、 学校のプールにおいて、児童とともに調査及び捕獲・保護を実施し、トンボの観察が行えるよう学校ビオトープ等に放しています。

また、葛西用水への冬期試験通水に当たり、絶滅危惧種であるキタミソウの保全を 図るため、水位を調整し、生育に影響を与えないように配慮しています。

環境への負荷の少ない循環型社会の構築

市民1人当たりの可燃ごみの排出量は、市民のごみの分別意識が高まってきていることから着実に減少してきています。

太陽光発電システムによる年間発電量については、市民の節電意識の高まりや市の補助等により太陽光発電システム設置数が増えたことから大きく増加しています。

今後においても、引き続き、市民の皆様にあらゆる機会を捉え、ごみの減量化等に向けた取組や環境への意識の啓発に努めます。

地球環境の保全

環境共生都市宣言及び環境基本計画などの推進を図るため、「人と自然が共に 生きるまち そうか」の実現を目指して市民、事業者、行政のパートナーシップ により環境にやさしい取組を推進しています。 市役所においては、一事業者として、環境負荷の低減と環境保全の意識をさらに深め、実践行動を推進しています。今後も、引き続き、節電等の取組に努めます。

市民の皆様の地球温暖化防止活動を支援するため、雨水貯留施設や太陽光発電システム等を市民が設置する場合に補助を行っています。併せて、市民に省エネルギーやごみの減量などの環境に配慮した生活を実践していただくため「草加わが家の環境宣言」エコライフチェックシートに補助金を交付する方に取り組んでいただいています。さらに、埼玉県のエコライフデーには、多くの児童・生徒とその家族の参加を得ています。

これを一つのきっかけとし、より多くの市民の皆さんに環境にやさしい生活の 普及・啓発を図っていきます。

地球環境問題の解決には、市民一人ひとりが、環境への意識をもって取り組んでいただくことが大切であることから引き続き、補助を行うとともに啓発に努めます。

環境学習の推進

環境問題の解決に向けては、環境について理解を深めて、取り組んでもらうことが重要であるため、次世代を担う子どもたちを対象に、「子ども環境サミット」を開催し、自然観察や研究の成果を発表する機会を提供しています。

このほか、市民向け環境講座や学校から環境問題に関わる講師依頼があった場合、環境問題について知識や経験を有する市民や環境保全活動実践者に協力をお願いして、内容をわかり易く充実させて実施しています。

今後とも地球温暖化等の環境問題の現状の認識と解決に向け、環境学習がきっかけとなり実践活動につながるように努めます。

(6) 環境共生都市宣言推進事業(草加環境フェア)

市民、事業者、行政のパートナーシップによる「人と自然が共に生きるまち そうか」の実現を目指し、かけがえのない環境を次世代に継承していくため、平成11年6月5日に「草加市環境共生都市宣言」を行いました。

平成26年度は、この宣言を推進するため、「草加環境推進協議会」が中心となり、中央公民館で「草加環境フェア」を開催し、協議会の活動の概要、映画「北極のナヌー」の上映を行いました。

併せて、各団体・企業のブース展示、低農薬野菜・B級グルメ等の販売、古着・古布の回収を行い、432人の市民が参加しました。











(7) 草加市環境にやさしい庁内率先実行計画(エコ計画) の取組実績

本市では、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、平成12年4月に「草加市環境にやさしい庁内率先実行計画(エコ計画)」を策定しました。また、平成23年4月に改定し、地球温暖化対策に向け、市役所自らが環境配慮を実践する1事業所として、全庁的に二酸化炭素(CO₂)等の温室効果ガスの排出量削減に取り組んでいます。

【実行期間】

平成23年度から27年度(5年間)

平成22年度を基準年に、毎年-1%の削減を目指すもの

【計画の範囲】

本市の事務事業全般

学校については推進機構を設置しないが、エネルギー等の使用状況を集約する。 全面的に委託運営されている施設等については、計画の範囲外とする。

[排出量] (単位:t-CO₂)

	実績	目標	削減結果(対H22比)
平成22年度	21,707	-	-
平成23年度	18,184	21,490	3,523 (-16.23%)
平成24年度	18,451	21,273	3,256 (-15.00%)
平成25年度	17,255	21,056	4,452 (-20.51%)
平成26年度	17,542	20,839	4,165 (-19.19%)

平成26年度の実績については、СО2換算量で20,839 t を目標として取り組んで、実

績が17,542 t で、4,165 t (-19.19%)の削減となりました。小中学校でエアコンを導入したことと、猛暑・厳冬などにより前年度と比較すると、温室効果ガス排出量が約300トンの増加となりましたが、目標値から4,165 t (-19.19%)の削減ができたことは、節電等の取組を、平成26年度についても継続して行った職員一人ひとりの努力の成果であると考えられます。

(8) 草加市グリーン購入に関する指針(環境にやさしい商品等の購入)

「草加市グリーン購入基本方針」及び「グリーン購入調達方針」に基づき、紙類、文具類、機器類等について環境物品の調達を推進しています。

平成26年度のグリーン購入適合物品の調達率(グリーン購入率)は、99.4%でした。

2 環境に配慮した活動への支援

(1) 環境保全に貢献している市民団体の支援

環境共生都市宣言の普及、環境基本計画の推進に関する事業及び綾瀬川等市内河川環境の改善と親しみを高めるための事業等を行っている「草加環境推進協議会」の活動を支援しました。

(2) 事業所がISO14001等を認証取得するための支援

事業者に対してISO14001等の普及啓発活動を行い、認証取得にかかる経費の一部を補助しています。平成26年度末で、26事業所に支援を行いました。

(3) 有機農産物の生産振興と生産者へ減農薬や有機栽培の情報提供等の支援

埼玉県では、農薬や化学肥料を削減する等一定の要件を満たして生産された農産物に対して、有機農産物又は特別栽培農産物として認証を行っています。

本市では、この制度に基づき生産者が行う取組に支援を行いました。平成26年度末で、 認証取得農家は1戸となっています。

3 環境保全情報の収集と提供

環境情報を市民に提供するため、環境情報紙『エコ・そうか』を毎年1回発行しています。

平成26年度は、草加市環境基本計画の実績と進捗 状況の報告や地球温暖化防止活動に係る補助制度を 紹介するとともに、「太陽光発電などを利用し、地 球と家庭を元気に!」について特集しました。



第5章 環境学習の推進

第1節 地域・学校における環境学習の推進

『草加市環境基本計画』において、市民や事業者による環境保全活動の活性化を促すため、環境学習などを推進しています。

1 地域における環境学習の推進

(1) 市民環境講座等

環境問題についての知識を身につけ、自ら考え、自発的な行動の促進を図るために、 環境関連施設の見学やエコ・クッキング教室を開催し、合わせて14人の市民が参加しま した。

さらに、中央公民館等の社会教育施設では、市民の環境保全意識の向上を図るため、 図書室に蔵書されている環境図書の貸し出しを行っています。

(2) 子ども自然観察教室

本市の川と上流域の川の様子(護岸、水の流れ、色、臭いなど)、水質、生きものなどを調べることにより、自然環境の相違や水の大切さを知ってもらうため、新里文化センター、谷塚文化センターで、それぞれ子ども自然観察教室を実施しています。平成26年度は、延べ25人の参加を得て、市内の毛長川と高麗川(埼玉県日高市)において実施しました。



(3) こどもエコクラブの育成及び支援

地球温暖化をはじめとした環境問題について、一人ひとりが理解を深め環境に配慮して生活するとともに、環境保全活動に取り組むことが求められています。

そのためには、継続的な環境活動・学習の場の提供が不可欠であり、特に次世代を担う子どもたちに対する学習の場や機会を与えることが重要です。

この事業は、子どもたちが自発的に楽しく継続的な環境保全活動を行う機会を提供することを目的とし、幼児、小・中学生、高校生を対象とした環境省と地方自治体による全国的な取組です。平成26年度は市内で2団体24人が登録し、活動しました。

(4) 野鳥観察会

市民の自然保護意識の向上と身近な自然環境の保全を図るため、柿木公民館とその周辺で野鳥観察会を実施し、19人が参加しました。参加者は青柳・柿木地区で、チュウシャクシギ・ムナグロ・アオサギ・カワラヒワ・ヒバリ・キジ・ハクセキレイ等18種類の野鳥を観察しました。



(5) 星空観察会

星空を観察するという身近な方法によって、大気汚染の状況や光害について多くの人に 考えてもらうことを目的に、毎年夏と冬の2回全国で行われている星空継続観察(スター ウォッチング)に参加するとともに、星や星座について学んでもらう観察会を開催しています。平成26年度は、夏の観察会を谷塚文化センターで38人の参加を得て開催しました。

2 学校における環境学習の推進

(1) 子ども環境サミット

児童・生徒が環境問題について取り組んだ成果を発表する場として、草加環境推進協議会、草加市コミュニティ協議会の後援で開催しています。

平成26年度は、小・中学生による環境研究事例発表や環境活動報告、獨協大学の学生による講演等を実施し、188人の小・中学生が参加しました。





(2) 学校給食用牛乳パック再資源化事業

環境問題への学校における取組として、小・中学生を対象に、最も身近にある学校給 食用牛乳パックを回収し、トイレットロールに再生する再資源化事業を平成4年度に開 始して、現在は全校で実施しています。

平成26年度は、37,820キログラムの牛乳パックを回収し、14,080個のトイレットロールを学校に配布しました。

3 市民講師や職員による出前講座

学校や地域での環境学習の一助となるよう、市民講師や職員による出前講座を実施しています。

平成26年度は、地域の自然観察や地球温暖化防止対策、牛乳パックのリサイクルを考えた紙すき等の講座を21回実施し、1,721人の児童・生徒が受講しました。

また、出前講座の趣旨を小中学校教員に対し、伝える機会を設定し、出前講座の更なる拡大、市民と学校の連携及び子どもたちへの環境学習の普及を図っています。





第6章 放射線対策

第1節 本市における放射線対策

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う、東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質の影響は長期化することが避けられず、多くの市民の間に放射線に対する不安が広がりました。こうした状況を受け、本市では、国際放射線防護委員会(ICRP)の考え方、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質の環境への対処に関する特別措置法」(平成23年8月30日環境省)及び「除染関係ガイドライン」(平成23年12月14日環境省)を踏まえ、市民の健康と安全・安心のための取組を実施しています。

1 総合的対策の実施

(1) 草加市放射線対策会議の設置

放射線に関する市民の不安に対し、市全体として総合的な対策を講じるため、草加市 放射線対策会議を設置し、放射線に対する総合的な対策、連絡調整等に取り組んでいま す。

(2) 他市町との連携

近隣の5市1町(草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町)は、広域的な行政課題について相互の連携を図っています。放射線対策についても東京電力福島第一原子力発電所の事故発生直後から互いに連携し、協議してきました。

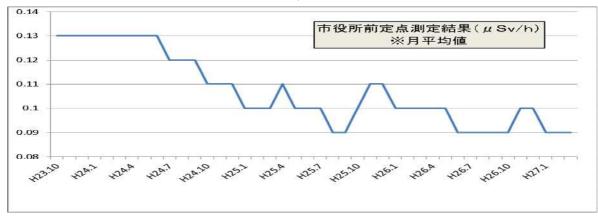
平成23年9月29日に放射線に係る対策について5市1町で連携し、統一した手法を定め 広域的に対応することを目的とする「埼玉県東南部地域放射線対策協議会」を設立しま した。

平成26年9月25日、10月2日、環境省、文部科学省、総務省、資源エネルギー庁に対して除染によって発生した除去土壌の処分や財政支援等を求める要望書を共同して提出し、平成27年1月29日、東京電力株式会社に対して各市町が放射線対策に要した費用のうち未だ賠償されていない費用について請求しました。

2 放射線量の測定・放射性物質検査の実施

(1) 空間放射線量の測定

小・中学校、保育園、公園、グラウンド等、子どもたちが日常的に活動する公共施設等において、空間放射線量の測定を定期的に行い監視しています。また、市役所敷地内で、平日9時に定点測定を実施しています。





空間放射線量の測定



放射線測定器

(2) 放射性物質の検査

小・中学校の砂場やプール水、幼児の遊び場である保育園の砂場の放射性物質検査 を実施しています。

市の水道水については、85%が埼玉県企業局からの水で、残り15%が本市の地下水 (深井戸水)となっています。埼玉県では全ての県営浄水場の水の放射性物質について 毎日検査しています(平成26年9月からは週1回)。本市の地下水については、厚生労働 省からの通知に基づき、1か月に1回、検査を実施しています。

市内農産物の安全・安心を広く理解していただくため、農業者が自主的に実施する農産物の放射性物質検査に対し、その費用の一部を補助しています。

市内小・中学校32校、公立保育園18園及び分園、民間保育園11校及びあおば学園において、子どもたちに提供する給食の放射性物質検査を実施しています。平成26年度における給食・牛乳の検査結果は、すべて不検出でした。

3 放射線量の低減策

局所的に目安を超える高い放射線量を示す箇所が確認された場合、「周辺より放射線量の比較的高い箇所への対応方針」に基づき、放射線量の低減策(除染)を行います。

除染の目安としては、地表5cmの高さにおいて毎時1マイクロシーベルト以上、または、100cmの高さにおいて毎時0.23マイクロシーベルト以上を検出した地点で、低減策を実施します。また、目安の数値以下であっても測定地点の状況により適宜対応しています。

平成26年度は、新たに除染を行った箇所はありませんでした。なお、過去に放射線量の低減策を実施した箇所及び除去土壌の仮置場について、継続的なモニタリングを実施しています。

4 市民への対応

(1) 放射線測定機器の貸出し

「草加市放射線測定機器貸出要綱」に基づき、市民が自宅付近を中心とする身近な場所の放射線量を把握するため、空間放射線量を測定できる簡易型放射線測定機器の貸出 しを行っています。

(2) 放射線対応についての情報提供

放射線に関する測定結果等については、広報そうか、市ホームページへの掲載のほか、 市役所本庁舎に掲示して市民への情報提供を行っています。また、市役所での定点測定 値については、草加市あんしんメールを登録した方にメールでお知らせしています。

資料 編 2015

資 料 編

		目	次		
1	市の概況	49	(5)	大気測定局・測定項目一覧表	83
(1)	工業統計調査結果	49	(6)	二酸化硫黄 (SO ₂)	83
(2)	用途地域別面積	49	(7)	窒素酸化物(NO _x)	84
			(8)	浮遊粒子状物質 (SPM)	85
2	環境行政	50	(9)	微小粒子状物質(PM2.5)	85
(1)	行政機構	50	(10)	一酸化炭素(CO)	85
(2)	事務分掌	50	(11)	光化学オキシダント (0 _x)	86
(3)	権限移譲事務	51	(12)	炭化水素 (HC)	87
(4)	草加市環境審議会	52	(13)	施設の設置状況	88
(5)	予算	52	(14)	立入検査の実施状況	88
(6)	公害防止施設整備資金融資制度	53	(15)	野焼きパトロール実施状況	88
3	草加市環境基本条例	54	8	騒音・振動	89
			(1)	環境基準(騒音)	89
4	草加市環境基本計画推進組織	56	(2)	要請限度	90
			(3)	工場等に係る騒音・振動の規制基準	91
5	公害苦情	57	(4)	特定建設作業に係る騒音・振動	
(1)	用途地域別公害苦情件数	57		の規制基準	91
(2)	発生源別公害苦情件数	58	(5)	廃棄物・原材料等の保管場所、 自動車駐車場、トラックターミナル	
6	水質汚濁	59		における規制	92
	環境基準	59	(6)	深夜営業騒音の規制	92
` ,	特定事業場及び指定排水工場等に		` '	拡声器騒音(商業宣伝)の規制	93
(-)	適用される排水基準	60	. ,	法、県・市条例届出状況	93
(3)	特定施設及び指定排水施設	62	` '	自動車交通騒音常時監視結果	
` ,	工場•事業場立入指導結果	63	(-)	(面的評価)	96
` ,	河川水質調査結果	64		(————)	
	河川底質調査結果	75	9	悪臭	97
	地下水水質調査結果	76	悪	歴臭に係る規制基準	
	綾瀬川の生物調査結果	77			
(9)	国土交通省直轄一級河川水質現況		10	ダイオキシン類	99
()	調査結果(BOD年平均値)	78	(1)	調査結果	99
	,		` ,	調査結果(経年)	100
7	大気汚染	79	` ,	環境基準及び排出基準	102
(1)	大気監視システムの歩み	79	, ,		
(2)	大気汚染に係る環境基準	80	11	放射線	104
(3)	環境基準による大気汚染の評価	80	(1)	市内の空間放射線量測定結果	104
(4)	草加市公害を防止し市民の環境を		` '	給食の放射性物質検査結果	107
	確保する条例による有害ガスに		. ,		
	係る規制基準	82	12	草加の公害・環境行政のあゆみ	109

1 市の概況

(1) 工業統計調査結果

(平成22年12月31日現在)

産業分類	車光氏粉	分数吕 纷粉	制造中山芹菊竿(下田)
	事業所数	従業員総数	製造品出荷額等(万円)
食料品製造業	37	1,633	4,905,345
飲料・飼料・たばこ製造業	1		*
繊維工業	22	277	520,108
木材・木製品製造業	8	90	143,702
家具・装備品製造業	21	163	160,449
パルプ・紙・紙加工品製造業	38	1,357	5,719,067
印刷・同関連産業	25	634	797,011
化学工業	13	1,014	3,882,182
石油製品・石炭製品製造業	1	*	*
プラスチック製品製造業	41	721	1,333,674
ゴム製品製造業	14	203	344,962
なめし革・同製品・毛皮製造業	28	344	406,242
窯業・土石製品製造業	11	171	517,533
鉄鋼業	5	121	816,266
非鉄金属製造業	5	328	4,968,979
金属製品製造業	93	1,303	1,869,851
はん用機械器具	16	2104	7,549,237
生産用機械器具	38	664	1,638,809
業務用機械器具	13	586	953,778
電子部品・デバイス製造業	1	*	*
電気機械器具	15	420	897,843
情報通信機械器具	3	100	290,730
輸送用機械器具	6	132	209,375
その他の製造業	32	292	287,982
総計	487	12,657	38,213,125
(注) 従業者が4.1以上の事業所の物値です	また 車業所数	が1乃バっのレニ	ては 車業氏が

⁽注)従業者が4人以上の事業所の数値です。また、事業所数が1及び2のところは、事業所が 特定されないように、従業員数と製造品出荷額を記入していません。

(2) 用途地域別面積

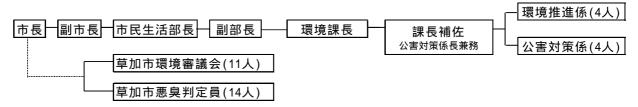
(平成26年4月1日現在)

					<u>(平成20年4</u> /	<u> フ・ロ 坎 江 ノ</u>
	内	容	,	区 域 又 は 地 域	面積(ha)	構成比(%)
市	街(Ł 区	域	市街化区域	2,480	90.4
及	びァ	节 街	化	市街化調整区域	262	9.6
調	整	X	域	計	2,742	100.0
				第1種低層住居専用地域	114.5	4.6
				第2種低層住居専用地域	6.8	0.3
				第1種中高層住居専用地域	895.5	36.1
				第2種中高層住居専用地域	81.3	3.3
				第1種住居地域	579.1	23.4
				第 2 種住居地域	154.9	6.2
用	途	地	域	準住居地域	66.6	2.7
				近隣商業地域	35.2	1.4
				商業地域	74.9	3.0
				準工業地域	302.1	12.2
				工業地域	92.3	3.7
				工業専用地域	76.7	3.1
				計	2,479.9	100.0

2 環境行政

(1) 行政機構

(平成 27 年 7 月 18 日現在)



(2) 事務分掌

環境推進係

環境政策の総合的な企画、立案、調査、研究及び調整に関すること。

環境基本計画の推進に関すること。

環境マネジメントシステムに関すること。

地球環境の保全の啓発及び普及に関すること。

環境団体に関すること。

その他課の庶務に関すること。

公害対策係

公害関係法令に基づく届出及び許可に関すること。

公害防止施設整備資金の融資に関すること。

公害防止に係る調査及び指導に関すること。

公害の監視及び規制に関すること。

河川等の水質調査に関すること。

生活雑排水に関すること。

公害及び電波障害の苦情処理に関すること。

測定機器類の管理に関すること。

大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号)の規定によるばい煙、一般粉じん、特定粉じん及び指定粉じんの規制等に関すること。

騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)の規定による地域の指定等に関すること。

水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)の規定による届出の受理等に関すること。

悪臭防止法(昭和46年法律第91号)の規定による地域の指定等に関すること。

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和 46 年法律第 107 号)の規定による届出の受理等に関すること。

振動規制法(昭和51年法律第64号)の規定による地域の指定等に関すること。

土壌汚染対策法(平成 14 年法律第 53 号)の規定による土壌汚染対策事務に関すること。 工業用水法(昭和 31 年法律第 146 号)の規定による地下水の採取規制に関すること。 埼玉県生活環境保全条例(平成 13 年埼玉県条例第 57 号)の規定による水質規制に関す る事務及び土壌・地下水汚染に関する事務並びに大気規制(事業所に限る。)及び地下水の採取規制に関すること。

埼玉県生活環境保全条例(平成 13 年埼玉県条例第 57 号)の規定によるアイドリング・ストップに関すること。

化製場等に関する法律(昭和 23 年法律第 140 号)の規定による許可等に関すること。 水道法(昭和 32 年法律第 177 号)の規定による専用水道の確認等に関すること。

環境基本法 (平成 5 年法律第 91 号)の規定による騒音に係る環境基準の地域類型の指 定に関すること。 放射線対策の総合調整に関すること。

水道法(昭和32年法律第177号)の規定による簡易専用水道に関すること。

埼玉県生活環境保全条例(平成 13 年埼玉県条例第 57 号)の規定による自家用水道に関すること。

飲用井戸等衛生対策要綱(昭和62年1月29日厚生省生活衛生局長通知)の規定による小規模貯水槽に関すること。

(3) 権限移譲事務

地方分権の一層の推進を図るため、埼玉県から分権を計画的に推進するため以下の事務の権限移譲がされています。

年度	事務の内容
14	大気汚染防止法(昭和43年法律第97号) の規定によるばい煙、一般粉じん及び特定粉じん の規制等に関する事務(事業所に限る) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号) の規定による有害鳥獣の捕獲等許可等に関する事務 化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号) の規定による許可等に関する事務 埼玉県生活環境保全条例(平成13年埼玉県条例第57号) の規定による大気規制に関する事務(事業所に限る)
15	水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号) の規定による届出の受理等に関する事務 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和46年法律第107号) の規定による届出の受理等に関する一部の事務 水道法(昭32年法律第177号) の規定による専用水道の確認等に関する事務 埼玉県生活環境保全条例(平成13年埼玉県条例第57号) の規定による水質規制に関する事務 埼玉県生活環境保全条例(平成13年埼玉県条例第57号) の規定による土壌に関する事務
16	特例市移行(平成16年4月1日)により 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号) の規定による土壌汚染対策事務に関する事務 騒音規制法 の規定による常時監視(自動車騒音の状況)に関する事務
17	工業用水法 の規定による地下水の採取に関する事務 埼玉県生活環境保全条例 (平成13年埼玉県条例第57号) の規定による地下水採取に関する事務
18	大気汚染防止法(昭和43年法律第97号) の規定による大気汚染の状況監視等に関する事務
20	埼玉県生活環境保全条例(平成13年埼玉県条例第57号) の規定によるアイドリング・ストップに関する事務
24	大気汚染防止法(昭和43年法律第97号) の規定による一般粉じんの規制等に関する事務(工場区分)
25	水道法(昭32年法律第177号) の規定による簡易専用水道に関する事務 埼玉県生活環境保全条例(平成13年埼玉県条例第57号) の規定による自家用水道に関する事務 飲用井戸等衛生対策要綱(昭和62年1月29日厚生省生活衛生局長通知) の規定による小規模貯水槽に関する事務
26	大気汚染防止法(昭和43年法律第97号) の規定による指定粉じんの規制等に関する事務(工場区分) ・法律によるもの・・

: 法律によるもの : 県条例によるもの : 要綱によるもの

(4) 草加市環境審議会

草加市環境審議会委員名簿 (平成 27 年 7 月 18 日現在)

	(1110)
氏 名	所属
島田 みどり	公募
深井 孝行	草加市町会連合会
勝浦 雅和	草加商工会議所
松村 周憲	草加八潮工業会
一之瀬 高博	獨協大学
朝倉 暁生	東邦大学
瀬田 惠之	環境省環境カウンセラー
大前 万寿美	NPO法人埼玉エコ・リサイクル連絡会
町田 由美子	草加環境推進協議会
菅 藤男	(公財)埼玉県生態系保護協会草加・八潮支部
齋藤 忠俊	埼玉県越谷環境管理事務所

(5) 予 算(当初 単位:千円)

各年度当初予算

	X		分		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
環	境	政	策	費	48,738	44,051	64,474	53,615	53,093	86,444
報				酬	196	294	196	334	196	511
共		済		費	0	0	278	0	0	0
賃				金	53	51	2,346	138	217	0
報		償		費	388	935	596	225	622	357
旅				費	133	132	182	179	196	196
需		用		費	5,782	4,472	5,649	5,450	7,812	6,912
役		務		費	1,409	1,802	1,148	591	655	880
委		託		費	35,530	25,237	27,762	14,433	20,860	29,348
使	用料	及び	賃 借	丰料	40	36	453	160	217	93
I	事	請	負	費	0	500	0	11,224	0	26,158
原	材	-	料	費	229	193	636	636	691	162
備	品	購	入	費	0	700	8,100	3,600	5,000	5,000
負担	旦金・補	助金	<u> </u>	付金	4,920	9,685	17,128	16,645	16,627	16,827
貸		付		金	0	0	0	0	0	0
積		立		金	58	14	0	0	0	0

	X					分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
放	射	大	泉	対	Î	策 費	DM/	12,574	12,005	11,489	12,795
報						酌	H	1,254	1,254	1,254	1,254
共		 済				費	Ē	834	615	360	360
賃						£	<u> </u>	5,543	5,551	5,571	5,564
需			圧	}		費	nPm/	235	701	548	514
役					IIII/	329	176	176	164		
委	託料			4	4,378	3,708	3,580	4,939			
使	用	料	及	び	賃	借料	4	1	0	0	0

(6) 公害防止施設整備資金融資制度

草加市公害防止施設整備資金融資制度

対 象	者	市内に事業所を有し、1年以上事業を営んでおり、 市税を完納していること
対象が	色 設	公害防止施設、低公害車買替
貨限度	藝	1,000万円
付 [月 17]	利率	年2.1%
利子 条 4	Í 給 率	支払い利子に100分の20を乗じて得た額の範囲内
件貨付	期間	7年以内
僧 還	方法	12ヶ月据置、元金均等割賦償還
信用は	呆 証	埼玉県信用保証協会の保証を付けるとともに、
	木 証	必要に応じ担保を徴する
連帯保	証人	個人は必要なし、法人は代表者

草加市公害防止施設整備資金融資状況

年 度	公害種別	件数 金額(千円)	年 度 公害種別 件数	金額(千円)
昭和55	騒音・振動	2 6,000	58 大 気 汚 染 1	1,000
	大 気 汚 染	1 3,000	水 質 汚 濁 1	3,000
56	騒音・振動	2 2,740	59 悪 臭 1	3,000
57	騒音・振動	2 2,850	61 騒 音 ・振 動 1	3,000

昭和62年度以降融資申請はありません。

埼玉県環境みらい資金融資制度

文	対 象		象 者		県内で、引き続き1年以上同一事業を営んでいる中小企業者等
文	寸纟	象 :	経	費	温室効果ガス排出削減対策、公害防止対策等に要する経費
化	限	J.	茰	額	1億5,000万円(10万円以上・10万円未満切捨)
貸					温室効果ガス排出削減対策 年0.50%・固定金利
 付	貸	/ +	4 11 7	利率	(埼玉県信用保証協会の信用保証を付した場合:0.20%)
ניון	貝	付	ጥ		公害防止対策等 年1.38%·固定金利
条					(埼玉県信用保証協会の信用保証を付した場合:1.08%)
亦	貸	付	#8	間	3,000万円超:10年以内
件	貝	נין	期	旧	3,000万円以内:7年以内
	返	済	方	法	1年以内据置、元金均等月賦償還
		$-\overline{}$		VII	

申込み 事業所の所在地にある商工会議所・商工会

問合せ先│埼玉県環境部温暖化対策課 中小事業者対策担当 048-830-3021

彩の国環境みらい資金融資制度(草加市該当分)

年	度	公害種別	件 数	金額(千円)	年 度	公害種別	件 数	金額(千円)
3	平成3	大気汚染	1	6,800	平成11	低公害車	1	12,500
		水質汚濁	3	58,400	13	水質汚濁	1	21,000
	4	大気汚染	2	22,800		低公害車	1	1,300
	5	騒 音	1	10,000	14	低公害車	18	169,300
		低公害車	1	12,000	15	-	0	-
	6	低公害車	6	110,700	16	-	0	-
	7	低公害車	8	120,300	17	-	0	-
	8	水質汚濁	1	7,800	18	1	0	-
		NOx適合車	1	15,000	19	-	0	-
		NOX週日早	1	13,000	20	1	0	-
	9	水質汚濁	4	84,300	21	•	0	-
		NOx適合車	3	19,000	22	•	0	-
		NOX週口早	ა	19,000	23	•	0	-
		低公害車	1	2,700	24	-	0	
	10	水質汚濁	3	27,000	25	-	0	-
		低公害車	1	1,480	26	-	0	-

3 草加市環境基本条例

平成 12 年 条例第 18 号

目次

前文

第1章 総則(第1条-第6条)

第2章 環境の保全等に関する基本的な施策等

(第7条-第24条)

第3章 環境審議会(第25条-第32条) 附則

私たちのまち草加は、綾瀬の川の流れと草加松原をシンボル として、歴史と文化を築き発展してきた。

都市としての発展に伴う人口の急増や工場の進出により、水 質汚濁、大気汚染、悪臭など様々な公害問題が発生したが、公害 防止対策を進め、その解決に努めてきた。

しかし、近年になり、生活排水による水質汚濁、自動車の排気ガスによる大気汚染、廃棄物の増大、緑の減少など、都市・生活型の環境問題が拡大するとともに、ダイオキシン類など新たな有害物質の問題が発生している。

私たちの社会経済活動は、生活の利便性や物質的な豊かさを 高める一方、資源やエネルギーを大量に消費し、自然の再生能力 や浄化能力を越えるような規模となり、その結果すべての生物の 生存基盤である地球の環境を脅かすまでに至っている。

もとより、私たちは、健康で文化的な生活を営む上で必要と される良好な環境を享受する権利を有するとともに、その環境を 将来の世代に引き継ぐべき責務を有している。

私たちを取り巻く環境は、すべての生命をはぐくむ母胎であり、大気、水、土壌及び様々な生物の微妙な均衡と循環の下に成り立っている。私たちは、このことを深く認識するとともに、身近な環境を大切にすることが、ひいては地球環境を守ることになることを理解し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる循環型社会の構築を目指していかなければならない。

私たちは、共に力を合わせ、環境の保全及び創造を推進し、「人と自然が共に生きるまち そうか」をつくるため、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造(以下「環境の保全等」 という。)に関し、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責 務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基 本となる事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的 に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活 の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又は オゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少 その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼ す事態に係る環境の保全をいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の 活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の 汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化すること を含む。) 土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭 によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係 のある財産並びに動植物及びその生育環境を含む。)に係る 被害が生ずることをいう。

(基本理念)

- 第3条 環境の保全等は、現在及び将来の市民がうるおいと安ら ぎのある恵み豊かな環境を享受するとともに、人類の存続基 盤である環境が将来にわたって維持されるよう適切に推進さ れなければならない。
- 2 環境の保全等は、すべての者が環境への負荷を低減するため、 自主的かつ積極的に行動することによって、自然の物質循環 を損なうことなく持続的に発展することができる社会が構築 されるように推進されなければならない。
- 3 地球環境の保全は、人類共通の課題であるとともに、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。) にのっとり、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策 を策定し、実施する責務を有する。

(事業者の責務)

- 第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに 当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物 を適正に処理し、並びに自然環境を適正に保全するために必 要な措置を講ずる責務を有する。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、環境の保全上の支障を 防止するため、次に掲げる事項に努めなければならない。
- (1) 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に その適正な処理が図られることとなるように必要な措置を 講ずること。
- (2) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資すること。
- (3) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を使用すること。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、 その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他 の環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の 保全等に関する施策に協力する責務を有する。 (市民の責務)
- 第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活において、環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する實務を有する。

第2章 環境の保全等に関する基本的な施策等 (施策の策定等に当たっての環境への配慮)

第7条 市は、すべての施策の策定及び実施に当たっては、環境 優先の理念の下に、環境への負荷の低減その他の環境の保全 等について配慮するものとする。

(環境基本計画)

- 第8条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的 に推進するため、草加市環境基本計画(以下「環境基本計画」 という。)を策定するものとする。
- 2 環境基本計画は、環境の保全等に関する長期的な目標、総合的な施策の大綱その他環境の保全等に関する必要な事項について定めるものとする。
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ市 民及び事業者の意見を聴くものとする。
- 4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公 表するものとする。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。 (環境基本計画との整合)
- 第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、 実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものと する。

(報告書の作成)

第10条 市長は、毎年、環境の状況及び環境の保全等に関して 講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表するものと する。

(事業等に係る環境への配慮)

第11条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を 行う事業者が、当該事業を実施するに際し、その事業が環境 に配慮されたものとなるよう必要な措置を講ずるように努め るものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための規制措置)

第12条 市は、公害(放射性物質による大気の汚染、水質の汚 濁及び土壌の汚染によるものを除く。)の原因となる行為及び 環境の保全に支障を及ぼすおそれのある行為に関し、必要な 規制措置を講ずるものとする。

(助成措置)

- 第13条 市は、事業者又は市民が環境への負荷の低減のための 施設の整備その他の環境の保全等のための適切な措置をとる ことを助長するため、必要があると認められるときは、適正 な助成措置を講ずるように努めるものとする。
 - (資源等の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物 の減量の促進)
- 第14条 市は、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会の 構築を促進するため、事業者及び市民に対し、資源等の循環 的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量の促進を 図るものとする。
- 2 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、 製品、役務、エネルギー等の利用の推進に努めるものとする。 (環境教育及び環境学習の推進等)
- 第15条 市は、環境の保全等に関する教育及び学習の推進並び に広報活動の充実により、事業者及び市民が環境の保全等に ついての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全等 に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるよう に努めるものとする。

(民間団体等の環境の保全等に関する活動の促進)

団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う環境の保 全等に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずる ように努めるものとする。

(情報の提供)

- 第17条 市は、第15条の教育及び学習の推進並びに前条の民 間団体等の活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利 益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全等に 関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。 (市民の意見の反映)
- 第18条 市は、環境の保全等の施策に、市民の意見を反映する 第30条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。 ことができるように努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第19条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全等に関す る施策を適正に実施するために必要な調査、監視、巡視、測 定及び検査の体制の整備に努めるものとする。

第20条 市は、事業活動が環境に与える影響について事業者が 自主的に行う環境監査に関し調査研究を行うとともに、その 普及に努めるものとする。

(民間団体等との連携)

第21条 市は、環境の保全等に関する施策が民間団体等の積極 的な参加と協働により効果的に推進されるようその連携に努 めるものとする。

(総合調整のための体制の整備)

第22条 市は、環境の保全等に関する施策について総合的に調

- 整し、推進するために必要な体制を整備するものとする。 (地球環境の保全)
- 第23条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の 地球環境の保全に資する施策の推進に努めるものとする。
- 2 市は、国、埼玉県及び関係機関と連携して、地球環境の保全 に関し、技術及び情報の提供等により、国際協力の推進に努 めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第24条 市は、広域的な取り組みが必要とされる環境の保全等 の施策の策定及び実施に当たっては、国、埼玉県及び他の地 方公共団体と協力して推進するものとする。

第3章 環境主議会

(環境審議会の設置)

- 第25条 環境保全等に関する基本的事項を審議するため、環境 基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定により、草 加市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。 (所掌事項)
- 第26条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査 審議する。
- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 公害防止に関すること。
- (3) 自然保護に関すること。
- (4) 地球環境に関すること。
- (5) その他環境の保全等に関し必要なこと。
- 第27条 審議会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げ る者のうちから市長が委嘱する。
- (1) 市民
- (2) 事業者
- (3) 学識経験のある者
- (4) 関係団体の役職員
- (5) 関係行政機関の職員 (任期)
- 第16条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の 第28条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任 期間とする。

(会長及び副会長)

- 第29条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を掌理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職 務を代理する。

(会議)

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことが
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の ときは、議長の決するところによる。 (関係者の出席)
- 第31条 審議会は、所掌事項に関し必要があると認めたときは、 関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。
- 第32条 第25条から前条までに規定するもののほか、審議会 の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年5月1日から施行する。 以下 略

4 草加市環境基本計画推進組織

草加環境推進協議会

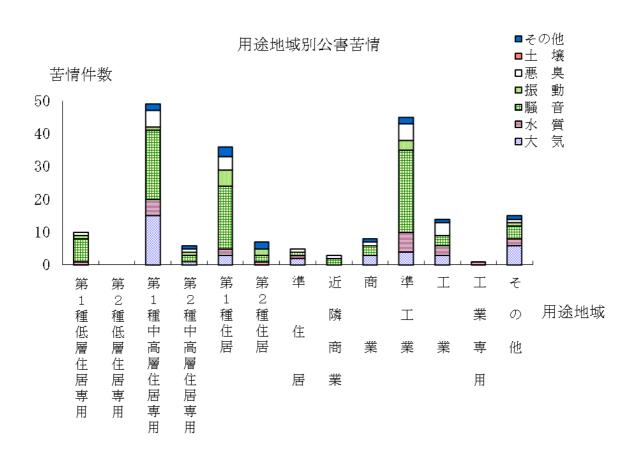
(平成27年5月1日現在)

会員区分	団体名・個人名
	草加市町会連合会
	草加市ガールスカウト連絡協議会
	草加市ボーイスカウト連絡協議会
	草加市すこやかクラブ連合会
	草加市くらしの会
	エコ生活ガイド草加
	生活クラブ生協
	エコキッズ草加
団	埼玉県生態系保護協会草加・八潮支部
凹 体	草加市温暖化対策連絡会
	葛西用水美化促進協議会
会員	綾瀬川の緑を愛する会
貝	毛長川・辰井川の水と緑を守る会
	<u>綾瀬川自然観察同好会</u>
	(公社)草加青年会議所
	草加松原ロータリークラブ
	<u>草加松原ロータリークラブ</u> 草加ライオンズクラブ
	草加市農業振興協議会
	(公社)埼玉県宅地建物取引業協会埼玉東支部
	柴田科学㈱
	草加パドラーズ
	加納正行
個	藤波 敬子
人	原秀雄
会	高橋茂仁
会員	久野 一郎
	中山、文嗣
	クリーンふるさと推進協議会
賛	一般社団法人 草加市コミュニティ協議会
助	草加市子ども会育成者連絡協議会
団	草加商工会議所
体	草加市南部工業会
会	草加市商店連合事業協同組合
	草加八潮工業会
 	<u>早加八衛工業会 </u> 草加市東部工業会
	千川 リ 木

5 公害苦情

(1) 用途地域別公害苦情件数

	大 気	水 質	騒 音	振 動	悪臭	土壌	その他	計
第1種低層住居専用	0	1	7	1	1	0	0	10
第2種低層住居専用	0	0	0	0	0	0	0	0
第1種中高層住居専用	15	5	21	1	5	0	2	49
第2種中高層住居専用	1	0	2	1	1	0	1	6
第1種住居	3	2	19	5	4	0	3	36
第2種住居	0	1	2	2	0	0	2	7
準 住 居	2	1	1	0	1	0	0	5
近 隣 商 業	0	0	2	0	1	0	0	3
商業	3	0	3	0	1	0	1	8
準 工 業	4	6	25	3	5	0	2	45
工業	3	3	3	0	4	0	1	14
工業専用	0	1	0	0	0	0	0	1
その他	6	2	4	1	1	0	1	15
計	37	22	89	14	24	0	13	199



(2) 発生源別公害苦情件数

	発 生 源		大 気	水 質	騒 音	振 動	悪臭	土 壌	その他	計
	食料	品	0	1	3	0	1	0	1	6
	飲料・飼料・たば	٦	0	1	0	0	3	0	0	4
	繊 維 製	品	0	1	0	0	0	0	0	1
	木材・家具・木製	品	2	0	0	0	0	0	0	2
製	パルプ・紙・紙加工	品	0	0	0	0	0	0	0	0
造	出版・印刷・同関連産	業	0	0	1	0	1	0	0	2
事	化学工業・石油・石炭集		0	0	0	0	0	0	0	0
	プ ラ ス チ ッ ク 製	品	0	0	0	0	0	0	0	0
業	ゴ ム 製	品	0	0	0	0	1	0	0	1
所	なめし皮・同製品・毛	皮	0	0	0	0	0	0	0	0
	窯業・土石製	品	0	0	0	0	0	0	0	0
	鉄鋼・非鉄金属・金属製	심品	0	3	13	0	1	0	0	17
	機 械 器	具	1	0	1	0	0	0	0	2
	そ の	他	0	1	1	0	0	0	0	2
修	理 工	場	0	0	0	0	0	0	0	0
建	築 土 木 工	事	4	0	25	10	1	0	0	40
交	通機	関	0	0	1	1	0	0	0	2
娯	楽 ・遊 興 ・スポーツ 施	設	0	0	1	0	0	0	0	1
洗	濯・理容・浴場	業	0	0	3	0	1	0	1	5
商	店・飲食	店	2	1	8	0	2	0	2	15
事	務	所	2	0	0	0	0	0	0	2
家	庭生	活	2	0	7	0	1	0	2	12
農		地	14	0	1	0	2	0	0	17
そ	Ø	他	7	4	23	2	3	0	7	46
不		明	3	10	1	1	7	0	0	22
	合 計		37	22	89	14	24	0	13	199

6 水質汚濁

(1) 環境基準

人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準	項目	基準
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	シマジン	0.003mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜	10mm/LNT
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	硝酸性窒素	10mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

^{*}達成期間 直ちに達成され、維持されるように努めるものとする。 該当水域 全公共用水域

生活環境の保全に関する環境基準

				基準	值				
類型	利用目的の 適応性	水素 イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数			
АА	水道1級 自然環境保全	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/100mL 以下			
А	水道 2 級 水産 1 級 水 浴	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1000MPN/100mL 以下			
В	水道 3 級 水産 2 級	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5000MPN/100mL 以下			
С	水産3級 工業用水1級	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	-			
D	工業用水2級 農業用水	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	-			
Е	工業用水3級環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/L以上	-			
該当水域	全公共用水域のうち、水域類型ごとに指定する水域 綾瀬川及び中川は C 類型 古綾瀬川は D 類型								

(2) 特定事業場及び指定排水工場等に適用される排水基準

生活環境項目(単位:mg/L(水素イオン濃度及び大腸菌群数を除く))

a 日平均排水量が 10m3以上の特定事業場及び指定排水工場等に適用。

	特定施設	上乗せ項目		比学的 量 (BOD)	浮遊物 (S	フェノール 類	
1の2		.上)					
	牛房(総面積200㎡l	8	0	15	50		
	馬房(総面積500㎡l	(日間平	平均60)	(日間平	均120)		
69	と畜業·死亡獣畜取						
2001	指定地域特定施設		既存	新規	既存	新規	
	し尿浄化槽(処理対 500人で指定地域に	†象人員が201~ 内に設置されるもの)			80		5
72	し尿処理施設 (処理対象人員	し尿浄化槽(処理対象 人員501人~2000人)	60	25 (日間平均20)	(日間平均70)	60 (日間平均50)	
	500人以下のし 尿浄化槽を除 く)	その他	30	,	70 (日間平均60)		
73 下	水道終末処理施設	2	5	6			
上	記以外の特定施設、	指定排水施設	(日間3	平均20)	(日間室	1	

	ا	ニ乗せ以外の項目(共通)	
水素イオン濃度(pH)	5.8 ~ 8.6	溶解性鉄含有量	10
ノルマルヘキサン抽出物質		溶解性マンガン含有量	10
含有量	5	クロム含有量	2
(鉱油類含有量)		大腸菌群数(1cm ³ につき個)	日間平均 3,000
ノルマルヘキサン抽出物質		室素含有量*1,2	120(日間平均60)
含有量	30	りん含有量 ^{*1,2}	16(日間平均8)
(動植物油脂類含有量)		化学的酸素要求量(COD) * 3	160
銅含有量	3	(湖沼に直接排水	
亜鉛含有量	2	する場合に限る)	(日間平均120)

^{*1} 特定事業場(日平均排水量50m³以上)に適用される。

- ・上乗せ項目について、基準の異なる複数の施設がある場合には、最も厳しい基準を適用する。
- ・水質汚濁防止法施行令別表第 1 74 号の共同処理施設については処理対象事業場の業種に属するものとみなして適用する。
- ・既存・新規の施設・・・平成4年4月1日前に設置された施設(設置の工事含む)を既存、 同日以後に設置された施設を新規とする。

^{*2} 一部の業種については、暫定基準が適用される。

^{*3} 湖沼に直接排水する場合に適用される。

b 日平均排水量が 10m³ 未満の下記の特定事業場及び指定排水工場等、及び 日平均排水量が 10m³ 以上の指定外工場等に適用。

水質汚濁防止法施行令別表第1

- ・第11号:動物系飼料又は有機質肥料製造業の用に供する原料処理施設、洗浄施設等
- ・第66号の3:共同調理場に設置されるちゅう房施設(総床面積500m²以上)
- ・第66号の4:弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設(総床面積360m²以上)
- ・第66号の5から第66号の7:(飲食店関係)
- ・第68号の2:病床数300以上の病院に設置されるちゅう房施設、洗浄施設及び入浴施設
- ・第70号の2:自動車分解整備事業の洗車施設(屋内作業場面積800m²以上)
- ・第72号: し尿処理施設(501人槽以上のし尿浄化槽等)
- ・指定地域特定施設(201~500人槽のし尿浄化槽)
- ・上記の施設を設置する工場又は事業場から排出される水(公共用水域に排出 されものを除く)の処理施設を設置する工場又は事業場

水素イオン濃度(pH)	5.8~8.6
生物化学的酸素要求量(BOD)	150(日間平均120)
化学的酸素要求量(COD) 注	160(日間平均120)
浮遊物質量(SS)	180(日間平均150)

(注) COD は湖沼に直接排水する場合に限り適用される。湖沼以外は BOD が適用される。

有害物質(共通)(単位:mg/L)

公共用水域に排出水を排水するすべての工場又は事業場に適用。

カドミウム及びその化合物	カト゛ミウム	0.03	1,2-ジクロロエタン		0.04
シアン化合物	シアン	1	1,1-ジクロロエチレン		0.2
有機リン化合物		1	シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4
鉛及びその化合物	鉛	0.1	1,1,1-トリクロロエタン		3
6価クロム化合物	6価クロム	0.5	1,1,2-トリクロロエタン		0.06
ヒ素及びその化合物	ヒ素	0.1	1,3-ジクロロプロペン		0.02
水銀及びアルキル水銀	水銀	0 005	 F D D D D D D D D D D		0.06
その他の水銀化合物	小亚	0.005	シマシ゛ン		0.03
アルキル水銀化合物	検出されな	いこと	チオヘ゛ンカルフ゛		0.2
アルイル小 載 化 白 初	(定量限界0	.0005)	ベンゼン		0.1
ポリ塩化ビフェニル(PCB)		0.003	セレン及びその化合物	セレン	0.1
トリクロロエチレン		0.3	ほう素及びその化合物 *	ほう素	10
テトラクロロエチレン		0.1	ふっ素及びその化合物 *	ふっ素	8
ジクロロメタン		0.2	アンモニア、アンモニウム化合物、	•	100(注)
四塩化炭素		0.02	亜硝酸化合物及び硝酸化合物 *		100(注)

^{*} 一部の業種については、水質汚濁防止法の暫定基準が適用される。 一部の業種については、上乗せ条例の暫定基準が適用される。

⁽注) 1 リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素 及び硝酸性窒素の合計量が100ミリケラム。

(3) 特定施設及び指定排水施設

特定施設(水質汚濁防止法)届出状況

(平成27年3月31日現在)

番	号	業種	等	届 出 事業所数	年3月31日現在) 規制対象 事業所数
2		畜産・食料品製造業		2	0
3		水産食料品		0	0
4		保存食料品製造業		1(1)	1
5		調味料製造業		1(1)	0
8		パン類製造業		2(1)	0
9		米菓製造業		21(6)	0
11		有機質肥料製造業		1(1)	0
12		動物性油脂製造業		1	0
16		めん類製造業		2	0
17		豆腐・煮豆製造業		3(3)	0
180	2	冷凍調理食品製造業		1	1
19		繊維製品製造業		3(2)	2
23		パルプ・紙又は紙加工品製造	 業	2	2
230	2	新聞業・他		2(1)	1
27		無機化学製品製造業		4(3)	1
33		合成樹脂製造業		2(2)	0
42		ゼラチン製造業		1(1)	0
46		有機化学工業製品製造業		1	1
50		試薬製造業		1(1)	1
52		皮革製造業		5(4)	1
53		ガラス製品製造業		2(2)	1
54		セメント製品製造業		1	0
55		生コンクリート製造業		3	0
63		金属製品製造業		1	1
64 <i>ග</i>	2	水道用浄水施設		2(1)	0
65		表面処理施設		15(7)	7
66		電気めっき施設		6(4)	6
66 <i>ග</i>	3	旅館業		10(3)	1
66 <i>ග</i>) 4	共同調理場		3(3)	3
66 <i>ග</i>	5	弁当仕出・他		0	0
67		洗たく業		35(8)	10
68		自動フィルム現像洗浄施設		8(5)	3
68 <i>ග</i>	2	病院		1(1)	1
71		自動式車両洗浄施設		38(11)	0
71თ	2	試験研究機関		3(2)	1
71თ	3	一般廃棄物		1(1)	0
71თ	4	産業廃棄物		0	0
71თ	5	トリクレン洗浄		1(1)	1
71თ	6	トリクレン蒸留		0	0
72		し尿処理施設		0	0
74		特定事業場処理施設		0	0
2001	<u> </u>	指定地域特定施設		9	9
		計		195(76)	55

()は公共下水道接続事業場

指定排水施設(埼玉県生活環境保全条例)届出状況

(平成27年3月31日現在)

指	定	排	水	施	設	届事業	出	規制対象 事業所数	
弁当仕出屋	図とは弁算	当製造業	の用に供 [・]	するちゅう	う房施設		1	1	
共同調理場	又は病	完に設置	されるち	ゅう房施詞	设		1	1	
共同調理場 ちゅう房旅		完以外の	特定給食	施設に設う	置される		2	2	
コルゲート	マシン						0	0	
飲食店に設置	置されるち	ゅう房施	设				1	1	
カット野菜	製造業の	の洗浄施	設及び原	料処理施詞	设		0	0	
			計				5	5	

(4) 工場・事業場立入指導結果

項目別排水検査結果

	Ι		1	
項 目	検	体 数		不適合率(%)
水素イオン濃度(pH)		31	0	0.0
生物化学的酸素要求量(BOD)		30	3	10.0
化学的酸素要求量(COD)		23	0	0.0
浮遊物質量(SS)		30	1	3.3
シアン化合物(CN)		0	0	0.0
6 価クロム(Cr6+)		1	0	0.0
カドミウム(Cd)		0	0	0.0
全クロム(T-Cr)		1	0	0.0
鉛化合物(Pb)		3	0	0.0
銅 (Cu)		1	0	0.0
亜鉛(Zn)		1	0	0.0
溶解性鉄(S-Fe)		2	0	0.0
マンガン(Mn)		0	0	0.0
トリクロロエチレン(TCE)		3	0	0.0
テトラクロロエチレン(PCE)		2	0	0.0
全窒素(T-N)		13	0	0.0
全燐 (T-P)		13	1	7.7
n-Hex抽出物質(n-Hex)		4	1	25.0
ジクロロメタン(DCM)		2	0	0.0
1.2ジクロロエタン		0	0	0.0
1.1ジクロロエチレン		0	0	0.0
1,1,1-トリクロロエタン		0	0	0.0
ふっ素(F)		2	0	0.0
ほう素(B)		3	0	0.0
アンモニア性窒素		C	0	0.0
硝酸性窒素・亜硝酸性窒素		0	0	0.0

(5) 河川水質調査結果

	河川名		*							绘	頼川								
	地点名		1	_	 ·之橋				连人壶	BOD	1971	2.	中	 曽根橋				· 连	BOD
	測定項目	 平均	最小値	· ~	最大値	m	/	n	適合率 (%)	COD 75%値	平均	最小値	~	最大値	m	/	n	適合率 (%)	COD 75%值
	水温()	17.9	5.0	~	28.3	-	/	12	<u> </u>	75%1但	18.3	6.0	~	28.3			12	_	75%但
	透視度(cm)	43	9	~	88	-	/	12	_	_	39	20	~	55	-	/	12	_	_
	pH	7.4	7.1	~	7.7	0	/	12	100	_	7.4	7.1	~	7.6	0		12	100	_
	DO(mg/L)	8.4	6.5	~	11.0	Ė	/	12	100		7.4	4.5	~	9.5	l i		12	92	
	BOD(mg/L)	3.1	1.9	~	7.2		/	12	92	3.4	2.9	1.3	~	4.7		/	12	100	3.6
生活	COD(mg/L)	5.1	3.1	~	7.2	-	/	6	-	5.9	5.6	4	~	7.1	-	/	6	-	6.4
環	SS(mg/L)	23	8	~	57	1		6	83	-	16	8	~	25	0		6	100	-
境 項	n - ヘ + サン抽出物質(mg/L)	ND	ND	~	0.7	<u> </u>	/	6	-	_	ND	ND	~	ND	-	/	6	-	_
目	全窒素(mg/L)	2.8	2.3	~	3.5		/	4	_	_	-	-	~	-		/	_	_	_
	全リン(mg/L)	0.19	0.12	~	0.29	-	/	4	_	_	_	_	~	-	-	/	_	_	_
	型り(mg/L) 亜鉛(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	_	_	_	_	~	_	-	/	_	_	_
	LAS(mg/L)	_	-	~		-	/	_	_	_	_	_	~	-	-		_	-	_
	ノニJレフェノーJレ(mg/L)	-	_	~		-	/	_	_	_	<u> </u>	_	~	_		/	_	_	_
	カドミウム(mg/L)	<0.0003	<0.0003	~	<0.0003	0	/	6	100	_	<0.0003	<0.0003	~	<0.0003	0	/	6	100	<u>-</u>
	全シアン(mg/L)	ND	ND	~	ND	0		6	100	_	ND	ND	~	ND	0	/	6	100	_
	<u>エップラ(mg/L)</u> 鉛(mg/L)	0.001	<0.001	~	0.005	H	/	6	100	-	<0.001	<0.001	~	0.002			6	100	_
	六価クロム(mg/L)	<0.005		~	<0.005	Ě	/	6	100	_	<0.005			<0.005	Ě	/	6	100	_
		<0.001		~	0.001	0	/	6	100	_	-	-	~	-	-	/		-	_
	総水銀(mg/L)	<0.0005		~	<0.0005	0	/	6	100	-	<0.0005	<0.0005	~	<0.0005	0	/	6	100	_
	PCB(mg/L)	-	-	~	-	_	/		-	-	-	-	~	-	<u> </u>	/		-	_
	ジクロロメタン(mg/L)	_	_	~		-	/	_	_	_		_	~	_	-	/	_	_	_
	トリクロロエチレン(mg/L)	_	_	~	_	-	/	_	_	_	_	_	~	_	-		_	_	_
	テトラクロロエチレン(mg/L)	_	-	~	_	-	/	_	_	-	_	_	~	_	-	/	_	_	_
健	四塩化炭素(mg/L)	-	-	~	_	-		_	_	_	_	_	~	-	-	/	_	_	_
	1,2-9'/0019\(mg/L)	-	_	~		-	/	_	_	_		_	~	-	-	/	_	_	_
康	1,1-ジクロロエチレン(mg/L)	_	_	~	_	-	/	_	_	_		_	~	-	-	/	_	_	_
項	シス-1,2-ジクロロエチレン(mg/L)	_	_	~		-	/	_	_	_	_	_	~	-	-		_	-	_
目	1,1,1-ドリクロロェタン(mg/L)	_	_	~		-	/	_	_	_	_	_	~	-	-	/	_	-	_
	1,1,2-トリクロロエタン(mg/L)		-	~		-		_	-	_	_	_	~	-	-	/	_	-	_
	1,3ジクロロプロペン(mg/L)		-	~			/	_	-	_	_	_	~	-	_	/		-	_
	チウラム(mg/L)	-	-	~	_	-	/	_	_	-	_	_	~	-	-			_	_
	シマジン(mg/L)	-	-	~			/	_	-	_	_	-	~	-		/		_	_
	チオベンカルブ(mg/L)	_	_	~		-	/	_	_	_		_	~	_		/	_	_	_
	ベンゼン(mg/L)	-	-	~			/	_	-	-	-	-	~	-	_	/	_	-	_
	セレン(mg/L)	-	_	~	_	-	/	_	-	_	_	_	~	-		/		_	_
	硝酸性及び	_	_	~		-	/	_	-	_	_	_	~	-	-			_	_
	亜硝酸性窒素(mg/L) ふっ素(mg/L)	_	_	~		-	/	_	_	_	_	_	~	-		/	_	_	_
		-	-	~	_	<u> </u>	/	_	-	_	_	_	~	_	-	/	_	_	_
特殊	全クロム(mg/L)	<0.01	<0.01	~	<0.01	-			-	-	-	-	~	-	-			-	-
項目	アンモニア性窒素(mg/L)		-	~	-	<u> </u>	/	<u> </u>	_	_	_	_	~	-	 -	/		_	_
その	リン酸性リン(mg/L)	-	-	~		-	/	_	_	_	_	_	~	-		/	_	_	_
他	導電率(mS/m)	32	23	~	44	-		7	_	_	33	25	~	44			7	_	_
項	塩素イオン(mg/L)	31	21	~	53			4	_	_	32	24	~	49		/		_	_
目	M B A S (mg/L)	<0.02	<0.02	~	0.03	\vdash	/	4	_	-	-	-	~	-	-		-	_	_
	(וווg/ L) איט ואו	\U.UZ	\U.UZ		0.03	Ŀ	/	4						-	Ľ	/	_	_	

^{*「}m/n」は、「環境基準値、指針値を越える検体数/総検体数」を示す。 なお、指針値の設定されていない項目については、「-/総検体数」と表示した。

	河 川 名										頭川								
	地点名		3	. 手	代橋				適合率	BOD	X/-1	4.	桑1	 袋大橋				適合率	BOD
	測定項目	平均	最小値	~	最大値	m	/	n	(%)	COD 75%値	平均	最小値	~	最大値	m	/	n	(%)	COD 75%値
	水温()	17.9	5.0	~	29.5	-	/	12	_	-	17.7	5.0	~	29.0	-	/	12	-	7 J / I E
	透視度 (cm)	40	22	~	68	-			_	_	41	20	~	64	-	/	12	-	_
	pH	7.3	7.1	~	7.5	0	/	12	100	_	7.3	7.2	~	7.5	0	/	12	100	_
	DO(mg/L)	6.2	3.9	~	9.2	4		12	67	_	5.8	3.8	~	7.7	4	/	12	67	_
	BOD(mg/L)	2.9	0.7	~	4.8	0	/	12	100	3.5	2.6	1.1	~	4.7	0	/	12	100	2.7
生活	COD(mg/L)	6.4	5	~	7.9	-	/	6	-	7.6	5.9	4.7	~	7.7	-		6	-	7.3
環	SS(mg/L)	15	9	~	21	0	/	6	100	0	13	6	~	18	0	/	6	100	-
境 項	n - ヘ キ サン抽出物質(mg/L)	ND	ND	~	ND	-	/	6	-	_	ND	ND	~	ND	_		6	-	_
目	全窒素(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-			3.5	2.5	~	5.2	0	/	4	_	
	全リン(mg/L)	_	_	~		-	/	_	_	_	0.20	0.12	~	0.31	0	/	4	-	_
	亜鉛(mg/L)			~		_	/	_			- 0.20	0.12	~	-	_	/	-	-	_
	亜銅(mg/L) LAS(mg/L)	-	_	~		_	/	_		_	-	_	~		Ė	/	_	-	-
				~		_	/	_					~		Ė	/	_	_	-
	ノニルフェノール(mg/L) カドミウム(mg/L)	<0.0003	<0.0003	~	<0.0003	0	/	6	100	-	<0.0003	<0.0003	~	<0.0003	0	/	6	100	
	カトミウム(mg/L) 全シアン(mg/L)	<0.0003 ND	<0.0003 ND	~	<0.0003 ND	0	/	6	100	-	<0.0003 ND	<0.0003 ND	~	<0.0003 ND	0	/	6	100	-
		<0.001	<0.001	~	0.001	0	/	6	100	-	<0.001	<0.001	~	0.001	0	/	6	100	-
	鉛(mg/L)	<0.001		~		0	/	6	100	-	<0.001	<0.001	~		0	/	6	100	-
	六価クロム(mg/L) 砒素(mg/L)	<0.005	<0.005	~	<0.005	U		О	100	-			~	<0.005			6		-
	能水銀(mg/L)	<0.0005	<0.0005	~	<0.0005	0	/	6	100	-	<0.001	<0.001		<0.001	0	/	6	100	-
	彩小藪(flig/L) PCB(mg/L)			~	<0.0005	-		О	-		ND	ND	~	ND	0		2		
	ジクロロメタン(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	<0.002	<0.002	~	<0.002	0	/	2	100	-
	トリクロロエチレン(mg/L)	-	_	~	-	-	/	-	-		<0.002		~	<0.002	0	/	2	100	-
	テトラクロロエチレン(mg/L)		<u> </u>	~		_	/	_		_	<0.002	<0.002	~	<0.002	0	/	2	100	-
健	<u> 四塩化炭素(mg/L)</u>	_	_	~	-	-	/	-	-	-	<0.0003	<0.0003		<0.0003	0	/	1	100	-
胜			_	~	-	-	/	-	_	_	<0.0002	<0.0002		<0.0002	0	/	1	100	-
康	1,2-ジクロロエタン(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-		-	<0.004	<0.004	~	<0.004	0	/	1	100	-
項	1,1-シ [*] クロロエチレン(mg/L) シス-1,2-シ [*] クロロエチレン(mg/L)	_		~		-	/	_				<0.002		<0.002			1	100	-
			_		-	-	/	-	-	-				<0.002	Ė	/		100	-
_	1,1,1-トリクロロエタン(mg/L) 1,1,2-トリクロロエタン(mg/L)	_		_		_	/	_	_					<0.0006		/	1	100	
	1,1,2-199日ロエラン(mg/L) 1,3シ クロロフ ロヘ ン(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-				<0.0002	Ě	/	1	100	-
	, , ,	_		~		-		-	-	-	<0.0002			<0.0002		/	1	100	-
	チウラム(mg/L) シマジン(mg/L)		-	~	-	-	/	-	-	-	<0.0003			<0.0003		/	1	100	-
	チオベンカルブ(mg/L)	-	_			-		-	-					<0.0003	-		1		-
		-	-	~	-	-	/	-	-	-				<0.002		/		100	
	ベンゼン(mg/L)	-	-		-	-	/	-	-	-	<0.001					/	1	100	-
	セレン(mg/L) _{硝酸性及び}	-	-	~	-	-	/	-	-	-			~		0	/	4	100	-
	亜硝酸性窒素(mg/L)	-	-		-	-	/	-		-	1.9	1.2		2.7	0	/		100	
	ふっ素(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	0.1		~	0.19	0	/	4	100	-
特殊	ほう素(mg/L) 全クロム(mg/L)	-	- -	~	-	_	/	-	-	-	0.11	<0.01	~	<0.01	0	/	4	100	-
項目	至7日ム(mg/L) アンモニア性窒素(mg/L)	-	-	~		-	/	-	<u> </u>		<0.01	-	~	-	-		-		-
その		-	-	~	-	-	/	-	-	-	-		~	-	-	/	-	-	-
の他	リン酸性リン(mg/L) 道需変(ms/m)							7	_			- 27							
の項	導電率(mS/m) - 作表イオン/mg/L)	37	28	~	49	-	/	7	-	-	40	27	~	65	-	/	7	-	-
目	塩素イオン(mg/L) M B A S (mg/L)	32	26	~	47 -	-	/	4			0.02	<0.02	~	0.04	-	/	4	-	_
	IVI D A 3 (IIIg/ L)	l -			-	_		-			0.02	₹0.02	_	0.04	ட்	/	4	_	

^{*「}m/n」は、「環境基準値、指針値を越える検体数/総検体数」を示す。 なお、指針値の設定されていない項目については、「-/総検体数」と表示した。

	河川名										 5川								
	地点名		5.1	伝右	 - 橋(上)				適合率	BOD		6.	男な	 女土橋				適合率	BOD
	測定項目	平均	最小値	~		m	/	n	(%)	COD 75%値	平均	最小値		最大値	m	/	n	(%)	COD 75%值
	水温()	18.6	6.5	~	29.4	-	/	12	_	-	17.7	5.8	~	28.2	-	/	12	-	-
	透視度 (cm)	32	13	~	49	-	/	12	-	-	52	20	~	90	-	/	12	-	-
	рН	7.5	7.3	~	7.6	-		12	_	-	7.5	7.2	~	7.7	-	/	12	-	_
	DO(mg/L)	5.2	2.8	~	10.0	-	/	12	-	-	5.2	2.9	~	10.0	-	/	12	-	-
	BOD(mg/L)	4.6	2.1	~	12	-	/	12	-	5.3	3.7	1.2	~	7.0	-	/	12	-	4.1
Щ.	COD(mg/L)	7.1	5.5	~	8.3	-	/	6	-	8.2	6.2	4.8	~	8.3	-	/		-	7.1
生活	SS(mg/L)	17	8	~	34	-	/	6	-	-	9	7	~	13	-	/	6	-	-
環境	n - ヘ キ サン抽出物質(mg/L)	ND	ND	~	ND	-	/	6	-	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
項	全窒素(mg/L)	5.4	1.6	~	7.1	-	/	4	-	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
目	全リン(mg/L)	0.48	0.3	~	0.65	-	/	4	-	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
	亜鉛(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
	LAS(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
	ノニJレフェノーJレ(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
	カドミウム(mg/L)	<0.0003	<0.0003	~	<0.0003	0	/	6	100	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
	全シアン(mg/L)	ND	ND	~	ND	0	/	6	100	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
	鉛(mg/L)	0.001	<0.001	~	0.003	0	/	6	100	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
	六価クロム(mg/L)	<0.005	<0.005	~	<0.005	0	/	6	100	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
	砒素(mg/L)	<0.001	<0.001	~	<0.001	0	/	6	100	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
	総水銀(mg/L)	<0.0005	<0.0005	~	<0.0005	0	/	6	100	-	•	-	~	-	-	/	-	-	-
	PCB(mg/L)	1	-	~		-	/	-	-		•	-	~	-	-	/	-	-	-
	ジクロロメタン(mg/L)	•	-	~	-	-	/	-	-	-	•	-	~	-	-	/	-	•	-
	トリクロロエチレン(mg/L)	1	-	~	-	1	/	-	-	-	-	-	~	-	1	/	-	1	-
	テトラクロロエチレン(mg/L)	1	-	~	-	•	/	-	-	-	-	-	~	-	1	/	-	1	-
健	四塩化炭素(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
康	1,2-ジクロロエタン(mg/L)	1	-	~	-	•	/	-	-	-	-	-	~	-	1	/	-	1	-
	1,1-ジクロロエチレン(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
項	シス-1,2-ジクロロエチレン(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
目	1,1,1-ዞሀታበበ፲ <i>§</i> ン(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
	1,1,2-ዞJሳበበ፲ ∮ ン(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
	1,3シ [・] クロロフ ['] ロヘ ['] ン(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
	チウラム(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
	シマジン(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
	チオベンカルブ(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
	ベンゼン(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
	セレン(mg/L)	1	-	~		•	/	-	-	-	-	-	~	-	-	/	-	1	-
	硝酸性及び 亜硝酸性窒素(mg/L)	1	-	~	-	-	/	-	-	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
	ふっ素(mg/L)	1	-	~	-	-	/	-	-	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
	ほう素(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
特殊 項目	全クロム(mg/L)	<0.01	<0.01	~	<0.01	•	/	4	-	-	-	-	~	-	•	/	-	-	-
そ	アンモニア性窒素(mg/L)	1	-	~	-	-	/	-	-	-	•	-	~	-	-	/	-	-	-
の	リン酸性リン(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
他の	導電率(mS/m)	40	30	~	44	-	/	7	-	-	40	36	~	43	-	/	7	-	-
項目	塩素イオン(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
	M B A S (mg/L)	0.07	0.03	~	0.12	-	/	4	-	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-

^{*「}m/n」は、「環境基準値、指針値を越える検体数/総検体数」を示す。 なお、指針値の設定されていない項目については、「-/総検体数」と表示した。

	河川名									伝名	 5川								
	—————————————————————————————————————		7	'. 山	 王橋				適合率	BOD		8.1	伝右	 i橋(下)				適合率	BOD
	測定項目	平均	最小値			m	/	n	(%)	COD 75%値	平均	最小値	~	最大値	m	/	n	(%)	COD 75%値
	水温()	19.9	7.0	~	28.6	-	/	7	-	-	17.6	5.0	~	30.7	-	/	24	-	
	透視度 (cm)	59	23	~	>100	-	/	7	-	_	52	15	~	>100	-	/	24	-	_
	pH	7.6	7.5	~	7.7	-	/	6	_	_	7.4	7.2	~	7.7	-	/		-	-
	DO(mg/L)	6.1	4.4	~	8.5	_	/	6	_	_	5.9	3.8	~	10.0	-	/	24	_	_
	BOD(mg/L)	2.5	1.3	~	4.1	-	/	6	_	2.8	2.4	1.4	~	3.8	-	/	24	_	2.9
	COD(mg/L)	_	-	~	_	-	/	_	_	_	5.0	0.7	~	7.7	-	/		-	-
生活	SS(mg/L)	11	3	~	18	-	/	6	-	_	11	6	~	19	-	/	24	-	_
環	n- ヘ キ サン抽出物質(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	_	-	_	-	~	_	-	/	-	-	-
境 項	全窒素(mg/L)	-	-	~	-	-	/	_	_	-	3.3	2.4	~	4.6	-	/	4	-	_
目	全リン(mg/L)	-	-	~	-	-	/	_	-	_	0.27	0.14	~	0.49	-	/	4	-	_
	亜鉛(mg/L)	-	-	~	-	-	/	_	-	-	0.021	0.014	~	0.03	-	/	4	-	-
	LAS(mg/L)	-	-	~	-	-	/	_	-	-	-	-	~		-	/	-	-	_
	ノニルフェノール(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	_	-	-	-	~	_	-	/	-	-	-
	カドミウム(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	<0.0003	<0.0003	~	<0.0003	0	/	6	100	-
	全シアン(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	_	-	ND	ND	~	ND	0	/	6	100	-
	鉛(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	<0.001	<0.001	~	0.001	0	/	12	100	-
	六価クロム(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	<0.005	<0.005	~	<0.005	0	/	6	100	-
	砒素(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	<0.001	<0.001	~	<0.001	0	/	6	100	-
	総水銀(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	<0.0005	<0.0005	~	<0.0005	0	/	6	100	-
	PCB(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	ND	ND	~	ND	0	/	2	100	-
	ジクロロメタン(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	<0.002	<0.002	~	<0.002	0	/	6	100	-
	トリクロロエチレン(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	<0.002	<0.002	~	<0.002	0	/	6	100	-
	テトラクロロエチレン(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	<0.0005	<0.0005	~	<0.0005	0	/	6	100	-
/7±	四塩化炭素(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	<0.0002	<0.0002	~	<0.0002	0	/	2	100	-
健	1,2-シ ^¹ クロロエタン(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	<0.0004	<0.0004	~	<0.0004	0	/	2	100	-
康	1,1-ジクロロエチレン(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	<0.01	<0.01	~	<0.01	0	/	2	100	-
項	シス-1,2-ジクロロエチレン(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	<0.002	<0.002	~	<0.002	0	/	2	100	-
目	1,1,1-ዞJクロロェタン(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	<0.0005	<0.0005	~	<0.0005	0	/	2	100	-
П	1,1,2-ዞJクロロェタン(mg/L)	-	-	~	-	•	/	-	-	-	<0.0006	<0.0006	~	<0.0006	0	/	2	100	-
	1,3ジクበበプበペン(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	1	<0.0002	<0.0002	~	<0.0002	0	/	2	100	-
	チウラム(mg/L)		-	~	-	-	/	-	-	-	<0.0006	<0.0006	~	<0.0006	0	/	4	100	-
	シマジン(mg/L)	-	-	~	-	•	/	-	-	-	<0.0003	<0.0003	~	<0.0003	0	/	4	100	-
	チオベンカルブ(mg/L)	-	-	~	-	•	/	-	-	-	<0.002	<0.002	~	<0.002	0	/	4	100	-
	ベンゼン(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	<0.001	<0.001	~	<0.001	0	/	2	100	-
	セレン(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	<0.001	<0.001	~	<0.001	0	/	2	100	-
	硝酸性及び 亜硝酸性窒素(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	1.8	0.7	~	2.4	0	/	12	100	-
	ふっ素(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	0.1	0.03	~	0.15	0	/	12	100	-
	ほう素(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	0.06	<0.02	~	0.15	0	/	12	100	-
44	1,4 - ን [՝] オ ‡サン(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	<0.005	<0.005	~	<0.005	0	/	2	100	-
特殊項目	全クロム(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
そ	アンモニア性窒素(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	0.58	0.23	~	1.5	-	/	4	-	-
の	リン酸性リン(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	0.19	0.09	~	0.42	-	/	4	-	-
他の	導電率(mS/m)	34	27	~	43	-	/	7	-	-	37	15	~	67	-	/	24	-	-
項目	塩素イオン(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	38	9.4	~	99	-	/	24	-	-
	M B A S (mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	0.03	<0.02	~	0.08	-	/	4	-	-

^{*「}m/n」は、「環境基準値、指針値を越える検体数/総検体数」を示す。 なお、指針値の設定されていない項目については、「-/総検体数」と表示した。

	河川名									古統	瀬川								
	地点名		9	古	 川橋				適合率	BOD	748711	10) 劫	 过戸橋				適合率	BOD
	測定項目	平均	1		最大値	m	/	n	週日华 (%)	COD 75%値	平均	ı		最大値	m	/	n	週百年 (%)	COD 75%值
	水温()	19.5	7.0	~	30.7			12	-		19.9	6.1	~	29.5		/	7	_	
	透視度 (cm)	22	9	~	40	-		12	-	_	36	24	~	46		/	7	_	_
	pH	7.4	7.1	~	7.5	0		12	100	-	7.4	7.1	~	7.5	0	/	6	100	-
	DO(mg/L)	6.7	4.2	~	9.9	0		12	100	-	4.7	1.6	~	8.2		/	6	83	-
	BOD(mg/L)	3.6	1.9	~	5			12	100	4.6	3.2	1.9	~	5.0		/	6	100	4.0
	COD(mg/L)	6.6	4.5	~	8.8	-	/		-	6.9	-	-	~	-	-	/	-	-	-
生活	SS(mg/L)	27	12	~	33	0	/	6	100	-	11	8	~	16	0	/	6	_	_
環	n- ヘキサン抽出物質(mg/L)		-	~	-	-	/	-	-	_	_	-	~	-	-	/	-	_	_
境 項	全窒素(mg/L)	3.7	1.1	~	6.6	-	/	4	-	-	-	_	~	-	-	/	-	-	_
目	全リン(mg/L)	0.34	0.22	~	0.39		/	4	-	-	_	-	~	-	-	/	_	_	_
	亜鉛(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	_	_	~	-	-	/	-	_	_
	LAS(mg/L)	-	-	~	-	-	/	_	-	-	-	_	~	_	-	/	-	-	-
	ノニJレフェノーJレ(mg/L)	-	-	~	-	-	/	_	-	-	-	_	~	_	-	/	-	_	-
	カドミウム(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	-	-	~	-	-	/	-	_	-
	全シアン(mg/L)	_	-	~	-	-	/	_	-	-	-	-	~	-	-	/	-	-	_
	鉛(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	-	_	~	-	-	/	-	-	-
	六価クロム(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	-	_	~	-	-	/	-	-	-
	砒素(mg/L)	_	-	~	-	-	/	-	-	_	_	_	~	-	_	/	_	_	_
	総水銀(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	-	_	~	-	-	/	-	-	-
	PCB(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	_	_	_	~	-	_	/	_	_	_
	ジクロロメタン(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	_	_	~	-	-	/	-	-	_
	トリクロロエチレン(mg/L)	_	-	~	-	-	/	-	-	-	-	-	~	-	-	/	-	_	_
	テトラクロロエチレン(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	-	-	~	-	-	/	-	-	_
健	四塩化炭素(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
	1,2-ジクロロエタン(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	-	_	~	-	-	/	_	-	_
康	1,1-ジクロロエチレン(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	-	-	~	-	-	/	-	-	_
項	シス-1,2-ジクロロエチレン(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	-	_	~	-	-	/	-	_	-
目	1,1,1-トリクበበ፲タン(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
	1,1,2-ドリクロロエタン(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	-	-	~	-	-	/	-	-	_
	1,3シ゚クロロプロペン(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
	チウラム(mg/L)	_	-	~	-	-	/	-	-	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
	シマジン(mg/L)	_	-	~	-	-	/	-	-	-	-	-	~	-		/	-	-	_
	チオベンカルブ(mg/L)	_	-	~	-			-	-	-	-	-	~	-	-	/		-	_
	ベンゼン(mg/L)	-	-	~	-		/		-	-	-	-	~	-				-	-
	セレン(mg/L)	-	-	~	-		/		-	-	-	-	~	-	-	/	_	-	-
	硝酸性及び亜硝酸性窒素(mg/L)	-	-	~	-	-	/		-	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
	フッ素(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	-	-	~	-		/	-	-	-
	ホウ素(mg/L)	_	-	~	-		/	-	-	-	-	-	~	-		/		-	_
特殊項目	全クロム(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
	アンモニア性窒素(mg/L)	-	-	~	-	-		-	-	-	-	-	~	-	-		-	-	-
その	リン酸性リン(mg/L)	_	-	~	_	-	/		-	-	-	-	~	-		/	-	-	-
他	導電率(mS/m)	34	22	~	44			7	-	-	37	21	~	55	_	/		-	-
項	塩素イオン(mg/L)	-	-	~	-		/		-	-	-	-	~	-		/		-	-
l ii	М В А S (mg/L)	-	-	~	-	-	/	_	-	-	-	_	~	_	-		-	-	-
Щ		<u> </u>	1				_				I	<u> </u>				•			

^{*「}m/n」は、「環境基準値、指針値を越える検体数/総検体数」を示す。 なお、指針値の設定されていない項目については、「- / 総検体数」と表示した。

	河川名				古綾》	頼川								-					
	地点名		11 . 綾	頼川	合流点i	前			適合率	BOD		12. 工	業団	地排水				適合率	BOD
	測定項目	平均	最小値	~	最大値	m	/	n	(%)	COD 75%值	平均	最小値	~	最大値	m	/	n	(%)	COD 75%値
	水 温()	18.7	6.6	~	31.6	-	/	24	-	-	19.9	8.0	~	31.5	-	/	12	-	-
	透視度 (cm)	40	28	~	58	•	/	24	-	-	67	34	~	95	-	/	12		-
	рН	7.3	7.0	~	7.4	0	/	24	100	-	7.4	6.9	~	7.8	-	/	12	-	-
	DO(mg/L)	6.0	3.7	~	9.3	0	/	24	100	,	4.7	<0.5	~	8.2	•	/	12	-	-
	BOD(mg/L)	4.0	2.1	~	8.8	1	/	24	96	4.4	16	1.5	~	48	-	/	12	-	19
生	COD(mg/L)	9.0	4.9	~	15.0	•	/	24	1	9.9	18	5.4	~	42	ı	/	6	1	22
活	SS(mg/L)	12	7	~	20	0	/	24	100	-	8	6	~	12	1	/	6	1	-
環境	n-ヘキサン抽出物質(mg/L)	-	-	~	-		/	-	-	-	ND	ND	~	1.2	•	/	6	-	-
項	全窒素(mg/L)	3.6	2.8	~	4.8	-	/	4	-	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
目	全リン(mg/L)	0.26	0.15	~	0.36	-	/	4	-	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
	亜鉛(mg/L)	0.027	0.012	~	0.051	3	/	12	75	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
	LAS(mg/L)	0.012	0.0011	~	0.036	4	/	4	100	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
	ノニルフェノーJレ(mg/L)	0.00010	<0.00006	~	0.00014	4	/	4	100	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
	カドミウム(mg/L)	<0.0003	<0.0003	~	<0.0003	0	/	6	100	-	<0.0003	<0.0003	~	<0.0003	0	/	6	100	-
	全シアン(mg/L)	ND	ND	~	ND	0	/	6	100	-	ND	ND	~	ND	0	/	6	100	-
	鉛(mg/L)	<0.001	<0.001	~	<0.001	0	/	12	100	-	0.001	<0.001	~	0.005	0	/	12	100	-
	六価クロム(mg/L)	<0.005	<0.005	~	<0.005	0	/	6	100	-	0.003	<0.005	~	0.013	0	/	6	100	-
	砒素(mg/L)	<0.001	<0.001	~	<0.001	0	/	6	100	-	<0.001	<0.001	~	<0.001	0	/	6	100	-
	総水銀(mg/L)	<0.0005	<0.0005	~	<0.0005	0	/	6	100	-	<0.0005	<0.0005	~	<0.0005	0	/	6	100	-
	PCB(mg/L)	ND	ND	~	ND	0	/	2	100	-	ND	ND	~	ND	0	/	2	100	-
	ジクロロメタン(mg/L)	<0.002	<0.002	~	<0.002	0	/	6	100	-	<0.002	<0.002	~	0.003	0	/	12	100	-
	トリクロロエチレン(mg/L)	<0.002	<0.002	~	<0.002	0	/	6	100	-	<0.002	<0.002	~	<0.002	0	/	2	100	-
	テトラクロロエチレン(mg/L)	<0.0005	<0.0005	~	<0.0005	0	/	6	100	-	<0.0005	<0.0005	~	<0.0005	0	/	2	100	-
健	四塩化炭素(mg/L)	<0.0002	<0.0002	~	<0.0002	0	/	4	100	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
,,-	1,2-シ ሳበበ፲ <i>ዓ</i> ン(mg/L)	<0.0004	<0.0004	~	<0.0004	0	/	4	100	-	<0.0004	<0.0004	~	<0.0004	0	/	4	100	-
康	1,1-ジクロロエチレン(mg/L)	<0.01	<0.01	~	<0.01	0	/	4	100	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
項	シス-1,2-シ ['] クロロエチレン(mg/L)	<0.002	<0.002	~	<0.002	0	/	4	100	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
目	1,1,1-ዞJሳበበ፲ ۶ ン(mg/L)	<0.0005	<0.0005	~	<0.0005	0	/	4	100	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
	1,1,2-ዞJሳበበ፲ ۶ ン(mg/L)	<0.0006	<0.0006	~	<0.0006	0	/	4	100	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
	1,3ジクロロプロペン(mg/L)		<0.0002			0	/	4	100	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
	チウラム(mg/L)	<0.0006	<0.0006	~	<0.0006	0	/	4	100	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
	シマジン(mg/L)		<0.0003			0	/	4	100	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
	チオベンカルプ(mg/L)	<0.002	<0.002	~	<0.002	0	/		100	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
	ベンゼン(mg/L)	<0.001				0	/	4	100	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
	セレン(mg/L) 硝酸性及び	<0.001	<0.001			0	/	2	100	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
	亜硝酸性窒素(mg/L)	1.6	1.0	~	2.5	0	/		100	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
	ふっ素(mg/L)	0.09	0.04	~	0.13			12	100	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
	ほう素(mg/L)	0.11	<0.02	~	0.27	0		12	100	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
特殊	1,4-ジオキサン(mg/L)	<0.005	<0.005	~	<0.005	0	/	2	100	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
項目	全クロム(mg/L)	0 = =	0.00	~		-	/	-	-	-	0.03	<0.01	~	0.08	-	/	4	-	-
そ	アンモニア性窒素(mg/L)	0.72	0.22	~	1.7	-		4	-	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
の他	リン酸性リン(mg/L)	0.13	0.08	~	0.19	-		4	-	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
の	導電率(mS/m)	44	28	~	59			24	-	-	58	46	~	73	-		7	-	-
項目	塩素イオン(mg/L)	34	18	~	56	-	/		-	-	83	67	~	95	-	/	4	-	-
	M B A S (mg/L)	0.05	0.04	~	0.10	-	/	4	-	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-

^{*「}m/n」は、「環境基準値、指針値を越える検体数/総検体数」を示す。 なお、指針値の設定されていない項目については、「-/総検体数」と表示した。

	河 川 名									毛長	 長川								
	地点名		13	3.谷	塚橋				適合率	BOD		14	. 기	 〈神橋				適合率	BOD
	測定項目	平均	最小値	~		m	/	n	(%)	COD 75%値	平均	最小値			m	/	n	(%)	COD 75%値
	水 温()	17.6	6.0	~	28.5	-	/	12	-	-	17.4	5.0	~	31.0	-	/	24	-	-
	透 視 度 (cm)	35	14	~	55	-	/	12	-	-	40	17	~	73	-	/	24	-	-
	рН	7.5	7.3	~	7.6	_	/	12	-	-	7.5	7.3	~	7.6	-	/	24	-	-
	DO(mg/L)	6.5	4.1	~	9.7	-	/	12	-	-	6.2	3.9	~	8.9	-	/	24	-	-
	BOD(mg/L)	2.5	1.3	~	5.4	-	/	12	-	3.0	2.9	1.5	~	5.1	-	/	24	-	3.8
	COD(mg/L)	5.2	4.7	~	6.8	-	/	6	-	5.1	5.4	3.9	~	7.7	-	/	24	-	-
生活	SS(mg/L)	17	9	~	24	-	/	6	-	-	15	8	~	27	-	/	24	-	-
環境	n - ヘ キ サン抽出物質(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
項	全窒素(mg/L)	-	-	~	-	-	/		-	-	3.6	2.8	~	4.8	-	/	4	-	-
目	全リン(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	0.23	0.14	~	0.35	-	/	4	-	-
	亜鉛(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	0.022	0.018	~		-	/	4	-	-
	LAS(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
	ノニJレフェノーJレ(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
	カドミウム(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	<0.0003	<0.0003	~	<0.0003	0	/	6	100	-
	全シアン(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	ND	ND	~	ND	0	/	6	100	-
	鉛(mg/L)	-	-	~	-	-	/		-	-	0.001	<0.001	~	0.006	0	/		100	-
	六価クロム(mg/L)	-	-	~	-	-	/		-	-	<0.005	<0.005	~	<0.005	0	/	6	100	-
	砒素(mg/L)	-	-	~	-	-	/		-	-	<0.001	<0.001	~	0.003	0	/	6	100	-
	総水銀(mg/L)	-	-	~	-	-	/		-	-	<0.0005	<0.0005	~	<0.0005	0	/	6	100	-
	PCB(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	ND	ND	~	ND	0	/	2	100	-
	ジクロロメタン(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	<0.002	<0.002	~	<0.002	0	/	6	100	-
	トリクロロエチレン(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	<0.002	<0.002	~	<0.002	0	/	6	100	-
	テトラクロロエチレン(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	1	-	<0.0005	<0.0005	~	<0.0005	0	/	6	100	-
健	四塩化炭素(mg/L)	-	-	~	-	-	/		1	-	<0.0002	<0.0002	~	<0.0002	0	/	2	100	-
康	1,2-ジクロロエタン(mg/L)	-	-	~	-	-	/		-	-	<0.0004	<0.0004	~	<0.0004	0	/	2	100	-
	1,1-ジクロロエチレン(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	<0.01	<0.01	~	<0.01	0	/	2	100	-
項	シス-1,2-ジクロロエチレン(mg/L)	-	-	~		-	/	,	-		<0.002	<0.002	~	<0.002	0	/	2	100	-
目	1,1,1-ዞJባበበ፲ ۶ ン(mg/L)	-	-	~	-	•	/		ı	-	<0.0005	<0.0005	~	<0.0005	0	/	2	100	-
	1,1,2-ዞJクロロェタン(mg/L)	-	-	~		-	/		ı	1	<0.0006	<0.0006	~	<0.0006	0	/	2	100	-
	1,3シ ^¹ /	-	-	~	-	•	/		ı	-	<0.0002	<0.0002	~	<0.0002	0	/	2	100	-
	チウラム(mg/L)	-	-	~		-	/		ı	1	<0.0006	<0.0006	~	<0.0006	0	/	4	100	-
	シマジン(mg/L)	-	-	~	-	-	/		ı	-	<0.0003	<0.0003	~	<0.0003	0	/	4	100	-
	チオベンカルブ(mg/L)	-	-	~	-	-	/		ı	1	<0.002	<0.002	~	<0.002	0	/	4	100	-
	ベンゼン(mg/L)	-	-	~	-	-	/		ı	-	<0.001	<0.001	~	<0.001	0	/	2	100	-
	セレン(mg/L)	-	-	~	-	•	/		ı	-	<0.001	<0.001	~	<0.001	0	/	2	100	-
	硝酸性及び 亜硝酸性窒素(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	1	-	1.8	1.1	~	2.5	0	/	12	100	-
	ふっ素(mg/L)	-	-	~		-	/	,	-	-	0.09	0.03	~	0.15	0	/	12	100	-
	ほう素(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	1	-	0.08	<0.02	~	0.55	0	/	12	100	-
特殊 項目	全クロム(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
そ	アンモニア性窒素(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	8.0	0.27	~	1.9	1	/	4	-	-
の	リン酸性リン(mg/L)	-	-	~		-	/	-	,	-	0.16	0.08	~	0.28	-	/	4	-	-
他の	導電率(mS/m)	30	24	~	39	-	/	7	-	-	33	20	~	48	1	/	24	-	-
項	塩素イオン(mg/L)	-	-	~	-	-	/		1	-	27	11	~	49	-	/	24	•	-
目	M B A S (mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	1	-	0.02	<0.02	~	0.06	-	/	4	-	-

^{*「}m/n」は、「環境基準値、指針値を越える検体数/総検体数」を示す。 なお、指針値の設定されていない項目については、「-/総検体数」と表示した。

	河川名				毛長									河内	堀				
	地点名		15	5.鴷	宮橋				適合率	BOD		16	. ナ	渕橋				適合率	BOD
	測定項目	平均	最小値	~	最大値	m	/	n	(%)	COD 75%値	平均	最小値	~	最大値	m	/	n	(%)	COD 75%値
	水温()	17.7	5.0	~	29.3	-	/	12	-	-	18.2	7.3	~	29.2	-	/	12	_	-
	透 視 度 (cm)	47	17	~	80	-		12	-	-	52	16	~	>100	-	/	12	-	-
	рН	7.4	7.2	~	7.6	-		12	-	-	7.5	7.3	~	7.8	-		12	-	-
	DO(mg/L)	5.8	3.7	~	8.2	-	/	12	-	-	3.5	<0.5	~	9.4	-	/	12	-	-
	BOD(mg/L)	2.1	1.1	~	3.9	-	/	12	-	2.5	4.9	1.9	~	19	-	/	12	-	5.1
۱	COD(mg/L)	5.7	4.6	~	7.1	-	/	6	-	6.9	7.6	5.7	~	9.6	-	/	7	-	9.4
生活	SS(mg/L)	13	5	~	26	-	/	6	-	-	6	2	~	12	-	/	7	-	-
環	n- ヘ キ サン抽出物質(mg/L)	-	-	~	-	-	/	_	-	-	-	-	~	-	-	/	_	-	-
境 項	全窒素(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	4.6	<0.4	~	7.1	-	/	4	-	-
目	全リン(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	0.71	0.25	~	1.2	-	/	4	-	-
	亜鉛(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	-	-	~	-	-	/	_	-	-
	LAS(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
	ノニルフェノーJレ(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	-	-	~	-	-	/	_	-	-
	カドミウム(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	<0.0003	<0.0003	~	<0.0003	0	/	6	100	
	全シアン(mg/L)	-	-	~	-	-	/	_	-	-	ND	ND	~	ND	0	/	6	100	
	鉛(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	0.006	<0.001	~	0.034	1	/	12	92	
	六価クロム(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	<0.005	<0.005	~	0.010	0	/	6	100	
	砒素(mg/L)	-	-	~	-	-	/	_	-	-		<0.001		<0.001	0	/	6	100	
	総水銀(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	<0.0005	<0.0005	~	<0.0005	0	/	6	100	
	PCB(mg/L)	-	-	~	-	-	/	_	-	-	ND	ND	~	ND	0	/	2	100	-
	ジクロロメタン(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	<0.002	<0.002	~	<0.002	0	/	2	100	-
	トリクロロエチレン(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-		<0.002		0.002	0	/	2	100	-
	テトラクロロエチレン(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	<0.0005		~	<0.0005	0	/	2	100	-
健	四塩化炭素(mg/L)	_	-	~	-	-	/	-	-	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
	1,2-シ クロロエタン(mg/L)	_	-	~	-	-	/	-	-	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
康	1,1-ジクロロエチレン(mg/L)	_	-	~	-	-	/	-	-	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
項	シス-1,2-シ クロロエチレン(mg/L)	_	-	~	-	-	/	-	-	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
目	1,1,1-トリクロロエタン(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
	1,1,2-ዞJクበበ፲ <i>\$</i> ン(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
	1,3シ゚クロロプロペン(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
	チウラム(mg/L)	_	-	~	-	-	/	-	-	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
	シマジン(mg/L)	_	-	~	-	-	/	-	-	-	_	-	~	-	-	/	-	-	_
	チオベンカルブ(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
	ベンゼン(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
	セレン(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	-	-	~	-	-	/		-	-
	硝酸性及び 亜硝酸性窒素(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
	_{一 単明酸性量素(mg/L)} がっ素(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
	ほう素(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
特殊項目	全クロム(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	0.13	0.01	~	0.4	0	/		100	-
	アンモニア性窒素(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	-	-	~	-	-	/		-	-
その	リン酸性リン(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	-	-	~	-	-	/		-	-
他の	導電率(mS/m)	38	27	~	57		/	7	-	-	41	29	~	46		/		-	-
項	塩素イオン(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	-	-	~	-	-		-	-	-
目	M B A S (mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	0.16	0.04	~	0.27	-	/		-	-
Ь		l	I				•					1				-	•		l

^{*「}m/n」は、「環境基準値、指針値を越える検体数/総検体数」を示す。 なお、指針値の設定されていない項目については、「- / 総検体数」と表示した。

	河川名									谷古田	田用水								
	地点名		17.3	二新	水公園は	ե			適合率	BOD		18 . 古	綾涑	自 合流点	前			適合率	BOD
	測定項目	平均	最小値	~	最大値	m	/	n	(%)	COD 75%值	平均	最小値	~	最大値	m	/	n	(%)	COD 75%值
	水 温()	18.6	4.6	~	31.6	-	/	12	-	-	22	7.2	~	30.5	-	/	12	-	-
	透 視 度 (cm)	82	32	~	>100	-	/	12	-	-	42	23	~	67	-	/	12	-	-
	рН	7.8	7.5	~	8.3	-	/	12	-	-	7.1	7.0	~	7.4	-	/	12	-	-
	DO(mg/L)	12	9.7	~	14.0	-	/	12	-	-	6.2	4.5	~	9.1	-	/	12	-	-
	BOD(mg/L)	1.8	0.8	~	2.6	-	/	12	-	1.9	5.7	2.7	~	9.4	-	/	12	-	6.5
生	COD(mg/L)	5.5	3.3	~	14	-	/	6	-	5.0	20	14	~	27	-	/	7	-	25
活	SS(mg/L)	7	2	~	16	-	/	6	-	-	9	5	~	14	-	/	7	-	-
環境	n - ヘ キ サン抽出物質(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
項	全窒素(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	2.9	1.8	~	4	-	/	4	-	-
目	全リン(mg/L)	1	-	~	-	-	/	-	-	-	0.29	0.19	~	0.40	-	/	4	-	-
	亜鉛(mg/L)	1	-	~	-	•	/	-	-	-		-	~	-	-	/	-	-	-
	LAS(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
	ノニルフェノーJレ(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
そ	アンモニア性窒素(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
の	リン酸性リン(mg/L)	1	-	~	-	-	/	-	1	-	-	-	~	-	-	/	-	1	-
他の	導電率(mS/m)	29	20	~	40	-	/	7	-	-	71	62	~	78	-	/	7	-	-
項	塩素イオン(mg/L)	1	-	~	-	-	/	-	-	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
目	M B A S (mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	0.15	<0.02	~	0.34	-	/	4	-	-

	河川名									葛 西	用水								
	地点名		19) . 書	北橋				適合率	BOD COD		2	20 . ;	緑橋				適合率	BOD COD
	測定項目	平均	最小値	~	最大値	m	/	n	(%)	75%值	平均	最小値	~	最大値	m	/	n	(%)	75%值
	水温()	19.4	5.5	~	29.8		/	12	-	-	19.0	7.0	~	30.0	-	/	12	-	-
	透 視 度 (cm)	33	17	~	59	-	/	12	-	-	29	15	~	57	-	/	12	-	-
	рН	7.7	7.4	~	8.6	-	/	12	-	-	7.7	7.4	~	8.2	-	/	12	-	-
	DO(mg/L)	11	5.5	~	17.0	-	/	12	-	-	9.5	5.4	~	16.0	-	/	12	-	-
	BOD(mg/L)	3.0	1.5	~	5.2	-	/	12	-	3.9	2.4	1.0	~	6.0	-	/	12	-	2.7
生	COD(mg/L)	6.6	4.4	~	9.3	-	/	6	-	8.9	5.7	4.7	~	7.7	-	/	6	-	6.2
活	SS(mg/L)	15	6	~	26	-	/	6	-	-	17	7	~	36	-	/	6	-	-
環境	n - ヘ キ サン抽出物質(mg/L)	-	-	~	-	1	/	-	-	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
項	全窒素(mg/L)	2.0	<0.4	~	3.8	•	/	4	-	1	1.4	<0.4	~	2.1	-	/	4	-	-
目	全リン(mg/L)	0.15	0.11	~	0.20	•	/	4	-	-	0.11	0.086	~	0.15	-	/	4	-	-
	亜鉛(mg/L)	1	-	~	-	1	/	-	-	1	-	-	~	-	-	/	-	•	-
	LAS(mg/L)	1	-	~	-	•	/	-	-	1	-	-	~	-	-	/	-	-	-
	ノニルフェノーJレ(mg/L)	1	-	~	-	-	/	-	-	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
そ	アンモニア性窒素(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
の	リン酸性リン(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
他の	導電率(mS/m)	30	19	~	40	-	/	7	-	-	31	18	~	40	-	/	7	-	-
項	塩素イオン(mg/L)	•	-	~	-	-	/	-	-	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
目	M B A S (mg/L)	0.03	<0.02	~	0.08	-	/	4	-	-	<0.02	<0.02	~	0.03	-	/	4	-	-

^{*「}m/n」は、「環境基準値、指針値を越える検体数/総検体数」を示す。 なお、指針値の設定されていない項目については、「- / 総検体数」と表示した。

	河川名									辰井	‡/II								
	地点名		21.	柳島	島二の橋				適合率	BOD COD		22	. 上	町境橋				適合率	BOD COD
	測定項目	平均	最小値	~	最大値	m	/	n	(%)	75%值	平均	最小値	~	最大値	m	/	n	(%)	75%值
	水 温()	17.7	6.5	~	27.0	-	/	12	-	-	17.7	6.0	~	28.5	-	/	12	-	-
	透 視 度 (cm)	62	19	~	>100	-	/	12	-	-	34	14	~	54	-	/	12	-	-
	рН	7.6	7.4	~	7.8	1	/	12	-	-	7.6	7.4	~	7.7	-	/	12	-	-
	DO(mg/L)	4.1	1.7	~	9.2	-	/	12	-	-	5.2	1.3	~	10.0	-	/	12	-	-
	BOD(mg/L)	5.0	2.5	~	14	1	/	12	1	5.2	2.9	1.1	~	5.2	-	/	12	-	3.6
生	COD(mg/L)	10	6.3	~	12	•	/	6	1	12	6.0	4.0	~	8.5	-	/	7	-	7.7
活	SS(mg/L)	6	4	~	10	-	/	6	-	-	17	5	~	26	-	/	7	-	-
環境	n - ヘ キ サン抽出物質(mg/L)	1	-	~	-	•	/	-	1	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
項	全窒素(mg/L)	6.5	0.5	~	9.9	1	/	4	1	-	4.2	1.6	~	7.3	-	/	4	-	-
目	全リン(mg/L)	1.3	0.79	~	1.8	•	/	4	1	1	0.62	0.28	~	1.4	-	/	4	-	-
	亜鉛(mg/L)	-	-	~	-	1	/	-	1	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
	LAS(mg/L)	1	-	~	-	•	/	-	1	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
	ノニルフェノーJレ(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
7	アンモニア性窒素(mg/L)	-	-	~	-	•	/	-	-	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
の	リン酸性リン(mg/L)	•	-	~	-	1	/	-	1	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
他の	導電率(mS/m)	43	40	~	47	-	/	7	-	-	36	25	~	48	-	/	7	-	-
項	塩素イオン(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	26	20	~	36	-	/	4	-	-
目	M B A S (mg/L)	0.22	0.15	~	0.27	-	/	4	-	-	0.02	<0.02	~	0.05	-	/	4	-	-

	河川名									八条	用水								
	地点名		2	3 .	笹橋				適合率	BOD COD		2	24 . :	境橋				適合率	BOD COD
	測定項目	平均	最小値	~	最大値	m	/	n	(%)	75%值	平均	最小値	~	最大値	m	/	n	(%)	75%值
	水 温()	18.7	6.0	~	31.3	1	/	12	-	-	18.5	6.1	~	29.5	-	/	12	-	-
	透 視 度 (cm)	47	9	~	>100	-	/	12	-	-	64	27	~	>100	-	/	12	-	-
	рН	7.7	7.5	~	8.2	-	/	12	-	-	7.9	7.4	~	8.3	-	/	12	-	-
	DO(mg/L)	12	8.0	~	23.6	-	/	12	-	-	11.0	5.2	~	16.0	-	/	12	-	-
	BOD(mg/L)	2.5	<0.5	~	7.6	-	/	12	-	2.7	1.7	<0.5	~	4.0	-	/	12	-	1.8
生	COD(mg/L)	5.6	3.3	~	11	-	/	6	-	5.4	5.1	3.4	~	9	-	/	6	-	5.5
活	SS(mg/L)	16	7	~	47	•	/	6	-	1	6	1	~	13	-	/	6	1	-
環境	n - ヘ キ サン抽出物質(mg/L)	1	-	~	-	•	/	-	-	1	-	-	~	-	-	/	-	1	-
項	全窒素(mg/L)	2.0	1.2	~	2.7	-	/	4	-	1	1.6	<0.4	~	2.3	-	/	4	1	-
目	全リン(mg/L)	0.15	0.082	~	0.35	-	/	4	-		0.069	0.041	~	0.083	-	/	4	-	-
	亜鉛(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
	LAS(mg/L)	1	-	~	-	•	/	-	-	1	-	-	~	-	-	/	-	1	-
	ノニルフェノール(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
そ	アンモニア性窒素(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
の	リン酸性リン(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
他の	導電率(mS/m)	46	19	~	69	-	/	7	-	-	35	19	~	49	-	/	7	-	-
項	塩素イオン(mg/L)	-	-	~	-	1	/	-	-	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
目	M B A S (mg/L)	<0.02	<0.02	~	0.02	-	/	4	-	-	<0.02	<0.02	~	0.03	-	/	4	-	-

^{*「}m/n」は、「環境基準値、指針値を越える検体数/総検体数」を示す。 なお、指針値の設定されていない項目については、「- / 総検体数」と表示した。

	河川名				中月	II								-					
	地点名		25 . 中月	·	市木グラン	ノド			適合率	BOD COD	26 . 1	今古田浄 ⁽	化旅	起設処理 :	水(氢	参考)	適合率	BOD COD
	測定項目	平均	最小値	~	最大値	m	/	n	(%)	75%值	平均	最小値	~	最大値	m	/	n	(%)	75%值
	水 温()	20.3	8.0	~	33.1	•	/	12	-	-	20.3	8.9	~	31.0	-	/	7	-	-
	透 視 度 (cm)	37	15	~	89	-	/	12	-	-	80	33	~	>100	-	/	7	-	-
	рН	7.6	7.4	~	7.8	0	/	12	100	-	7.8	7.6	~	8.0	-	/	6	-	-
	DO(mg/L)	8.8	6.4	~	11.5	0	/	12	100	-	9.6	7.7	~	12.0	-	/	6	-	-
	BOD(mg/L)	2.3	<0.5	~	5.0	0	/	12	100	2.7	0.8	<0.5	~	1.4	-	/	6	-	1.4
 	COD(mg/L)	5.2	3.5	~	6.8	-	/	6	-	5.8	3.4	2.1	~	4.3	-	/	6	-	4.1
生活	SS(mg/L)	20	5	~	38	0	/	6	100	-	7	2	~	14	-	/	6	-	-
環境	n - ヘ キ サン抽出物質(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
項	全窒素(mg/L)	2.9	2.1	~	3.7	-	/	4	-	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
目	全リン(mg/L)	0.22	0.17	~	0.31	-	/	4	-	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
	亜鉛(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
	LAS(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
	ノニルフェノーJレ(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
そ	アンモニア性窒素(mg/L)	-	-	~	-	•	/	-	-	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
の	リン酸性リン(mg/L)	-	-	~	-	-	/	-	-	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
他の	導電率(mS/m)	31	25	~	41	-	/	7	-	-	27	19	~	33	-	/	7	-	-
項	塩素イオン(mg/L)	34	23	~	51	-	/	4	-	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-
目	M B A S (mg/L)	<0.02	<0.02	~	0.04	-	/	4	-	-	-	-	~	-	-	/	-	-	-

^{*「}m/n」は、「環境基準値、指針値を越える検体数/総検体数」を示す。 なお、指針値の設定されていない項目については、「- / 総検体数」と表示した。

(6) 河川底質調査結果

河川底質調査結果

調査日 平成 26 年 11 月 10 日

河 川	名	伝右川	古綾瀬川	毛長川
地点	名	伝右橋	綾 瀬 川 合流点前	水神橋
カドミウム	(mg/kg)	4.8	2.4	0.1
鉛	(mg/kg)	150	90	9.4
六価クロム	(mg/kg)	<0.5	<0.5	<0.5
砒 素	(mg/kg)	11	11	2.6
総水銀	(mg/kg)	0.3	0.4	<0.2
アルキル水銀	(mg/kg)	<0.01	<0.01	<0.01
РСВ	(mg/kg)	0.08	0.16	<0.01
銅	(mg/kg)	280	170	24
クロム	(mg/kg)	1400	150	72
強熱減量	(%)	14	6	2
含 水 率	(%)	51	35	21
色相		黒色	黒色	灰黒色
性 状		泥	砂・泥	砂
臭 気		下水臭	油臭	下水臭

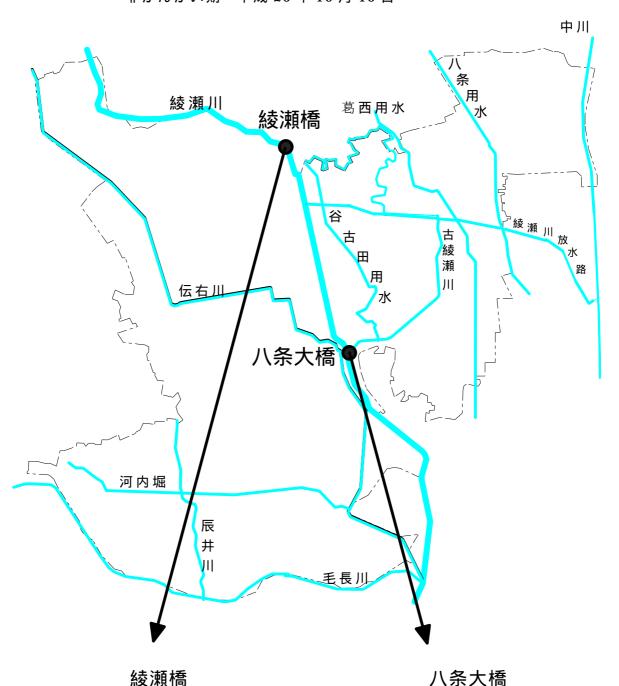
(7) 地下水水質調査結果

水質汚濁防止法第 15 条に基づく地下水水質調査結果 調査日 平成 26 年 11 月 19 日

調査項目	単位	井 戸 (柿木)	環境基準値
カドミウム及びその化合物 (Cd)	mg/L	<0.0003	0.003
シ ア ン 化 合 物 (CN)	mg/L	<0.1	検出されないこと
鉛 及 び そ の 化 合 物 (Pb)	mg/L	<0.001	0.01
六 価 ク ロ ム 化 合 物 (Cr ⁶⁺)	mg/L	<0.005	0.05
砒 素 及 び そ の 化 合 物 (As)	mg/L	<0.001	0.01
水銀及びアルキル水銀その他の化合物(T-Hg)	mg/L	<0.0005	0.0005
ポ リ 塩 化 ビ フ ェ ニ ル (PCB)	mg/L	<0.0005	検出されないこと
ジ ク ロ ロ メ タ ン	mg/L	<0.002	0.02
トリクロロエチレン	mg/L	<0.002	0.03
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	0.01
四 塩 化 炭 素	mg/L	<0.0002	0.002
1 , 2 - ジ ク ロ ロ エ タ ン	mg/L	<0.0004	0.004
1 , 1 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	mg/L	<0.01	0.1
シス・1 , 2 - ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	0.04
1 , 1 , 1 - トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	1
1 , 1 , 2 - トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	0.006
1 , 3 - ジ ク ロ ロ プ ロ ペ ン	mg/L	<0.0002	0.002
チ ウ ラ ム	mg/L	<0.0006	0.006
シ マ ジ ン	mg/L	<0.0003	0.003
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	0.02
ベ ン ゼ ン	mg/L	<0.001	0.01
セレン及びその化合物 (Se)	mg/L	<0.001	0.01
硝 酸 性 窒 素	mg/L	<0.05	-
亜 硝 酸 性 窒 素	mg/L	<0.005	-
硝酸性及び亜硝酸性窒素	mg/L	<0.02	10
ふっ素及びその化合物 (F)	mg/L	0.06	0.8
ほう素及びその化合物 (B)	mg/L	0.06	1
1 , 4 - ジ オ キ サ ン	mg/L	<0.005	0.05

(8) 綾瀬川の生物調査結果

綾瀬川浄化対策協議会による同一日調査 かんがい期 平成26年7月2日 調査日 非かんがい期 平成 26年 10月 10日



マハゼ

テナガエビ

アメリカザリガニ

クロベンケイガニ

ヤゴ

八条大橋

マハゼ

テナガエビ

クロベンケイガニ

(9) 国土交通省直轄一級河川水質現況調査結果(BOD 年平均值)

汚濁河川ワースト5(一部ワースト4)

*国による評価方法が2ヶ年平均水質改善幅に変わったため、このデータは 平成22年をもって終了となりました。

年次	順位	河川名	都道府県	BOD値 (mg/L)	年次	順位	河川名	都道府県	BOD値 (mg/L)	年次	順位	河川名	都道府県	BOD値 (mg/L)
	1	綾瀬川	埼玉・東京	55.2	62	1	綾瀬川	埼玉・東京	16.6		1	綾瀬川	埼玉・東京	8.4
	2	大和川	奈良・大阪	19.0		2	大和川	奈良・大阪	13.6		2	大和川	奈良・大阪	7.2
47	3	猪名川	大阪・兵庫	15.5		3	鶴見川	神奈川	8.3	11	3	鶴見川	神奈川	5.4
	4	鶴見川	神奈川	12.9		4	中川	埼玉・東京	6.0		4	中川	埼玉・東京	5.3
	1	綾瀬川	埼玉・東京	36.1		5	揖保川	兵庫	4.9		5	牛淵川	静岡	3.0
	2	大和川	奈良・大阪	20.6	63	1	綾瀬川	埼玉・東京	21.3		1	大和川	奈良・大阪	6.7
48	3	猪名川	大阪・兵庫	15.5		2	大和川	奈良・大阪	11.1		2	綾瀬川	埼玉・東京	6.5
	4	鶴見川	神奈川	12.9		3	中川	埼玉・東京	9.3	12	3	鶴見川	神奈川	5.0
	1	綾瀬川	埼玉・東京	27.5		4	鶴見川	神奈川	7.4	l '-	4	中川	埼玉・東京	4.7
	2	大和川	奈良・大阪	18.1		5	揖保川	兵庫	6.5		5	猪名川	大阪・兵庫	3.0
49	3	鶴見川	神奈川	13.4	H元	1	綾瀬川	埼玉・東京	14.4		1	綾瀬川	埼玉・東京	6.4
	4	猪名川	大阪・兵庫	11.9	1,0	2	大和川	奈良・大阪	9.3		2	大和川	奈良・大阪	5.6
	1	綾瀬川	埼玉・東京	20.2		3	揖保川	兵庫	6.8	13	3	鶴見川	神奈川	5.1
	2	大和川	奈良・大阪	15.6		4	鶴見川	神奈川	6.7	13	4	中川	埼玉・東京	4.6
50	3	猪名川	大阪・兵庫	12.0		5	中川	埼玉・東京	5.3		5	猪名川	大阪・兵庫	3.4
	4	鶴見川	神奈川	10.4	2	1	左河 綾瀬川	埼玉・東京	16.5		1	鶴見川	神奈川	5.5
	1	綾瀬川	埼玉・東京	15.9		2	大和川	埼玉・米京 奈良・大阪			2	ち 大和川	奈良・大阪	
	2		奈良・大阪	13.5		3	鶴見川	神奈川	8.5	14	3	後瀬川	歩氏・八阪	5.5 5.4
51	3	大和川 鶴見川	示 民・人 阪 神奈川	10.9		3 4	酶兒川 揖保川	作示川 兵庫	6.6	14	4	猪名川	大阪・兵庫	4.1
	4	酶兒川 猪名川	大阪・兵庫			5	猪名川	六庫 大阪・兵庫	6.3		5	中川	埼玉・東京	
				7.5	3	1			4.5					3.9
	1	大和川	奈良・大阪	19.3	3		綾瀬川	埼玉・東京	19.5		1	大和川	奈良・大阪	5.3
52	2	綾瀬川	埼玉・東京	19.0		2	大和川	奈良・大阪	9.5	45	2	綾瀬川	埼玉・東京	4.9
	3	鶴見川	神奈川	10.6		3	揖保川	兵庫	9.3	15	3	鶴見川	神奈川	4.3
	4	揖保川	兵庫 女児	6.2		4	中川	埼玉・東京	7.2		4	中川	埼玉・東京	3.8
	1	大和川	奈良・大阪	19.7		5	鶴見川	神奈川	7.0		5	牛淵川	静岡	3.0
53	2	綾瀬川	埼玉・東京	19.0	4	1	綾瀬川	埼玉・東京	22.7		1	綾瀬川	埼玉・東京	5.7
	3	鶴見川	神奈川	13.8		2	大和川	奈良・大阪	11.1		2	中川	埼玉・東京	4.6
	4	揖保川	兵庫	7.7		3	揖保川	兵庫	11.0	16	3	大和川	奈良・大阪	4.6
	1	大和川	奈良・大阪	13.9		4	中川	埼玉・東京	7.6		4	鶴見川	神奈川	4.5
54	2	綾瀬川	埼玉・東京	13.4		5	鶴見川	神奈川	6.9		5	牛淵川	静岡	2.7
	3	鶴見川	神奈川	13.4	5	1	綾瀬川	埼玉・東京	14.1		1	大和川	奈良・大阪	6.4
	4	揖保川	兵庫	7.3		2	大和川	奈良・大阪	11.7		2	鶴見川	神奈川	4.7
	1	綾瀬川	埼玉・東京	13.8		3	揖保川	兵庫	7.2	17	3	綾瀬川	埼玉・東京	4.7
55	2	鶴見川	神奈川	12.4		3	鶴見川	神奈川	7.2		4	中川	埼玉・東京	3.7
	3	大和川	奈良・大阪	10.9		5	中川	埼玉・東京	7.1		5	猪名川	大阪・兵庫	3.5
	4	揖保川	兵庫	5.1	6	1	綾瀬川	埼玉・東京	15.4		1	大和川	奈良・大阪	4.7
	1	綾瀬川	埼玉・東京	14.4		2	大和川	奈良・大阪	12.9		2	綾瀬川	埼玉・東京	4.6
56	2	鶴見川	神奈川	13.9		3	鶴見川	神奈川	7.5	18	3	鶴見川	神奈川	4.3
	3	大和川	奈良・大阪	12.4		4	中川	埼玉・東京	6.9		4	中川	埼玉・東京	4.2
	4	猪名川	大阪・兵庫	7.3		5	牛淵川	静岡	6.2		5	猪名川	大阪・兵庫	3.4
	1	綾瀬川	埼玉・東京	16.0	7	1	大和川	奈良・大阪	16.2		1	大和川	奈良・大阪	4.7
57	2	大和川	奈良・大阪	13.6		2	綾瀬川	埼玉・東京	12.2	1	2	綾瀬川	埼玉・東京	4.2
		鶴見川	神奈川	9.2				神奈川	8.8	19	3	中川	埼玉・東京	3.8
<u> </u>	4	揖保川	兵庫	5.7		4	中川	埼玉・東京	6.8	1	4		神奈川	3.6
	1	綾瀬川	埼玉・東京	15.3		5	牛淵川	静岡	4.1	<u> </u>	5	猪名川	大阪・兵庫	3.3
58	2	大和川	奈良・大阪	12.2	8	1	大和川	奈良・大阪	11.7	Ī	1	綾瀬川	埼玉・東京	3.9
	3	鶴見川	神奈川	7.5		2	綾瀬川	埼玉・東京	10.5	1	2	大和川	奈良・大阪	3.7
	4	揖保川	兵庫	5.7		3	鶴見川	神奈川	9.5	20	3	猪名川	大阪・兵庫	3.6
	1	綾瀬川	埼玉・東京	14.2		4	中川	埼玉・東京	6.3	1	4	中川	埼玉・東京	3.6
59	2	大和川	奈良・大阪	13.1		5	猪名川	大阪・兵庫	5.1		5	鶴見川	神奈川	3.2
	3	鶴見川	神奈川	8.6		1	綾瀬川	埼玉・東京	9.1	Ī	1	綾瀬川	埼玉・東京	3.7
	4	揖保川	兵庫	6.8		2	大和川	奈良・大阪	8.7	Ī	2	中川	埼玉・東京	3.2
	1	綾瀬川	埼玉・東京	13.5	9	3	鶴見川	神奈川	5.8	21	3	大和川	奈良・大阪	3.2
60	2	大和川	奈良・大阪	13.1		4	中川	埼玉・東京	4.7	Ī	4	猪名川	大阪・兵庫	3.1
"	3	揖保川	兵庫	9.3		5	猪名川	大阪・兵庫	4.6		5	鶴見川	神奈川	2.7
	4	鶴見川	神奈川	7.2		1	大和川	奈良・大阪	5.8		1	綾瀬川	埼玉・東京	3.7
	1	綾瀬川	埼玉・東京	18.2		2	鶴見川	神奈川	5.6	Ī	2	猪名川	大阪・兵庫	3.3
61	2	大和川	奈良・大阪	12.9	10	3	綾瀬川	埼玉・東京	5.5	22	3	中川	埼玉・東京	3.1
"	3	揖保川	兵庫	8.4		4	中川	埼玉・東京	3.6	1	4	大和川	奈良・大阪	2.8
<u> </u>	4	鶴見川	神奈川	8.2		5	猪名川	大阪・兵庫	2.8	<u> </u>	5	鶴見川	神奈川	2.7
<u> </u>	rt 3 f	モから亚	成8年までの	<u></u>	7 5 %	値の	B O D I=	トロ証価されて	ています					

平成3年から平成8年までの順位は、75%値のBODにより評価されています。また、平均値で同値の場合は、75%値で評価されています。

7 大気汚染

(1) 大気監視システムの歩み

年度	· スノムの少の 内 容
昭和49年度	NEC製テレメーター観測装置及び一斉指令受信装置設置 中央局:本庁3階 測定局:保健所局、瀬崎局、新田局 受信局:草加中、草加小、高砂小、高砂保育園、小澤幼稚園
昭和61年度	パソコンを使用したDRAPSシステム(大気汚染常時監視システム) に更新
昭和63年度	DRAPSシステムをバージョンアップ 東京外かく環状道路に対応し、県が草加市(原町)及び和光市に 自排局を設置
平成元年度	新田局、瀬崎局を電話回線によりオンライン化
平成 2 年度	県が草加第2局(国道4号線自排局)とのオンライン化による常時 監視を開始
平成 3 年度	東京外かく環状道路の供用開始 八幡みなみ公園測定局(外環自排局)システム稼働
平成8年度	DRAPSシステムをECODAS32システム(DRAPSシステムのWINDOWS版)に変更 埼玉県政令市等大気監視システムの導入により埼玉県が管理している大気常時監視データが確認可能に
平成11年度	東京外かく環状道路常時監視測定局の八幡みなみ公園測定局を旭町 へ移設 移設に伴い名称を旭町測定局に変更
平成13年度	新田局、瀬崎局の測定器を湿式から乾式へ変更
平成17年度	旭町測定局の廃止
平成18年度	権限委譲に伴い、測定局3局が県から移管 草加市西町局、草加市花栗自排局、草加市原町自排局と名称変更 新田局、瀬崎局の廃止
平成19年度	草加市花栗自排局の二酸化硫黄・浮遊粒子状物質計を交換 草加市花栗自排局の一酸化炭素の測定廃止
平成21年度	草加市花栗自排局、草加市原町自排局の窒素酸化物計を交換 草加市西町局の一酸化炭素計を交換 草加市花栗自排局の風向・風速計を交換
平成23年度	草加市原町自排局の風向・風速計を交換
平成24年度	草加市西町局の風向・風速計を交換 草加市西町局の二酸化硫黄計を交換 草加市花栗自排局の微小粒子状物質(PM2.5)計を設置
平成25年度	草加市大気汚染常時監視システムをアナログ回線から光回線に改造 草加市花栗自排局、原町自排局の浮遊粒子状物質計を交換
平成26年度	草加市西町局のオゾン計、窒素酸化物計を交換 草加市花栗自排局の風向・風速計を交換

(2) 大気汚染に係る環境基準

対象物質	環境上の条件
二酸化硫黄	1 時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、
一般心测失	かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
 一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が10ppm以下であり、
故 10 灰 系	かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
 浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が0.10mg/m³以下であり、
子型私 J (A 初員	かつ、 1 時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
 微小粒子状物質	1 年平均値が15 μ g/m³以下であり、
1000位 100位	かつ、1日平均値が35 μ g/m³以下であること。
」 二酸化窒素	1 時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内
	又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1 時間値が0.06ppm以下であること。
ベンゼン	1 年平均値が0.003mg/m³以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が0.2mg/m³以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が0.2mg/m³以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が0.15mg/m³以下であること。

(3) 環境基準による大気汚染の評価

短期的評価(光化学オキシダント、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質) 二酸化硫黄等の大気汚染の状態を環境基準に照らして短期的に評価する場合 は、連続してまたは随時に行った測定結果により、測定を行った日または時間に ついて環境基準の評価を行います。

この場合、地域の汚染の実情、濃度レベルの時間的変動にてらし、異常と思われる測定値が得られた際においては、測定器の維持管理状況、気象条件、発生源の状況等について慎重に検討を加え、当該測定値が測定器に起因する場合等、地域大気汚染の状況を正しく反映していないと認められる場合には、当然評価対象としません。

なお、1日平均値の評価に当たっては、1時間値の欠測(上記の評価対象としない測定値を含む)が1日(24時間)のうち4時間をこえる場合には、評価対象としません。

長期的評価

本環境基準による評価は、当該地域の大気汚染に対する施策の効果等を的確に判断するうえからは、年間にわたる測定結果を長期的に観察したうえで評価を行うことが必要です。しかしながら、現在の測定体制においては測定精度に限界があること、測定時間、日における特殊事情が直接反映されること等から、次の方法により長期的評価を実施します。

- ・二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質(1日平均値の2%除外値)
- 1 日平均値である測定値(の評価対象としない測定値は除く。)につき、測定値の高い方から 2%の範囲内にあるもの(365 日分の測定値がある場合は 7 日分の測定値)を除外して評価を行います。ただし、1 日平均値につき環境基準をこえる日が 2 日以上連続した場合には、このような取扱いは行いません。
- ・二酸化窒素(98パーセント値評価)
- 二酸化窒素による大気汚染の評価は、年間における二酸化窒素の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するものが0.06ppmを超える場合は、達成されて

いないものと評価します。

・微小粒子状物質

長期基準(1年平均値)に関する評価は、測定結果の1年平均値を長期基準と比較します。また、短期基準(1日平均値)に関する評価は、1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値を短期基準と比較します。長期基準と短期基準の両方を満足した局について、環境基準が達成されたと評価します。

(4) 草加市公害を防止し市民の環境を確保する条例による有害ガスに係る規制基準

ガ ス の 種 類	規制基準	測 定 方 法
アンモニア	50ppm	日本工業規格K0099
フッ素及びフッ素化合物	Зррт	日本工業規格K0105
シアン化水素	10ppm	日本工業規格K0109
ホルムアルデヒド	10ppm	日本工業規格K0303
硫化水素	10ppm	日本工業規格K0108
塩化水素	25ppm	日本工業規格K0107
塩素	10ppm	日本工業規格K0106
臭素及び臭素化合物	10ppm	日本工業規格K0085 ただし、臭化メチルは日本工業規格 K0114又はK0123
窒素酸化物	200ppm	日本工業規格K0104
硫酸 (三酸化硫黄を含む)	1mg/Nm ³	日本工業規格K0103
クロム化合物	1mg/Nm ³	日本工業規格K0102・65・2
メイイア イイアルコール イイアリール イイアルコール イイアルカール イアリール カール イアリール イアリール イアリール 大子 イン イン イン イン イン イン イン イン イン イン	左欄に掲げるガスの それぞれの量の合計 につき 200ppm。 ただし、ベンゼンは 50ppm、 トリクロロエチレンは 100ppm、 テトラクロロエチレンは 100ppm。	ベンゼンは日本工業規格K0088、 トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンは日本工業規格K0305、 その他は日本工業規格K0114又は K0123。

〔備考〕

フッ素及びフッ素化合物のうちフッ素、フッ化水素及びフッ化ケイ素については、大気汚染防止法施行令(昭和43年政令第329号)別表第1に掲げる施設及び埼玉県生活環境保全条例別表第2に掲げる施設に係るものを除く。

塩化水素、塩素及び窒素酸化物については、大気汚染防止法施行令別表第 1 に掲げる施設に 係るものを除く。

測定点は、工場又は事業場の煙突その他の気体排出口とする。

(5) 大気測定局・測定項目一覧表

1 \	区分(硫黄	(化 室	二酸化窒素	窒素酸化物	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	一酸化炭素	光化学オキシダント	非メタン炭化水素	メタン	全炭化水素	風向・風速	温度・湿度
草加市西町-	一般					-							
草加市花栗自排自	自排						-	-					-
草加市原町自排	自排 -					-	-	-	-	-	-		-

- *一般・・・一般環境大気測定局のことで、一定地域における大気汚染状況の継続的把握、発生源からの排出による汚染への寄与及び高濃度地域の特定、汚染防止対策の効果の把握といった目的が効率的に達せられるように配置されています。
- *自排・・・自動車排出ガス測定局のことで、自動車排出ガスに起因する大気汚染の状況を常時監視するため、交差点、道路及び道路端付近に設置された測定局で、自動車排出ガスによる大気汚染状況が効率的に監視できるよう、道路、交通量等の状況を勘案されて配置されています。

(6) 二酸化硫黄(SO₂)

二酸化硫黄の年間値

測	定	局	用途地域	有効 測定 日数	測定時間	年平均値	1 時間 0.1ppr えた時 とその	間数	日平均位 0.04ppm えた日数 の割む	を超 (とそ	1 時間 値の最 高値	日平均 値の 2 %除 外値	平 0.04ppm 0.04ppm を日が上た日 以した の有無	環境基準の 長期的日子 による値が り.04ppmを超 えた日数	JL \±	成
				(日)	(時間)	(ppm)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(ppm)	(ppm)	(有×・無)	(日)	短期的評価	長期的評価
草加	市	西町	一中	361	8,625	0.001	0	0.0	0	0.0	0.014	0.004		0		
草加市	市花	栗自排	準住	365	8,667	0.002	0	0.0	0	0.0	0.010	0.004		0		

(注)「環境基準の長期的評価による日平均値が 0.04ppm を超える日数」とは、日平均値の高い方から 2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち 0.04ppm を超えた日数です。ただし、日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続した延日数のうち、2%除外値該当日に入っている日数分については除外しません。

二酸化硫黄の経年変化

測	定	局		年 平	均值	(ppm)		日日	P均値の.	2 %除外	值 (pp	m)
川川	Æ	归	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
草加	市	西町	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.004	0.004	0.002	0.003	0.004
草加市	花	栗自排	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002	0.006	0.005	0.005	0.005	0.004

(7) 窒素酸化物(NOx)

二酸化窒素の年間値

							_[睃化室:	素 ()	102)						
測定局	用途地域	有効 測定 日数	測定時間	年平均値	1 時間 値の 高 値	0 2nn	詩間数	1 時間 0.1ppm 0.2ppm以 時間数と 割る	以上 以下の とその	日平均 0.06ppm た日数 割	を超え とその	日平だ 0.04pp 0.06ppn 日数とそ	m以上 n以下の	日平均 値の年 間98% 値	98% 評価の 0.06ppm 超の日 数	環境基準
		(日)	時間	(ppm)	(ppm)	時間	(%)	時間	(%)	日	(%)	日	(%)	(ppm)	日	×
草加市西町	一中	362	8,641	0.019	0.070	0	0.0	0	0.0	0	0.0	5	1.4	0.038	0	
草加市花栗自排	準住	365	8,652	0.023	0.080	0	0.0	0	0.0	0	0.0	17	4.7	0.043	0	
草加市原町自排	二住	360	8,554	0.025	0.085	0	0.0	0	0.0	0	0.0	14	3.9	0.042	0	

二酸化窒素の経年変化

		一般(V 农主 / NO)												
				-	二酸化窒	素 (NO ₂)								
】 測定局		年平	均值(p	pm)		日日	P均値の ⁶	年間 9 8	%値(pp	m)				
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度				
草加市西町	0.021	0.020	0.019	0.018	0.019	0.041	0.041	0.042	0.042	0.038				
草加市花栗自排	0.026	0.025	0.024	0.023	0.023	0.047	0.049	0.049	0.047	0.043				
草加市原町自排	0.027	0.027	0.025	0.025	0.025	0.046	0.045	0.045	0.046	0.042				

一酸化窒素及び窒素酸化物の年間値

			_	酸化窒	素(NO))		窒素酮	ઇ化物(NO+NO ₂)	
測定局	用途地域	有効 測定 日数	測定時間	年平均値	1時 間値 の最 高値	日平均値 の年間 98%値	有効 測定 日数	測定時間	年平均値	1時 間値 の最値	日平均 値の年 間98% 値	年平均値 NO ₂ NO + NO ₂
		(日)	時間	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(日)	時間	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(%)
草加市西町	一中	361	8,633	0.008	0.285	0.043	361	8,633	0.026	0.347	0.078	71.3
草加市花栗自排	準住	365	8,652	0.017	0.365	0.067	365	8,652	0.040	0.435	0.106	57.3
草加市原町自排	二住	360	8,554	0.018	0.338	0.067	360	8,554	0.043	0.410	0.106	58.1

一酸化窒素及び窒素酸化物の経年変化

		一酸	化窒素(NO)			窒素酸	化物(NO)+NO ₂)			
測定局		年平	└均値(p	pm)			年平	均值(p∣	pm)	om)		
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		
草加市西町	0.010	0.011	0.009	0.009	0.008	0.031	0.031	0.028	0.027	0.026		
草加市花栗自排	0.024	0.022	0.022	0.019	0.017	0.050	0.047	0.046	0.042	0.040		
草加市原町自排	0.022	0.023	0.020	0.020	0.018	0.049	0.050	0.045	0.045	0.043		

(8) 浮遊粒子状物質(SPM)

浮遊粒子状物質の年間値

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	0.20m を超え	g/m³ えた時	日平 ^は 0.10m を超え 数合	えた日	1 時間 値の 最高値	日平均 値の 2 %除 外値	ローローロー 0.10 mg /m3 を超えた日が2日以上連続した無	計画による日平均 値0.10mg	測定方法	環境 達 非達	成
	П	時間	mg/m^3	時間	%	日	%	mg/m³	mg/m^3	有×・無	(日)		短期的評價	長期的評価
草加市西町	363	8,696	0.022	0	0.0	0	0.0	0.196	0.057		0	線吸収法		
草加市花栗自排	362	8,675	0.024	0	0.0	0	0.0	0.102	0.052		0	線吸収法		
草加市原町自排	363	8,704	0.024	0	0.0	0	0.0	0.184	0.058		0	線吸収法		

浮遊粒子状物質の経年変化

測定局		年平均	匀値(mg	/ m³)		日平	均値の2	2 %除外·	値(mg/	m³)
州及口	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
草加市西町	0.021	0.022	0.020	0.022	0.022	0.056	0.050	0.051	0.056	0.057
草加市花栗自排	0.022	0.024	0.022	0.023	0.024	0.049	0.057	0.048	0.048	0.052
草加市原町自排	0.022	0.023	0.022	0.023	0.024	0.054	0.059	0.061	0.060	0.058

(9) 微小粒子状物質(PM2.5)

微小粒子状物質の年間値

測 定 局	有効測定日数	測定時間	年平均値	日平均値の 最高値	35.0 ₁ を超え	匀値が u g/m³ えた日 その割	1 時間 値の 最高値	日平均 値の 98%値	98%値評価 による日平 均値が35.0 µg/m3を超 えた日数	測定	環境基準 達 成 非達成×
	日	時間	μ g/m ³	μg/m3	日	%	μ g/m ³	μ g/m ³	П		
草加市花栗自排	353	8,569	14.6	45.9	9	2.5	90	37.9	2	線吸収法	×

(10) 一酸化炭素(CO)

一酸化炭素の年間値

	測	定	局	有効 測定 日数	測定時間	年平均値	20ppm た回数	間値が を超え 数とそ 削合	日平 ^均 10ppm ² た日数 の割	を超え	1 間 の 高 値	日均の 2 除値	日平均値が 10ppmを超え た日が2日 以上連続 したことの 有無	環の評る値を 担い を を を を を を を を の の の の の の の の の の の	環境 達 非達	成
				(日)	(時間)	(ppm)	(回)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	(有x·無)	(日)	短期的評価	長期的評価
Ē	草加	市	西 町	365	8,663	0.3	0	0.0	0	0.0	2.3	0.7		0		

一酸化炭素の経年変化

	Soul	_				年平	均値(p	pm)		日平	均値の	2 %除タ	小値(pp	om)
	測	定	局		22年度	2年度 23年度 24年度 25年度 26年度					23年度	24年度	25年度	26年度
草	加	市	西	町	0.2	0.2 0.2 0.2 0.2 0.3					0.4	0.4	0.4	0.7

花栗自排局は平成20年度に測定機廃止

(11) 光化学オキシダント(0x)

光化学オキシダントの年間値

	測定局	昼間 測定 日数	昼間 測定 時間	昼間の 1時間 値の年 平均値	1時 0.06p えた	間の 間値が pmを超 ∃数と 間数		1時間 .12ppm 日数と 引数	昼間の 1 時間 値の最 高値	昼間の 日最間 1時の 値の 平均値	環境基準 達成 非達成×
		(日)	(時間)	(ppm)	(日)	(時間)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	
Ī	草加市西町	365	5,433	0.032	97	491	4	7	0.140	0.049	×

光化学オキシダントの経年変化

測定局	昼間の	D 1 時間 時間	値が0.0]数(時		習えた	昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数 (日)						
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		
草加市西町	344	350	367	382	491	10	4	5	5	4		

光化学スモッグ注意報等年度別発令回数(県南東部地区)

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
予報	9	12	11	7	6	17	9	3	11	8
注意報	15	9	14	8	2	16	6	4	6	5
警報	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0

光化学スモッグの発令基準

発令区分	発 令 基 準
予報	気象条件及びオキシダント測定値等を検討し、下三欄のいづれかの状態 が発生すると予測されるとき。
注意報	草加を含む近隣の測定局において、オキシダント測定値が0.12ppm以上になり、かつ、この状態が気象条件からみて継続すると認められるとき。
警報	草加を含む近隣の測定局において、オキシダント測定値が0.20ppm以上になり、かつ、この状態が気象条件からみて継続すると認められるとき。
重大緊急報	草加を含む近隣の測定局において、オキシダント測定値が0.40ppm以上になり、かつ、この状態が気象条件からみて継続すると認められるとき。

(12) 炭化水素(HC)

非メタン炭化水素の年間値

					 測 定 時		6 ~ 9 時にお ける年	6 ~ 9 時 間		9 時 平均値	2 H() [D]	平均值	6 ~ 3 時間 が0.31	9時 平均値 ppmCを	指針と 比較
	測	定	局		間	値	平均值		最高值	最低值		日数と 割合	超えた その		
					〔時間〕	(ppmC)	(ppmC)	(日)	(ppmC)	(ppmC)	(日)	(%)	(日)	(%)	達成 非達成×
草	加	市	西	町	8,597	0.21	0.23	364	0.96	0.07	175	48.1	63	17.3	×
草	加市	花!	栗自	排	6,397	0.21	0.19	273	1.03	0.02	97	35.5	35	12.8	×

非メタン炭化水素の経年変化メタン及び全炭化水素の年間値

測定局	用途地	1	年平均値(ppmC)				6 ~		おけ ppmC		均值	6 ~ 9 時 3 時間平均値が 0.31ppmCを超えた日数 (日)				
	域	H22	H23	H24	H25	H26	H22	H23	H24	H25	H26	H22	H23	H24	H25	H26
草加市西町	一中	0.20	0.22	0.22	0.22	0.21	0.21	0.23	0.22	0.24	0.23	63	65	48	77	63
草加市花栗自排	準住	0.22	0.22	0.21	0.22	0.21	0.23	0.22	0.19	0.21	0.19	81	83	39	71	35

メタン及び全炭化水素の年間値

						メ :	タン					全炭化	化水素		
	測	定	局	測定時間		6~9 時に ける 年	9 問 値	-	9 時 平均値	測定時間	年平均値	6~9 時に ける 年 が	6~ 明值 数	6 ~ 3 時間	9 時 平均値
				間	値	平均値	日数	最高値	最低値	间	1但	平均値	日数	最高値	最低值
				(時間)	(ppmC)	(ppmC)	(日)	(ppmC)	(ppmC)	〔時間〕	(ppmC)	(ppmC)	(日)	(ppmC)	(ppmC)
草	加	市	西町	8,597	1.93	1.94	364	2.25	1.73	8,597	2.13	2.17	364	3.13	1.83
草	加市	花	栗自排	6,397	1.85	1.87	273	2.14	1.68	6,397	2.06	2.06	273	3.04	1.79

全炭化水素の経年変化

		全	炭化水	素	
測定局		年平均	匀值(p	pmC)	
	H22	H23	H24	H25	H26
草加市西町	2.03	2.04	2.08	2.12	2.13
草加市花栗自排	2.01	2.05	2.02	2.08	2.06

(13) 施設の設置状況

(平成 27年 3月 31 日現在)

		事業所数	施設数
大気汚染防止法	ばい煙発生施設	46	152
	一般粉じん発生施設	4	5
	特定粉じん発生施設	0	0
ダイオキシン対策特別措置法	L A	5	5
埼玉県生活環境保全条例	指定ばい煙発生施設	34	40
	指定粉じん発生施設	6	17

(14) 立入検査の実施状況

		立入事業所数	立入施設数	煙道検査数
大気汚染防止法	ばい煙発生施設	12	79	2
	一般粉じん発生施設	0	0	0
	特定粉じん発生施設	0	0	0
ダイオキシン対策特別措置派	±	3	3	1
埼玉県生活環境保全条例	指定ばい煙発生施設	9	16	1
	指定粉じん発生施設	0	0	0

市のみ

(15) 野焼きパトロール実施状況

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施回数	314	292	344	382	405

平成17年度から消防署で実施

8 騒音・振動

(1)環境基準(騒音)

一般の環境基準

(単位:デシベル)

			半位・ナンベル)
		昼間	夜 間
地域	の区分	(6:00~22:00)	(22:00~6:00)
A 地域 B 地域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	5 5 以下	4 5 以下
	用途地域の定めのない地域 近隣商業地域		
C 地 域	近隣尚美地域 商業地域 準工業地域 工業地域	6 0 以下	5 0 以下

備考 工業専用地域については適用されません。

道路に面する地域の環境基準

次表に掲げる地域に該当する地域については、上表によらず次表の基準値とします。

(単位:デシベル)

地域の区分	昼間	夜 間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路 に面する地域	60以下	55以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路 に面する地域	65以下	60以下
C地域のうち車線を有する道路に面する地域		

備考 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な 一定の幅員を有する帯状の車道部分をいいます。

幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準(特例)

	(-	<u> </u>
区分	昼間	夜 間
屋外	70以下	65以下
窓を閉めた屋内	45以下	40以下

- 備考 1 幹線交通を担う道路とは、道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、県 道4車線以上の市町村道、及び、一般自動車道であって都市計画法施行規則7条第 1項第1号に定める自動車専用道路をいいます。
 - 2 近接する空間とは、道路端からの距離が 2 車線以下では 15m、3 車線以上では 20 mの区間をいいます。
 - 3 窓を閉めた屋内の基準を適用することができるのは、個別の住居等において騒音の 影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるとき です。

(2) 要請限度

指定地域内における自動車騒音の要請限度

(単位:デシベル)

	(-	<u> </u>
時間の区分	昼間	夜 間
区域の区分	(6:00~22:00)	(22:00~6:00)
a区域及びb区域のうち1車線を 有する道路に面する区域	65	55
a区域のうち2車線以上の車線を 有する道路に面する区域	70	65
b区域のうち2車線以上の車線を 有する道路に面する区域及び c区域のうち車線を 有する道路に面する区域	75	70

備考 a 区域 第 1 種・第 2 種低層住居専用地域、

第1種・第2種中高層住居専用地域

b 区域 第 1 種・第 2 種住居地域、準住居地域、

用途地域が定められていない地域

c 区域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

幹線交通を担う道路に近接する空間における自動車騒音の要請限度(特例)

(単位:デシベル)

昼間	夜間	
(6:00~22:00)	(22:00~6:00)	
75	70	

指定地域内における道路交通振動の要請限度

				(=	<u> 料12 : アン</u>	<u> </u>
		時間の区分	昼	間	夜	間
地均	の区分		(8:00	~ 19:00)	(19:00 ~	8:00)
第一種区域	第1種・第2種低層住居専 第1種・第2種中高層住居 第1種・第2種住居地域 準住居地域 用途が指定されていない	写 再地域	(65	60)
第二種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域		-	70	65	5

(3) 工場等に係る騒音・振動の規制基準

(騒音規制法、振動規制法、埼玉県生活環境保全条例、草加市公害を防止し市民の環境を確保する条例(以下「市条例」とする。))

(単位:デシベル)

時間の区分		騒 音		振	動
地域の区分	昼間	朝・夕	夜 間	昼間	夜 間
第1種・第2種低層住居専用地域	5 0	4 5	4 5		
第1種・第2種中高層住居専用地域	ט	4 5	4 5		
第1種・第2種住居地域				6 0	5 5
準住居地域	5 5	5 0	4 5		
用途地域が指定されていない地域					
近隣商業地域					
商業地域	6 5	6 0	5 0		
準工業地域				6 5	6 0
工業地域	7 0	6 5	6 0		
工業専用地域	, 0	0 5	0 0		

- 備考 1 振動に関しては振動規制法、埼玉県生活環境保全条例は工業専用地域については 適用しません。
 - 2 騒音規制に係る時間の区分

朝・・・・午前 6 時から午前 8 時まで 昼・・・・午前 8 時から午後 7 時まで 夕・・・・午後 7 時から午後 10 時まで 夜・・・・午後 10 時から午前 6 時まで

3 振動規制に係る時間の区分

昼・・・午前8時から午後7時まで 夜・・・午後7時から午前8時まで

(4) 特定建設作業に係る騒音・振動の規制基準

(騒音規制法、振動規制法、市条例)

							<u> </u>	
	区域		特	定建作	F 業 σ) 種 類		
+日 生 1 4 壬 口 1			騒音関係					
規制種別		杭打ち機	びょう	さく岩機	空気	コンクリート	振動関係	
	区分		打ち機		圧縮機	プラント等		
基準値	1号			85			75	
至十世	2号	00					75	
作業禁止	1号		午後7時~午前7時					
時間	2号			午後10	诗~午前6	時		
最大作業	1号			10時間	引/日以内]		
時間	2号			14時間	引/日以内]		
最大作業	1号							
日数	2号	連続6日以内						
作業	1号	 日曜日及び休日						
禁止日	2号			口唯口		1		

- 備考 1 騒音及び振動の大きさは、特定建設作業を行っている場所の敷地境界線の値です。
 - 2 基準には、災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要 がある場合等に適用除外が設けられています。
 - 3 1号区域とは、第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域、用途地域が定められていない地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域のうち学校、病院等の施設の敷地境界線から80mまでの区域をいいます。
 - 4 2号区域とは、指定地域内のうち前号に掲げる区域以外の区域をいいます。

(5) 廃棄物・原材料等の保管場所、自動車駐車場、トラックターミナルにおける規制 (埼玉県生活環境保全条例)

(単位:デシベル)

時間の区分		騒 音			動
地域の区分	昼間	朝・夕	夜 間	昼間	夜 間
第1種・第2種低層住居専用地域 第1種・第2種中高層住居専用地域	5 0	4 5	4 5		
第1種・第2種住居地域				6 0	5 5
準住居地域	5 5	5 0	4 5		
用途地域が指定されていない地域					
近隣商業地域					
商業地域	6 5	6 0	5 0		
準工業地域				6 5	6 0
工業地域	7 0	6 5	6 0		
工業専用地域	, 0	0 3	0 0		

備考 振動に関しては振動規制法、埼玉県生活環境保全条例は工業専用地域については適用しません。

(6) 深夜営業騒音の規制

(埼玉県生活環境保全条例) 音響機器の使用時間の制限

対象区域	対象営業	対象機器
第1種・第2種低層住居専用地域	飲食店 喫茶店 ボーリング場 バッティングセンター	カラオケ装置 ステレオがサトその他の音響機器 拡声装置 録音・再生装置 有線ラジオ放送装置 楽器

午後11時から翌日の午前6時まで上表の機器の使用が禁止されています。

備考 音響機器から発生する音が営業を行う場所の外部に漏れない場合を除きます。

音量の制限

午後10時から翌日の午前6時まで下表のとおり制限されています。

区域の区分	第1種・第2種低層 住居専用地域 第1種・第2種中高層 住居専用地域	第1種・第2種住居地域 準住居地域 用途地域が指定 されていない地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	工業地域 工業専用地域
規制 基準値	4 5	4 5	5 0	5 0

(7) 拡声器騒音(商業宣伝)の規制

(埼玉県生活環境保全条例) 使用基準

(単位:デシベル)

		1年1	L.J.Z.ND)
時間の区分	午前10時から	午後6時まで	午後6時から
地域の区分	固定	移動	午前10時まで
第1種・第2種低層住居専用地域 第1種・第2種中高層住居専用地域	6 0	7 0	
第1種・第2種住居地域 準住居地域 用途地域が指定されていない地域	6 5	7 5	(古 田 林 L
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	7 5	8 5	₩ 使用禁止
工業地域 工業専用地域	8 0	8 5	

使用方法

	使 用 方 法
固定	1回の使用は、20分以内で次の使用まで10分以上休む
移動	学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの 周囲約100mでは使用禁止
航空機	原則として使用禁止

(8) 法、県・市条例届出状況

騒音規制法に基づく特定施設に係る届出件数

特定施設の種類		届出数	廃止届	届出数	数変更届出数		
行	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	
1.金属加工機械	0	0	1	-10	1	-31	
2. 空気圧縮機及び送風機	4	7	1	-3	1	-1	
3. 土石用又は鉱物用の破砕機、 摩砕機、ふるい及び分級機	0	0	1	-1	0	0	
4. 織機	0	0	0	0	0	0	
5.建設用資材製造機械	0	0	0	0	0	0	
6.穀物用製粉機	0	0	0	0	0	0	
7.木材加工機械	1	2	0	0	0	0	
8. 抄紙機	0	0	0	0	0	0	
9. 印刷機械	0	0	0	0	1	2	
10. 合成樹脂用射出成形機	0	0	1	-1	0	0	
11. 鋳型造型機	0	0	0	0	0	0	
合 計		9		-15		-30	
工 場 実 数	5		1		2		

騒音規制法に基づく特定建設作業に係る届出件数

特定建設作業の種類	届出件数
くい打機等を使用する作業	4
びょう打機を使用する作業	1
さく岩機を使用する作業	10
空気圧縮機を使用する作業	9
コンクリートプラント等を設けて行う作業	0
バックホウ等を使用する作業	32
合 計	56

振動規制法に基づく特定施設に係る届出件数

特定施設の種類	設置届	a 出数	廃止届	届出数	数変更届出数		
特に記り性類	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	
1.金属加工機械	0	0	1	-5	1	-24	
2. 圧縮機	4	7	0	0	3	-2	
3. 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、 ふるい及び分級機	0	0	0	0	0	0	
4. 織機	0	0	0	0	0	0	
5. コンクリートプロックマシン、コンクリート管 製造機械及びコンクリート柱製造機械	0	0	0	0	0	0	
6.木材加工機械	0	0	0	0	0	0	
7. 印刷機械	0	0	0	0	1	2	
8. ゴム練用又は合成樹脂用のロール機	0	0	0	0	0	0	
9. 合成樹脂用射出成形機	0	0	0	0	0	0	
10. 鋳型造型機	0	0	0	0	0	0	
合 計		7		-5		-24	
工 場 実 数	4		1		4		

振動規制法に基づく特定建設作業に係る届出件数

特定建設作業の種類	届出件数
くい打機等を使用する作業	4
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	0
舗装版破砕機を使用する作業	1
ブレーカーを使用する作業	26
合 計	31

埼玉県生活環境保全条例に基づく指定騒音施設に係る届出件数

指定騒音施設の種類	設置属	届出数	廃止届	a 出数	数変更届出数		
11 定與自加設の程規	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	
木材加工機械	1	1	0	0	0	0	
合成樹脂用の粉砕機	0	0	0	0	0	0	
ペレタイザー	0	0	0	0	0	0	
コルゲートマシン	0	0	0	0	0	0	
シェイクアウトマシン	0	0	0	0	0	0	
ダイカスト機	0	0	0	0	0	0	
冷却塔	0	0	1	1	0	0	
合 計		1		1		0	
工 場 実 数	1		1		0		

埼玉県生活環境保全条例に基づく指定騒音作業に係る届出件数

指定騒音作業の種類	届出件数			
相と触目TF乗の性類 	工場数	施設数		
金属板のつち打加工を行う作業	0	0		
ハンドグラインダーを使用する作業	0	0		
電気のこぎり又は電気かんなを使用する作業	0	0		
合 計	0	0		
工 場 実 数	0	0		

埼玉県生活環境保全条例に基づく指定振動施設に係る届出件数

指定振動施設の種類	設置属	a 出数	廃止届	a 出数	数変更届出数		
11 足派動池改り作業	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	
シェイクアウトマシン	0	0	0	0	0	0	
オシレイティングコンベア	0	0	0	0	0	0	
合 計	0	0	0	0	0	0	
工 場 実 数	0		0		0		

市条例に基づく特定建設作業に係る届出件数

特定建設作業の種類	届出件数
アースオーガーと併せて杭打機を使用する作業	3
インパクトレンチを使用する作業	2
コンクリートポンプ車を使用するコンクリート打込作業	1
バイブレーションローラー及びランマーを使用する作業	3
電動工具を使用するはつり作業	6
電力源として発電機を使用する作業	7
原動機を使用する整地作業	6
合 計	28

(9) 自動車交通騒音常時監視結果(面的評価)

面的評価

評価	対	象 道 路		評 価 区 間 全 体									
路線名	車線数	評価区間 の 始点住所	評価区間 の 終点住所	評価対象 住居等 戸数 + +	居等 昼間・夜間とも =数 基準値以下 + +				夜間のみ 基準値以下		昼間・夜間とも 基準値超過		
					+	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)
一般国道4号 東埼玉道路	2	青柳6丁目	柿木町	5	5	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
足立越谷線	2	瀬崎	金明町	4,056	3,850	94.9	158	3.9	0	0.0	48	1.2	
越谷鳩ヶ谷線	2	長栄町	新栄町	231	211	91.3	19	8.2	0	0.0	1	0.4	
谷塚停車場線	2	瀬崎1丁目	瀬崎1丁目	358	358	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
全	体	(合	計)	4,650	4,424	95.1	177	3.8	0	0.0	49	1.1	

交通量・平均走行速度調査

		1 0 分間交通量(台 / 1 0 分間)								平均走行速度	
対象路線名	測定 時刻	測定点側				反文	(k m / 時)				
		大型	大型	小型	二輪	大型	大型	小型	二輪	測定側	反対側
一般国道4号	12:00	6	13	61	1	3	25	54	1	43	49
	16:00	6	15	73	2	10	19	86	2	38	50
東埼玉道路	22:00	2	7	33	0	1	4	52	2	50	48
	2:00	7	1	9	0	4	5	6	0	55	49
	14:00	2	12	77	4	5	14	70	3	36	34
 足立越谷線	18:00	2	6	93	6	2	12	75	5	35	35
企立起音 線	0:00	1	4	24	1	0	5	13	1	46	45
	4:00	0	7	12	3	3	4	17	1	47	44
	13:00	3	17	74	3	1	7	73	3	39	37
 足立越谷線	16:00	4	16	72	6	5	14	90	3	36	37
	23:00	2	3	26	6	1	8	41	3	37	41
	3:00	1	7	30	2	0	8	25	1	36	47
	12:00	0	21	51	2	0	12	59	1	42	45
越谷鳩ヶ谷線	17:00	1	11	65	1	1	10	67	4	45	47
	22:00	1	1	28	1	0	0	45	1	50	53
	2:00	2	4	10	1	0	1	5	0	46	52
	15:00	1	2	14	0	2	2	21	0	31	33
谷塚停車場線	19:00	1	0	21	0	0	0	33	0	31	31
口沙尔丁牛物林	1:00	0	0	19	0	0	1	12	0	32	33
	5:00	0	1	1	0	0	0	2	0	34	33

9 悪臭

悪臭に係る規制基準

悪臭防止法

a 敷地境界線における規制基準(22物質)

特定悪臭物質	(ppm)	特定悪臭物質	(ppm)	特定悪臭物質	(ppm)
アンモニア	1	ノルマルフ゛チルアルテ゛ヒト゛	0.009	スチレン	0.4
メチルメルカフ゜タン	0.002	イソフ゛チルアルテ゛ヒト゛	0.02	キシレン	1
硫化水素	0.02	ノルマルハ゛レルアルテ゛ヒト゛	0.009	プロピオン酸	0.03
硫化メチル	0.01	イソハ゛レルアルテ゛ヒト゛	0.003	ルマル酪酸	0.001
二硫化メチル	0.009	イソフ゛タノール	0.9	ノルマル吉草酸	0.0009
トリメチルアミン	0.005	酢酸エチル	3	かき 草酸	0.001
アセトアルテ゛ヒト゛	0.05	メチルイソフ゛チルケト	1		
プロピオンアルデヒド	0.05	トルエン	10		

b 煙突等の排出口における規制基準(13物質)

アンモニア ・ 硫化水素 ・ トリメチルアミン ・ プ ロピ オンアルデヒド ・ ノルマルブチルアルデヒド ・ イソブチルアルデヒド ノルマルバレルアルデヒド ・ イソバレルアルデヒド ・ イソブタノール ・ 酢酸エチル ・ メチルイソブチルケトン ・ トルエン ・ キシレン

c 排水中の規制基準(4物質)

物質名	排出水の流量	排出水の濃度
初貝口	(m^3/s)	(mg / L)
	0.001以下	0.03
メチルメルカプタン	0.001を超え0.1以下	0.007
	0.1を超過	0.002
	0.001以下	0.1
硫化水素	0.001を超え0.1以下	0.02
	0.1を超過	0.005
	0.001以下	0.3
硫化メチル	0.001を超え0.1以下	0.07
	0.1を超過	0.01
	0.001以下	0.6
二硫化メチル	0.001を超え0.1以下	0.1
	0.1を超過	0.03

草加市公害を防止し市民の環境を確保する条例悪臭に係る規制基準(三点比較式臭袋法による)

a 規制基準

規制場所の区分区域の区分	工場又は事業場の 敷地境界線の地表 における臭気指数	工場又は事業場の 煙突その他の気体 排出口における 臭気指数	工場又は事業場の 排出水における 臭気指数
第1種区域・第2種区域	臭気指数 10	臭気指数 25	臭気指数 26
第3種区域	臭気指数 13	臭気指数 27	臭気指数 29
第4種区域	臭気指数 15	臭気指数 30	臭気指数 31

[備考]

- 1 この表において「臭気指数」とは、臭気のある空気に無臭の空気を加えて臭気が感じられなくなるまで希釈した場合の当該希釈倍率(臭気濃度)の常用対数値に 10 を乗じた数値をいう
- 2 この表において「第1種区域」、「第2種区域」、「第3種区域」及び「第4種区域」とは、 それぞれ都市計画法第8条第1項に規定する次に掲げる区域をいう。
 - (1) 第1種区域 第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域
 - (2) 第2種区域 第1・2種住居地域、準住居地域又は用途地域が定められていない地域
 - (3) 第3種区域 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
 - (4) 第4種区域 工業地域及び工業専用地域

b 設備基準

悪臭を発生する工場等にあっては、次に掲げる事項を実施すること。

- (1) 工場又は事業場は、悪臭のもれにくい構造の建物とすること。
- (2) 工場又は事業場には、外部に悪臭が排出されないように、吸着法、ガス洗浄法又はこれらと同等以上の効果を有する設備を設置すること。
- (3) 悪臭を発生する施設は、できる限り密閉構造とし、排出ガスは、直接燃焼法、吸着法、ガス洗浄法又はこれらと同等以上の効果を有する脱臭装置を設置すること。
- (4) 悪臭を発生する作業は、屋外において行わないこと。ただし、周囲の状況 等から支障がないと認められる場合は、この限りでない。
- (5) 悪臭を発生する原材料、製品等は密封容器又は悪臭対策を講じた倉庫等悪臭を発生させない設備に収納しなければならない。ただし、周囲の状況等から支障がないと認められる場合は、この限りでない。

10 ダイオキシン類

(1) 調査結果

(単位 : 大気pg-TEQ/m³ 土壌・底質pg-<u>TEQ/g 水質pg-TEQ/L)</u>

		(半位 人式pg-1cq/Ⅲ .	上堠"从貝	yg i L w / g	小貝pg-Icu/L)
調査 対象	調査地点	調査日	調査結果	年平均値	環境基準
	草加市役所	平成26年7月17日~7月24日	0.039	0.038	
	ᆍᄱᄓᅒᄞ	平成27年1月8日~1月15日	0.037	0.030	
大気	新栄児童センター	平成26年7月17日~7月24日	0.022	0.031	年平均値
人丸	机木汽里277-	平成27年1月8日~1月15日	0.039	0.031	0.6以下
	+ 모 드라하고	平成26年7月17日~7月24日	0.049	0.072	
	市民活動センター	平成27年1月8日~1月15日	0.095	0.072	
	綾瀬川	平成26年7月24日	1.5	0.86	年平均値 1.0以下
河川	(谷古宇橋)	平成27年1月9日	0.22	0.00	
水質	河内堀 (伝右川合流点前)	平成26年7月24日	0.91	0.50	
		平成27年1月9日	0.095	0.50	
河川	綾瀬川 (谷古宇橋)	平成27年1月9日	1.6		年平均値
底質	河内堀 (伝右川合流点前)	平成27年1月9日	41		150以下

- * ダイオキシン類全体の毒性の強さは、毒性等量(TEQ)で表します。
- * ダイオキシン類の全体の毒性を評価するためには、その量や濃度を、最も毒性が強い 2,3,7,8-TCDD の毒性を 1 とし、他のダイオキシン類の仲間の毒性の強さを換算した 係数(毒性等価係数:TEF)を用いてダイオキシン類の毒性を足し合わせた値(毒性 等量:TEQ)を用います。
- * 微量物質の重さの単位

g(グラム)

mg(ミリグラム) = 10⁻³ g(千分の1グラム)

 μg (マイクログラム) = 10^{-6} g (1 0 0 万分の 1 グラム)

 $n g (ナノグラム) = 10^{-9} g (10 億分の 1 グラム)$ $<math>p g (ピコグラム) = 10^{-12} g (1 兆分の 1 グラム)$

(2) 調査結果(経年)

大気

(単位:pg-TEQ/m³)

							<u> </u>	1 = 0,7 111 /
調査地点	時 期	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	環境基準
	夏	0.033	0.031	0.030	0.044	0.042	0.039	
草加市役所	冬	0.093	0.064	0.086	0.085	0.056	0.037	
	年平均值	0.063	0.048	0.058	0.065	0.049	0.038	
	夏	0.033	0.039	0.037	0.041	0.030	0.022	1- /t
新栄児童センター	冬	0.160	0.057	0.100	0.120	0.054	0.039	年平均值0.6以下
	年平均值	0.097	0.048	0.069	0.081	0.042	0.031	0.05
市民活動センター	夏	0.033	0.027	0.048	0.079	0.041	0.049	
	冬	0.065	0.072	0.100	0.084	0.052	0.095	
	年平均值	0.049	0.050	0.074	0.082	0.047	0.072	

河川水質

(単位:pg-TEQ/L)

							1 1 1 1 1 1 1 1	
調査地点	時 期	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	環境基準
A+ >+= 111	夏	1.8	1.3	3.1	1.6	4.1	1.5	
綾瀬川 (谷古宇橋)	冬	0.95	0.53	0.67	0.78	0.62	0.22	
	年平均值	1.4	0.92	1.89	1.19	2.4	0.86	年平均值
河内堀 (伝右川合流点前)	夏	1.1	1.4	0.78	0.86	1.2	0.91	1.0以下
	冬	0.73	0.72	1.3	0.19	0.61	0.095	
	年平均值	0.92	1.1	1.04	0.53	0.91	0.50	

河川底質

(単位:pg-TEQ/g)

調査地点	時 期	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	環境基準
綾瀬川 (谷古宇橋)	冬	2.6	1.3	1.9	3.0	1.5	1.6	年平均値
河内堀 (伝右川合流点前)	冬	16	17	27	12	9.4	41	150以下

土壌(平成10年度~17年度)

平成10年度

(単位:pg-TEQ/g) 平成11年度

1 1-20:0 1 12	(P9 := \(\gamma\)	
調査地点	調査日	調査結果	環境基準
歴史民俗資料館	H10.7.30	23	
原町コミュニティセンター	H10.7.30	18	+
川柳文化センター	H10.7.30	52	暫定が作
柳島コミュニティセンター	H10.7.30	30	り り 1r ライン値
瀬崎コミュニティセンター	H10.7.30	16	(1000)
川柳中学校	H10.7.30	0.047	(1000)
平均		23	

(単位:pg-TEQ/g)

調査地点	調査日	調査結果	環境基準
新田小学校	H11.8.3	0.34	
こやま保育園	H11.8.3	5.8	
谷塚中学校	H11.8.3	0.20	######################################
瀬崎中学校	H11.8.3	1.3	年平均値 1000
稲荷小学校	H11.8.3	2.2	以下
草加東高校	H11.8.3	0.48	7
総合グランド	H11.8.3	9.4	
平均	2	2.8	

平成12年度

(単位:pg-TEQ/g) 平成13年度

	1 1 10		<u> </u>	1 9
	調査地点	調査日	調査結果	環境基準
	新里小学校	H12.8.8	0.022	
	花栗南小学校	H12.8.8	0.029	年平均値
I	八幡小学校	H12.8.8	0.00016	1000
I	新栄小学校	H12.8.8	0.12	以下
ľ	平均		0.043	

(単位:pg-TEQ/g)

調査地点	調査日	調査結果	環境基準
長栄小学校	H13.8.8	3.2	
草加小学校	H13.8.8	0.96	年平均値
北谷小学校	H13.8.8	1.9	1000
青柳小学校	H13.8.8	2.5	以下
平均	3	2.1	

平成14年度

(単位:pg-TEQ/g) 平成15年度

		(+12.	pg ita/g
調査地点	調査日	調査結果	環境基準
新栄中学校	H14.8.13	13	
松江中学校	H14.8.13	13	F = 15 /5
両新田小学校	H14.8.13	3.4	年平均値 1000
栄中学校	H14.8.13	6.6	以下
八幡北小学校	H14.8.13	1.8	27.1
平 均		7.6	

(単位:pg-TEQ/g)

1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			-9
調査地点	調査日	調査結果	環境基準
青柳中学校	H15.8.19	3.1	
西町小学校	H15.8.19	3.5	# TO 15 /5
瀬崎小学校	H15.8.19	7.7	年平均値 1000
栄小学校	H15.8.19	2.3	以下
八幡北小学校	H15.8.19	1.4	7
平均	习	3.6	

平成16年度

(単位:pg-TEQ/g) 平成17年度

調査地点	調査日	調査結果	環境基準
草加中学校	H16.8.4	3.0	
花栗小学校	H16.8.4	0.0023	######################################
氷川小学校	H16.8.4	1.7	年平均値 1000
川柳小学校	H16.8.4	0.24	以下
小山小学校	H16.8.4	0.60	
平均	1.1		

(単位:pg-TEQ/g

調査地点	調査日	調査結果	環境基準	
花栗中学校	H16.8.4	2.4		
谷塚小学校	H16.8.4	0.28	年平均値	
花栗小学校	H16.8.4	3.9	1000	
高砂小学校	H16.8.4	0.002	以下	
平均	3	1.6		

平均値の経年変化 (単位:pg-TEQ/g)

1 312 3 12 1 2 13	(1 12 1 19 1 2 1 2 1
平成10年度	23
平成11年度	2.8
平成12年度	0.043
平成13年度	2.1
平成14年度	7.6
平成15年度	3.6
平成16年度	1.1
平成17年度	1.6

土壌は市内全小・中学校において環境基準値を大幅に下回ったため、平成17年度で終了。

(3) 環境基準及び排出基準

ダイオキシン類対策特別措置法 ダイオキシン類対策特別措置法が平成 11 年 7 月 16 日に公布され、平成 12 年 1 月 15 日から施行されました。

a 耐容一日摂取量 体重 1kg 当たり 4 pg-TEQ/日

b 環境基準

- ア 大気 0.6pg-TEQ/m³以下
- イ 水質 1pg-TEQ/L以下
- ウ 土壌 1,000pg-TEQ/g以下 (環境基準が達成されている場合でも、土壌中のダイオキシン類の量が

250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。)

- エ 底質 150pg-TEQ/g以下
- c 排出ガス及び排出水に関する規制

ア 排出ガス 特定施設及び排出基準値

(単位: ng-TEQ/m³N)

				既設基準			
番号		特定施設の種類	新設基準	平成14年 11月30日まで			
1	焼約	洁施設(1 t/h以上)	0.1	2	1		
2	製銀	剛用電気炉(1,000 kVA以上)	0.5	20	5		
3		沿回収用焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉等 5t/h以上)	1	40	10		
4		ΞウΔ合金製造用焙焼炉、溶解炉、乾燥炉 解炉 1 t/h以上・乾燥炉 0.5 t/h以上)	1	20	5		
	廃	4 t/h 以上	0.1		1		
5	棄物	2 t/h以上 ~ 4 t/h未満	1	80	5		
3	焼却	200 kg/h以上 ~ 2 t/h未満	5	00	10		
	炉	50 kg/h以上 ~ 200 kg/h未満	ິນ		10		

注 廃棄物焼却炉(200 kg/h以上)及び製鋼用の電気炉は、平成9年12月1日までに設置されたの、それ以外の施設は平成12年1月15日までに設置されたものが既設となります。

イ 排出水 特定施設及び排出基準値

(単位:pg-TEQ/L)

番号	特定施設の種類	排出基準
1	クラフトパルプ等の製造の用に供する塩素または塩素化合物による漂白施設	
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設の廃ガス洗浄施設	
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設の廃ガス洗浄施設	
5	担体付触媒の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃 ガス洗浄施設	
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	
7	カプロラクタムの製造の用に供する施設の硫酸濃縮施設等	
8	クロロベンゼン・ジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗及び廃ガス洗浄施設	
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設、廃ガス洗浄施設	
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供するろ過施設、廃ガス洗浄施設	
11	ジオキサジンバイオレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設等	
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉叉は乾燥炉から発生するガスを処理する廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	10
13	亜鉛の回収の用に供する施設の精製施設、廃がス洗浄施設、湿式集じん施設	
14	担体付触媒からの金属の回収の用に供する施設のうち、ろ過私設、精製施設、廃ガス洗浄施設	
15	大気基準適用施設である廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	
15	大気基準適用施設である廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって、汚水等を排出するもの	
16	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設	
10	PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	
17	フロン類の破壊の用に供する施設のうち、プラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	
18	上記1から17及び19の施設から排出される下水を処理する下水道終末処理施設	
19	上記1から17施設を設置する工場または事業所から排出される水の処理施設	

埼玉県生活環境保全条例による規制

焼却能力 30kg/h 以上から 200kg/h 未満の小型焼却炉が平成 11 年 4 月 1 日から規制されています。

(単位: ng-TEQ/m3)

						(T 12 · 119 1E 47 110)
	焼	却	能	力	新 設 (平成11年4月1日以降)	既 設 (平成11年3月31日まで)
小型焼			kg/hl ~ kg/h		5以下	10以下
却炉	却 30 kg/h以上				ダイオキシン (ばいじん等	ノ類規制なし の規制のみ)

1 1 放射線

(1)市内の空間放射線量測定結果

小 学 校 (単位:マイクロシーベルト/時間)

		測定位置									
N o	施設名				地上50cm			地上100cm		除染地点数	
		最大値	最小値	平均	最大値	最小値	平均	最大値	最小値	平均	
1	草加小学校	0.07	0.05	0.06	0.08	0.04	0.06	0.07	0.05	0.06	1
2	高砂小学校	0.17	0.11	0.14	0.17	0.11	0.14	0.14	0.10	0.12	2
3	新田小学校	0.05	0.04	0.05	0.06	0.04	0.05	0.06	0.05	0.05	2
4	谷塚小学校	0.10	0.08	0.09	0.09	0.08	0.08	0.09	0.07	0.08	2
5	栄小学校	0.07	0.04	0.05	0.07	0.04	0.05	0.07	0.04	0.05	2
6	川柳小学校	0.08	0.07	0.07	0.08	0.07	0.07	0.08	0.06	0.07	3
7	瀬崎小学校	0.07	0.05	0.06	0.07	0.05	0.06	0.06	0.05	0.05	0
8	西町小学校	0.07	0.05	0.06	0.07	0.05	0.06	0.07	0.05	0.06	2
9	新里小学校	0.06	0.05	0.06	0.06	0.05	0.06	0.07	0.05	0.06	6
10	花栗南小学校	0.07	0.06	0.06	0.07	0.06	0.06	0.06	0.05	0.06	2
11	八幡小学校	0.07	0.05	0.06	0.07	0.05	0.06	0.06	0.05	0.06	2
12	新栄小学校	0.07	0.04	0.05	0.06	0.04	0.05	0.06	0.05	0.05	1
13	清門小学校	0.10	0.05	0.07	0.10	0.06	0.07	0.09	0.05	0.06	0
14	稲荷小学校	0.05	0.04	0.05	0.08	0.04	0.05	0.22	0.04	0.06	4
15	氷川小学校	0.10	0.06	0.07	0.09	0.06	0.07	0.08	0.06	0.07	0
16	八幡北小学校	0.08	0.05	0.06	0.07	0.05	0.05	0.06	0.05	0.05	1
17	長栄小学校	0.07	0.05	0.06	0.07	0.05	0.06	0.07	0.05	0.06	0
18	青柳小学校	0.09	0.06	0.07	0.08	0.06	0.07	0.08	0.06	0.07	3
19	小山小学校	0.10	0.06	0.08	0.10	0.06	0.08	0.10	0.06	0.08	1
20	両新田小学校	0.07	0.06	0.07	0.07	0.06	0.06	0.07	0.06	0.06	1
21	松原小学校	0.08	0.05	0.07	0.09	0.06	0.08	0.09	0.06	0.08	0

中 学 校 (単位:マイクロシーベルト/時間)

		測 定 位 置									
Νo	施設名	地上5cm			地上50cm			地上100cm			除染地点数
		最大値	最小値	平均	最大値	最小値	平均	最大値	最小値	平均	
1	草加中学校	0.09	0.07	0.08	0.09	0.06	0.07	0.09	0.06	0.08	3
2	栄中学校	0.09	0.04	0.05	0.08	0.04	0.05	0.06	0.05	0.05	6
3	谷塚中学校	0.10	0.07	0.08	0.10	0.07	0.08	0.09	0.07	0.07	5
4	川柳中学校	0.12	0.07	0.09	0.10	0.07	0.09	0.11	0.07	0.08	5
5	新栄中学校	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.04	0
6	瀬崎中学校	0.08	0.05	0.07	0.08	0.05	0.06	0.07	0.06	0.06	0
7	花栗中学校	0.11	0.09	0.09	0.10	0.07	0.08	0.09	0.07	0.08	0
8	両新田中学校	0.07	0.06	0.06	0.07	0.06	0.06	0.07	0.06	0.06	3
9	新田中学校	0.06	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0
10	青柳中学校	0.08	0.06	0.07	0.08	0.06	0.07	0.08	0.06	0.07	0
11	松江中学校	0.13	0.09	0.11	0.09	0.07	0.09	0.10	0.07	0.08	4

公園、グランド等 (単位:マイクロシーベルト/時間)

		測 定 位 置									
Νo	施設名	地上5cm			地上50cm			地上100cm			除染地点数
		最大値	最小値	平均	最大値	最小値	平均	最大値	最小値	平均	
1	長栄中央公園	0.11	0.05	0.08	0.10	0.05	0.07	0.10	0.05	0.07	0
2	そうか公園	0.12	0.06	0.09	0.11	0.06	0.08	0.10	0.04	0.07	0
3	工業団地公園	0.12	0.04	0.08	0.11	0.04	0.07	0.11	0.04	0.07	1
4	綾瀬川左岸広場	0.11	0.06	0.08	0.10	0.06	0.08	0.10	0.05	0.08	0
5	花栗南グランド	0.14	0.09	0.10	0.13	0.09	0.10	0.12	0.09	0.10	0
l h	柳島治水緑地 スポーツ広場	0.11	0.06	0.08	0.11	0.06	0.08	0.10	0.05	0.08	0
7	瀬埼グランド	0.10	0.06	0.08	0.09	0.06	0.08	0.10	0.06	0.08	1
8	新里グランド	0.13	0.06	0.08	0.11	0.06	0.07	0.10	0.06	0.07	0

		測 定 位 置									
Νo	施設名	地上5cm			地上50cm			地上100cm			除染地点数
		最大値	最小値	平均	最大値	最小値	平均	最大値	最小値	平均	
1	しんえい保育園	0.08	0.05	0.06	0.07	0.05	0.06	0.07	0.05	0.06	0
2	しんぜん保育園	0.09	0.06	0.07	0.08	0.06	0.06	0.07	0.06	0.06	0
3	あさひ保育園	0.09	0.05	0.06	0.09	0.05	0.06	0.08	0.05	0.06	0
4	さかえ保育園	0.06	0.05	0.05	0.06	0.04	0.05	0.06	0.05	0.05	0
5	やはた保育園	0.09	0.06	0.07	0.09	0.06	0.07	0.09	0.06	0.07	0
6	やはた保育園分園	0.08	0.06	0.07	0.08	0.06	0.07	0.08	0.06	0.07	0
7	しのは保育園	0.10	0.07	0.08	0.09	0.07	0.08	0.08	0.06	0.07	0
8	あおやぎ保育園	0.09	0.06	0.07	0.08	0.06	0.07	0.07	0.06	0.06	0
9	やなぎしま保育園	0.09	0.05	0.07	0.08	0.05	0.07	0.08	0.05	0.06	0
10	やつかかみ保育園	0.11	0.06	0.08	0.09	0.06	0.08	0.09	0.06	0.07	0
11	ひかわ保育園	0.10	0.06	0.07	0.09	0.06	0.07	0.08	0.05	0.07	0
12	やつか保育園	0.10	0.05	0.08	0.10	0.06	0.08	0.10	0.06	0.07	1
13	たかさご保育園	0.08	0.07	0.07	0.08	0.06	0.07	0.07	0.06	0.07	0
14	あずま保育園	0.09	0.07	0.08	0.08	0.06	0.07	0.08	0.06	0.07	0
15	せざき保育園	0.11	0.05	0.08	0.10	0.06	0.08	0.10	0.06	0.07	1
16	きたや保育園	0.10	0.06	0.08	0.09	0.06	0.08	0.08	0.07	0.07	0
17	こやま保育園	0.10	0.07	0.08	0.09	0.06	0.08	0.09	0.06	0.07	0
18	にしまち保育園	0.11	0.06	0.08	0.10	0.06	0.07	0.10	0.06	0.07	0
19	きたうら保育園	0.11	0.06	0.08	0.11	0.06	0.08	0.09	0.06	0.07	0
20	けやきの森保育園 清門町園	0.06	0.05	0.06	0.06	0.04	0.05	0.06	0.05	0.05	0
21	草加なかよし保育園	0.08	0.05	0.06	0.07	0.06	0.06	0.07	0.06	0.06	0
22	そうか草花保育園	0.07	0.05	0.05	0.07	0.05	0.06	0.06	0.05	0.05	0
23	ハッピーナーサリー	0.09	0.07	0.07	0.08	0.06	0.07	0.08	0.06	0.07	0
24	優優保育園	0.08	0.04	0.06	0.08	0.04	0.06	0.07	0.05	0.06	0
25	かおりPutra保育園	0.11	0.08	0.09	0.10	0.08	0.09	0.10	0.08	0.09	0
26	さくらの実保育園	0.10	0.09	0.09	0.09	0.08	0.09	0.09	0.08	0.08	0
27	さくらの実保育園分園	0.08	0.06	0.07	0.08	0.06	0.07	0.08	0.06	0.07	0
28	ひかり幼稚舎	0.13	0.08	0.10	0.11	0.08	0.10	0.10	0.08	0.09	0
29	めぇめぇこやぎこども園	0.07	0.04	0.05	0.07	0.04	0.05	0.06	0.04	0.05	0
30	にっさとの森保育園	0.07	0.05	0.06	0.06	0.04	0.06	0.06	0.05	0.06	0
31	草加にじいろ保育園	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0
32	あおば学園	0.09	0.06	0.08	0.09	0.06	0.07	0.09	0.06	0.07	2
33	新栄児童センター	0.08	0.05	0.07	0.09	0.05	0.07	0.09	0.06	0.07	0
34	氷川児童センター	0.10	0.07	0.09	0.10	0.07	0.09	0.09	0.07	0.08	0
35	松原児童館	0.07	0.05	0.06	0.08	0.05	0.06	0.07	0.05	0.06	0
36	住吉児童館	0.12	0.05	0.08	0.10	0.05	0.08	0.10	0.05	0.07	0
37	松原冒険あそび場	0.07	0.04	0.06	0.07	0.05	0.06	0.07	0.04	0.06	0
38	瀬埼冒険あそび場	0.11	0.05	0.07	0.11	0.06	0.08	0.09	0.05	0.07	0

(2)給食の放射性物質検査結果

*検出下限値 10 ベクレル/kg

小 学 校 単位: ペクレル/kg

N.	tor±n.€7		給 食		牛 乳			
No	施設名	放射性ヨウ素131	放射性セシウム134 放射性セシウム137		放射性ヨウ素131	放射性セシウム134	放射性セシウム137	
1	草加小学校	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
2	高砂小学校	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
3	新田小学校	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
4	谷塚小学校	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
5	栄小学校	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
6	川柳小学校	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
7	瀬崎小学校	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
8	西町小学校	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
9	新里小学校	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
10	花栗南小学校	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
11	八幡小学校	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
12	新栄小学校	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
13	清門小学校	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
14	稲荷小学校	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
15	氷川小学校	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
16	八幡北小学校	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
17	長栄小学校	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
18	青柳小学校	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
19	小山小学校	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
20	両新田小学校	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
21	松原小学校	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	

中 学 校 単位:ベクルル/kg

No	施設名		給食		給食				
INO		放射性ヨウ素131	放射性セシウム134	放射性セシウム137	放射性ヨウ素131	放射性セシウム134	放射性セシウム137		
1	草加中学校	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出		
2	栄中学校	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出		
3	谷塚中学校	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出		
4	川柳中学校	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出		
5	新栄中学校	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出		
6	瀬崎中学校	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出		
7	花栗中学校	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出		
8	両新田中学校	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出		
9	新田中学校	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出		
10	青柳中学校	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出		
11	松江中学校	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出		

NI -	*/r * D		給食		給食			
No	施設名	放射性 ヨウ素131	放射性 セシウム134	放射性 セシウム137	放射性 ヨウ素131	放射性 セシウム134	放射性 セシウム137	
1	しんえい保育園	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
2	しんぜん保育園	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
3	あさひ保育園	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
4	さかえ保育園	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
5	やはた保育園	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
6	しのは保育園	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
7	あおやぎ保育園	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
8	やなぎしま保育園	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
9	やつかかみ保育園	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
10	ひかわ保育園	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
11	やつか保育園	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
12	たかさご保育園	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
13	あずま保育園	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
14	せざき保育園	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
15	きたや保育園	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
16	こやま保育園	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
17	にしまち保育園	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
18	きたうら保育園	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
19	けやきの森保育園 清門町園	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
20	草加なかよし保育園	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
21	そうか草花保育園	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
22	ハッピーナーサリー	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
23	優優保育園	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
24	かおりPutra保育園	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
25	さくらの実保育園	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
26	ひかり幼稚舎	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
27	めぇめぇこやぎこども園	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
28	にっさとの森保育園	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
29	草加にじいろ保育園	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
30	あおば学園	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	

12 草加の公害・環境行政のあゆみ

年	月	内
38.	7	工業用水法の指定地域に指定される
44.	4 5	市民部衛生課に公害係設置(職員3人) 騒音規制法の指定地域に指定される
45.	4 7	市民部安全課公害係になる(職員 4 人) 県南地域に初めて光化学スモッグ発生
		京角地域に初めて光化学スモック光生草加市公害対策審議会設置
	1 &	丰加市公古对宋田俄公以 直
46.	10	市民生活部公害課になる(職員9人)
47.	4	草加市公害防止施設整備資金融資制度施行
		大気汚染自動測定局設置
	12	草加市生活環境保全に関する基本条例制定
40	4	节加工人完成上名周制完
48.	4 5	草加市公害防止条例制定 草加市光化学スモッグ対策要綱制定
	J	草加市公害監視員制度制定
	9	
		三点比較式臭袋法による測定開始
49.	4	大気汚染テレメータシステム稼働
	5	草加市光化学スモッグ対策要綱改正
	7	環境騒音調査実施
	8	公害分析室完成、河川水質調査を始める 三点比較式臭袋法 NHK 取材
		自動車騒音調査実施
	11	
50.	11	悪臭・有害ガス発生工場調査
51.	4	綾瀬川浄化対策協議会発足
		F工場に対し、操業停止命令
	9	三点比較式臭袋法 NHK 取材
52 .	3	草加市公害防止条例一部改正
ŕ		振動規制法に基づき規制対象地域として指定される
	_	工担供国化市光广关系
53.		工場集団化事業に着手 県南 7 市、硫黄酸化物総量規制実施
	5	環境経済部公害課になる(職員 15 人)

- 9 環境騒音調査実施
- 10 大気汚染調査実施(二酸化窒素)
- 55. 3 外かく環状道路に係る環境調査実施
- 56. 4 工場集団化事業完了
 - 7 水質総量規制実施
 - 10 国及び関係都県市首長による綾瀬川浄化対策懇談会実施
 - 12 綾瀬川再生計画検討委員会設置
- 57. 8 環境経済部環境保全課になる(職員 14人)
 - 11 快適な環境づくりモデル市町村に指定される
- 58. 9 河川浄化モデル実験施設設置、モデル地区での簡易浄化桝設置
- 60. 3 谷古田ミニ親水公園完成 家庭雑排水対策として沈殿桝設置
- 61. 3 草加市野鳥・植生調査報告書策定(~63.3)草加市自然生態系公園基本構想策定
 - 6 河川懇談会発足(綾瀬川一級河川水質ワースト1脱却を目指して)
 - 11 第 1 回快適環境シンポジウム開催(~ H元.10 第 4 回)
- 62. 3 辰井川水質浄化施設設置 草加市自然生態系公園基本計画策定
 - 11.12 市内 3 町会で生活排水対策の実践活動実施(以後毎年実施)
- 63. 3 草加市自然生態系公園実施計画策定 そうかの自然観察ガイド作成
 - 9 エコロジカル・シティづくり手引き(自然と共生するまちづくり)研究会発足
- H元. 2 | エコロジカル·シティづくり手引き·事例集作成
 - 3 | 綾瀬川(北部)・辰井川河川清掃実施
 - 5 | 綾瀬川ウォッチング開催
 - 9 | 綾瀬川流域クリーン大作戦実施(第1回目)

主催:綾瀬川一級河川水質ワースト1脱却を目指しての河川懇談会

- 10 消費者展に参加(以後毎年実施)
- 2. 1 谷古田ミニ親水公園改修工事
 - 2 | 綾瀬川バードサンクチュアリ完成
 - 3 市内製紙工場 3 社と水質汚濁防止協定締結
 - 4 千葉県柏市環境保全課との職員交流研修(4~6月)
 - 5 悪臭の測定方法改正、ツバメ生息調査
 - 10 第 5 回私たちの環境を考える市民の集い開催(~H5.6 第 7 回)

- 3. 3 | 綾瀬川ウォッチングパンフレット作成
 - 4 市民生活部環境課となる(職員 11 人)
 - 6 地球環境問題に関するワーキンググループを設置
 - 10 環境にやさしい行動の日実施
 - 12 東京外かく環状道路環境常時監視施設運営基金設立 東京外かく環状道路環境常時監視施設(八幡南測定局)完成
- 4. 1 東京外かく環状道路環境測定開始
 - 2 電気自動車(軽バンタイプ)1台購入
 - 7 綾瀬川放水路北一条完成
 - 10 学校給食用牛乳パック再資源化モデル事業実施
 - 11 東京外かく環状道路の一般道開通(高速部分及び産業道路以西の一般道) そうか環境フェア'92 開催
- 5. 3 草加市公害防止施設整備資金融資条例一部改正
 - 6 東京外かく環状道路の一般道開通(産業道路以東部分)
 - 10 電気自動車県より貸与
- 6. 2 | 河川懇談会発展的解散、綾瀬川清流ルネッサンス 21 地域協議会へ
 - 3 草加市地球環境問題に係わるワーキンググループ報告書(案)まとまる 地球環境問題に関する啓発パンフレット作成
 - 4 草加浄化施設稼働
 - 7 第 1 回ホタルと音楽の夕べそうか公園にて開催
 - 11 第 1 回綾瀬川清流ルネッサンス 21 地域協議会開催
- 7. 5 廃食油を利用した石けん製造器購入
 - 7 綾瀬川水質浄化キャンペーン'95 夏中学生サミット開催 (第1回子ども環境サミット) 皮革排水に係わる排水処理検討委員会設置
 - 9 自然観察レポーター制度開始
 - | 11 | 綾瀬川水質浄化キャンペーン '95 秋(綾瀬川左岸広場)開催
- 8. 4 皮革排水に係わる対策について県と共同で指導強化 併せて排水処理施設整備に要する費用一部助成
 - 5 草加市綾瀬川をきれいにする会発足
 - 7│綾瀬川 16 年ぶりに建設省直轄河川の水質ワースト 1 を脱却
 - 8 谷古田用水に県が浄化施設設置
 - 11 第2回子ども環境サミット
- 9. 5 みずウォーク in 綾瀬川 ツバメ生息調査
 - 11 第 3 回子ども環境サミット
- 10. 4 谷古田用水に工業用水導水開始

- 5 環境基本計画策定開始、タンポポ調査、野草観察会
- 9 環境基本計画に係わる市民事業者アンケート調査
- 10 環境基本計画に係わる環境ウォッチング「みどりの調査」
- 11 環境基本計画策定フォーラム開催、第4回子ども環境サミット開催
- 11. 2 環境情報紙「エコそうか」創刊
 - 6 環境共生都市宣言を行い記念式典開催 講演 北野大氏「地球環境を救う新しいライフスタイルへ」
 - 7 資源、自然エネルギーの有効活用募集開始 (住宅用太陽光システム及び雨水貯留施設) 天然ガス車 2 台導入
 - 10 環境保全活動リーダー養成講座、グリーンコンシューマリーダー養成講座開始
 - 11 | 東京外かく環状道路環境常時監視施設の八幡南測定局を旭町へ移設
 - 12 第 5 回子ども環境サミット 環境ミュージカル「地球はつらいよ」上演 大気汚染に関しての二酸化窒素簡易調査 草加市公害防止施設整備資金融資条例一部改正
- 12. 3 草加市環境基本条例制定草加市環境基本計画策定
 - 4 草加市環境にやさしい庁内率先実行計画策定 草加市環境共生都市宣言推進委員会発足
 - 5 公害対策審議会廃止 環境審議会設置
 - 6 環境共生都市宣言推進事業 講演 大山のぶ代氏「地球環境にやさしい暮らし方」
 - 7 低公害車2台(ハイブリッド車)購入
 - 8 第 6 回子ども環境サミット開催 テーマ「地球温暖化防止、わたしたちにできること」
- 13. 6 環境共生都市宣言推進事業

講演 田部井淳子氏(登山家)「世界の山々をめざして」

- 11 第 1 回綾瀬川再生 21 事業 「水辺から空から綾瀬川を見直そう」開催
- 12 綾瀬川再生 21 事業 河川浄化ミュージカル「瓶ケ森の河童」の上演
- 14. 1 第 7 回子ども環境サミット開催

テーマ「暮らしの中から考える省エネルギーと地球温暖化」

- 3 草加市野鳥・植生等調査報告書まとまる
- 4 低公害車購入補助募集開始
- 7 環境共生都市宣言推進事業 講演 山本コウタロー氏「ぼくのエコロジー」
- 8 第8回子ども環境サミット開催 テーマ「ストップ!地球温暖化」
- 11 | 第 2 回綾瀬川再生 21 事業「水辺から空から綾瀬川を見直そう」開催
- 12 葛西用水に工業用水導水開始

- 15. 2 | 綾瀬川清流ルネッサンス 行動計画策定
 - 3 そうかの自然 身近な動植物たち 発行 市役所本庁舎屋上緑化完成
 - 7 環境共生都市宣言推進事業

講演 畑正憲氏「人と動物、その内なる自然」

荒川から埼玉高速鉄道(地下鉄)の下部を利用し綾瀬川・ 伝右川・毛長川への導水開始

8 第 9 回子ども環境サミット開催 テーマ「知ろう・守ろう・そうかの自然」

- 11 第 3 回綾瀬川再生 21 事業「水辺から綾瀬川を見直そう」開催
- 16. 3 ISO14001 の認証取得

草加浄化施設廃止

低公害車購入補助廃止

東京外かく環状道路環境常時監視施設運営基金廃止

- 4 屋上緑化設置費補助募集開始
- 7 環境共生都市宣言推進事業 講演 森田正光氏「異常気象と環境破壊」
- 8 第 10 回子ども環境サミット開催 テーマ「みんなが主役 地球のみらい」
- 9 「草加市公害防止条例」を「草加市公害を防止し市民の環境を確保する条例」に改正
- 11 角 4 回綾瀬川再生 21 事業「水辺から綾瀬川を見直そう」開催
- 12 辰井川へ見沼代用水から試験的導水開始
- 17. 3 環境基本計画改定
 - 4 草加市公害を防止し市民の環境を確保する条例 施行
 - 7 環境共生都市宣言推進事業

講演 藤田弓子氏「いつも何かにときめいていよう~身近な環境・自然」 第1回生きものふれあいフェスタ開催

- 8 第 11 回子ども環境サミット開催
- | 11 | 第 5 回綾瀬川再生 21 事業「水辺から綾瀬川を見直そう」開催
- 18. 4 | 家庭版の環境 ISO「草加 わが家の環境宣言」開始
 - 7 第2回生きものふれあいフェスタ開催
 - 8 第 12 回子ども環境サミット開催
 - |11 | 第6回綾瀬川再生 21事業「水辺から綾瀬川を見直そう」開催
 - 12 草加市公害防止施設整備資金融資条例一部改正
- 19. 1 環境共生都市宣言推進事業「第1回環境フェア」開催
 - 3 太陽光発電システム設置費補助廃止
 - 4 高効率給湯器等購入補助募集開始 アイドリングストップ機能付自動車購入又は アイドリングストップ装置装着補助募集開始

- 19. 4 「草加市綾瀬川をきれいにする会」と「草加市環境共生都市宣言推進 委員会」が合併し「草加環境推進協議会」発足
 - 6 「不都合な真実」上映会開催
 - 7 第3回生きものふれあいフェスタ開催
 - 8 第 13 回子ども環境サミット開催
 - 9 草加市公害防止施設整備資金融資条例一部改正
 - 11 第 7 回綾瀬川再生 21 事業「水辺から綾瀬川を見直そう」開催
- 20. 2 環境共生都市宣言推進事業「第2回環境フェア」開催 草加市地域省エネルギービジョン策定
 - 7 草加市町会連合会、草加商工会議所、草加市商店連合事業協同組合及び草加環境推進協議会が行ったライトダウンキャンペーンを支援 第4回生きものふれあいフェスタ開催
 - 8 第 14 回子ども環境サミット開催
 - |11 | 第8回綾瀬川再生 21事業「水辺から綾瀬川を見直そう」開催
 - 12 環境共生都市宣言推進事業「第3回環境フェア」開催
- - 6 環境共生都市宣言 10 周年記念事業「第 4 回環境フェア」・「第 9 回綾瀬川再生 21 事業」映画「ウォーリー」上映
 - 7 新リサイクルセンター完成(10 月より稼働) 太陽光発電システム設置費補助を再開

深夜化スタイル社会実験 in SOKA 実施

草加市町会連合会、草加商工会議所、草加市商店連合事業協同組合及び草加環境推進協議会が行った第2回ライトダウンキャンペーンを支援第5回生きものふれあいフェスタ開催

- 8 第 15 回子ども環境サミット開催
- 22. 3 市役所屋上に太陽光発電システム設置 地球温暖化対策基金設立 環境基本計画改定
 - 4 改正土壤污染対策法施行
 - 6 環境共生都市宣言推進事業「第 5 回環境フェア」開催・映画「ウルルの森 の物語」上映
 - 7 草加市町会連合会、草加商工会議所、草加市商店連合事業協同組合及び草加環境推進協議会が行った第3回ライトダウンキャンペーンを支援第6回生きものふれあいフェスタ開催
 - 8 第 16 回子ども環境サミット開催
 - 11 第 10 回綾瀬川再生 21 事業「水辺から綾瀬川を見直そう」開催
- 23. 2 葛西用水への工業用水導水廃止
 - 3 東日本大震災発生 東京電力(株)福島第一原子力発電所事故発生

- 23. 3 アイドリングストップ機能付自動車購入 又はアイドリングストップ装置装着補助廃止
 - 6 空間放射線量測定開始
 - 7 第 7 回生きものふれあいフェスタ開催 アナログテレビ放送から地上デジタル放送に完全移行
 - 8 第 17 回子ども環境サミット開催
 - 9 放射線測定器 2 台購入 埼玉県東南部地域放射線対策協議会設立
 - 10 放射線定点測定開始
 - 11 第 11 回綾瀬川再生 21 事業「水辺から綾瀬川を見直そう」開催 環境共生都市宣言推進事業「第 6 回環境フェア」開催・映画「KIZUKI」 上映
 - 12 放射線量計 31 台購入 放射線量計市民に貸し出し開始
- 24. 2 ISO14001 の認証返上 綾瀬川清流ルネッサンス連絡会発足
 - 3 「草加市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」策定 地球温暖化対策基金廃止
 - 7 環境共生都市宣言推進事業「第7回環境フェア」開催第8回生きものふれあいフェスタ開催
 - 8 第 18 回子ども環境サミット開催
 - | 11 | 第 12 回綾瀬川再生 21 事業「水辺から綾瀬川を見直そう」開催
- 25. 3 「草加市土砂等の堆積の規制に関する条例」制定
 - 6 環境共生都市宣言推進事業「第8回環境フェア」開催・映画「ライフ」 上映
 - 7 「草加市土砂等の堆積の規制に関する条例」施行 第9回生きものふれあいフェスタ開催
 - 9 第 19 回子ども環境サミット開催
 - 10 「古綾瀬自然ひろば」完成
 - | 11 | 第 13 回綾瀬川再生 21 事業「水辺から綾瀬川を見直そう」開催
- 26. 2 子育て支援センター・さかえ保育園にBEMSを設置
 - 3 屋上緑化補助廃止、高効率給湯器補助見直し(エコジョーズ、エコキュート廃止、太陽熱利用給湯器、地中熱利用給湯器、家庭用コージェネレーションシステム及び燃料電池給湯器補助に特化)
 - 4 H E M S 及び家庭用蓄電池補助開始
 - 6 環境共生都市宣言推進事業「第9回環境フェア」開催 ・映画「北極のナヌー」上映
 - 8 第 20 回子ども環境サミット開催
 - 10 川柳小学校内に 川柳「野鳥の森」ビオトープ が完成
 - 11 第 14 回綾瀬川再生 21 事業「水辺から綾瀬川を見直そう」開催

27. 4 次世代自動車(電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリット 自動車)補助開始

用語説明

【あ行】

IS014000 シリーズ

環境管理に関する国際的な規格のことです。事業体がそれぞれの活動の中で環境問題との関わりを考え、環境行動の改善を継続的に実施するシステムを自ら構築し、そのシステムの構築と運用を公正な第三者(審査登録機関)が評価します。

アイドリングストップ

自動車を利用する際に、停車中に積極的にエンジンを切ることで CO_2 の削減や省エネルギーを図ります。

アスベスト

天然に産する非常に細かい鉱物繊維の総称(髪の毛の約5千分の1)。アスベスト繊維(石綿)を肺に吸い込むことで悪性中皮腫や肺がんを起こす発ガン性があります。

一般環境大気測定局(一般局)

大気汚染防止法第 22 条の規定に基づき大気汚染の状況を常時監視するための測定局であって、地域全体の汚染状況を把握するための測定局です。特定の工場等の影響を受けない地点に設置しています。

雨水浸透施設

雨水等を人為的に地中へ浸透させて地下水量の 増加を図るための施設を指します。

一酸化炭素(CO)

無味、無臭、無色、無刺激の気体で、有機物が不完全燃焼したときに発生します。人体への影響は、呼吸器から入った一酸化炭素が血液中のヘモグロビンの酸素運搬機能を阻害し、頭痛、めまい、意識障害、酸素欠乏症等を引き起こします。主な発生源は、自動車の排出ガスです。

オゾン層の破壊

オゾン層は成層圏の高度 20km~40km 付近に多く存在し、太陽光からの有害な紫外線を吸収することにより地球上の生物を守っていますが、現在、大気中に放出されたフロンガス等によってオゾン層が破壊され、地表に達する紫外線量が増大し、皮膚ガンや白内障等、人への影響や生物の生育障害等を引き起こすことが懸念されています。

温室効果ガス

太陽光線によって暖められた地表面から放射される赤外線を吸収して大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める効果をもつガスをいいます。温室効果ガスには二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、フロンガス等があります。

【か行】

化学的酸素要求量(COD)

水中の有機物が酸化剤(過マンガン酸カリウム等)によって分解される時、酸化剤の酸素をいくら消費するか、その消費酸素量をいいます。化学的酸素要求量は、海等の有機物による汚濁の程度を示す指標の1つで、数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示しています。

環境基準

環境基本法により国が定めるもので、「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係わる環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい」とされる基準を指します。環境基準は行政上の目標として定められているもので、公害発生源を直接規制するための基準(いわゆる規制基準)とは異なります。

環境ホルモン(外因性内分泌かく乱化学物質)

"動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常なホルモン作用に 響を与える外因性の物質"を意味します。近年 内分泌学を始めとする医学、野生動物に関環境科学等の研究者・専門家によって、環境科学等の研究者・専門家によって体現で存在するいくのが動物の体生殖場のが、大内で ルモン作用をかく乱するを通じて、等のといるでは を限している可能性があるとの指摘がないれているで、 ます。これが『外因性内分泌かく乱化学物質問題。 と呼ばれているもので、環境保全行政上の新たで重要な課題の一つとなっています。

感潮水域

潮の干満の影響を受ける水域をいい、満潮時に は水の逆流がみられます。水質的には、塩分、導 電率、比重、水温等が変化します。

グリーン購入

環境への負荷が少ない商品やサービスを優先し て購入することを指します。

グリーンコンシューマ推進活動

自然を大切にし、環境に配慮して、 環境に影響の少ない商品、 健康にやさしい商品、 ごみの少ない商品を選んで購入することを普及・啓発する活動をいいます。

公害

事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音・振動・地盤沈下・悪臭(以上を典型7公害という)によって人の健康または生活環境に係る被害が生ずることをいいます。

光化学オキシダント(0x)

太陽光線(紫外線)によって複雑な光化学反応を起こして作られるオゾン等のオキシダント酸化性物質の集合体で、その影響は、眼や気道の粘膜刺激等の健康被害のほか、植物の葉の組織破壊等広範囲に及びます。

光化学スモッグ

大気中の窒素酸化物や炭化水素類等の一次汚染物質が、強い太陽光の紫外線により光化学反応をおこし、酸化力の強いオゾンや種々の過酸化物(光化学オキシダント)、酸ミスト等を生成し、ガス状及び液体粒子状物質の混じり合ったスモッグを形成します。このスモッグは、眼や呼吸器の粘膜を刺激したり、また農作物等に被害をもたらします。

公共下水道

主として市街地の下水を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道を指します。

コンポスト

土壌改良効果を持つ有機資材のことです。台所 からでる生ごみや落ち葉等からも作ることができ、 家庭菜園や盆栽等の肥料として利用できます。

【さ行】

最終処分場

ガラス・金属等の不燃ごみやプラスチック等の焼却不適ごみを、埋め立て等により処分する場所を指します。特に都市部における廃棄物の増加に伴い、最終処分場の容量が不足しており、新規用地の確保が問題となっています。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、 汚泥、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類等「廃 棄物の処理及び清掃に関する法律」及び同法施行 令で定める合計 19 種類の廃棄物をいいます。産 業廃棄物は、事業者が自ら処理するか、知事の許 可を受けた産業廃棄物処理業者又は地方公共団体 等に処理を委託しなければならないとされていま す。

酸性雨

工場、自動車等から排出された硫黄酸化物や窒素酸化物等の大気汚染物質がいったん大気中で酸化されて、酸化物が生成されますが、さらにその酸化物が雨水に取り込まれて生じる pH5.6 以下の雨をいいます。

三点比較式臭袋法

悪臭を人の鼻(嗅覚)で測定するいわゆる官能試験法の一種です。悪臭を含む空気が入っている袋 2 つ、 計3 つの袋の中から、試験者に悪臭の入っている袋をあててもらう方法です。悪臭を次第にうすめながら、臭わなくなるまでこれをくり返し、何倍にうすめれば区別がつかなくなるかを算出し、その値の常用対数値に 10 を乗じた数値を「臭気指数」とします。

Sv(シーベルト)

放射線量を表す線量等量の単位であり、吸収する放射線エネルギーの人体への影響度を表します。

指針值

環境基本法に基づく環境基準値が定められていない成分について、指針により、目安となる値を定めています。例えば、大気汚染物質である炭化水素では、光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針」によって指針値が示されています。

自然エネルギー

太陽光、水力、風力、地熱等自然の活動によって生み出されるエネルギーを指します。

自動車騒音

自動車の運行に伴い発生する騒音で、主な発生源はエンジン音・排気音及びタイヤと路面の摩擦音です。

自動車排出ガス測定局(自排局)

大気汚染防止法第 22 条の規定に基づき大気汚染の状況を常時監視するための測定局であって、自動車走行による排出物質に起因する大気汚染の状況を把握するための測定局です。交差点、道路及び道路端付近に設置しています。

循環型社会

環境への負荷の低減を図るために、資源やエネルギーのリサイクルやリユースに配慮したシステムを有する社会をいいます。例えば、雨水の地中かん養や中水利用等の水の循環への配慮、生ごみの堆肥化、古紙や缶のリサイクル等資源の循環等の仕組みや設備を備えたり、大気の循環を促す風の通り道や緑地の配置に配慮した都市構造を有する社会をいいます。

省エネルギー

石油等の有限なエネルギー資源の消費を極力少なくすることをいいます。エネルギーの有限性が 叫ばれる中、事業活動や市民の日常生活レベルに おいて取組が行われています。

新エネルギー

石油、石炭等に代わる環境への負荷の少ない新しい形態のエネルギーをいい、 自然エネルギーの利用を中心とした再生可能エネルギー(太陽光発電、太陽熱利用システム等) 廃棄物や廃熱の利用を中心としたリサイクル型エネルギー(廃棄物発電等) 従来型エネルギーの新利用形態(熱電併給システム、燃料電池等)があげられています

生活道路

住宅地周辺のあまり広くない道路、あるいは幹 線道路以外の道路を指します。

生產級地

市街化区域内において公害の防止または災害の防止、農林業と調和した都市環境の保全等に役立つ農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図るために、生産緑地法により指定された農地を指します。地区に指定されると税制上の優遇措置等が受けられますが、地区内では建築物等の新築または増築や宅地造成等の土地の形質の変更

等はできないことになります。

生物化学的酸素要求量(BOD)

水中に含まれている有機物質が一定時間、一定 温度のもとで微生物によって酸化分解されるとき に消費される酸素の量をいいます。生物化学的酸 素要求量は、河川水等の有機物による汚濁の程度 を示す指標の1つで、数値が高いほど有機物の量 が多く、汚れが大きいことを示しています。

【た行】

ダイオキシン類

有機塩素化合物のポリ塩化ジベンゾジオキシン 及びポリ塩化ジベンゾフランにコプラナ - PCB を含めた物質の総称。

多自然型護岸

生態系に配慮し、自然環境との共存・調和を図る よう配慮した工法による護岸をいいます。従来の コンクリートやブロックを張る工法に代えて、草 や木が生えるように土を残したり、大きな石を組 み合わせて、魚や小動物の生息する隙間を多く用 意したりします。

炭化水素(HC)

炭素(C)と水素(H)からなる有機化合物の総 称。発生源は主として自動車の燃料の未燃ガソリ ンそのものと、自動車の排気ガス中の不完全燃焼 によって発生する炭化水素の2種類に分類できま す。炭化水素は窒素酸化物と混合した場合は強烈 な日射により光化学スモッグを生成します。

地球温暖化

温室効果ガスの大気中の濃度が高くなることに より、地表面の気温が上昇してしまうこと。

窒素酸化物(NOx)

窒素と酸素の化合物の総称。窒素酸化物(NOx) 窒素は呼吸器系に好ましくない影響を与えます。 は、燃料その他の物質の燃焼に伴って発生します。 大気中には多くの種類のものが存在しますが、主 に一酸化窒素(NO)と二酸化窒素(NO₂)が大気 汚染に関係しています。窒素酸化物は人の呼吸器 に影響を与えるだけでなく、光化学スモッグの原 因物質の一つでもあります。

低公害車

従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、排 出ガス中の汚染物質の量や騒音が大幅に少ないソ ーラーカー、電気自動車、メタノール自動車、天 然ガス自動車、ハイブリッド自動車等をいいます。

TEQ(毒性等量)

ダイオキシン類は多くの異性体が存在し、毒性 もそれぞれに異なるため、最も毒性の強い 2.3.7.8 - 四塩化ジベンゾパラジオキシン(2.3.7.8-TCDD)人に有償で売却することができないため不用とな の毒性に換算して表わしていることを示すもので す。

dB(デシベル)

騒音・振動の大きさの感じかたは、振幅、周波数

等によって異なります。騒音・振動の大きさは、物 理的に測定した振幅の大きさに周波数による感覚 補正を加味して、dBで表します。

都市公園

国営公園と地方公共団体が設置する都市公園 (街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運 動公園、広域公園等)があります。

トリクロロエチレン

近年、各地で地下水汚染を起こした有機塩素系 化学物質のことを指します。金属部品洗浄、半導 体製造工程等で使われています。人体への影響は 肝機能の低下が知られています。

【な行】

ng (ナノグラム) 10 億分の 1 グラム

N0x

「窒素酸化物」参照

Nm 3

0、1気圧の状態に換算した 1m³ガス量を表し ます。

二酸化硫黄(SO₂)

石油や石炭等の硫黄分を含んだ燃料の燃焼によ り発生します。二酸化硫黄は呼吸器への悪影響が あり、四日市ぜんそく等の原因となったことで知 られています。

二酸化窒素(NO₂)

石油や石炭等の窒素分を含んだ燃料の燃焼によ り発生します。高温燃焼の過程でまず一酸化窒素 の形で生成され、これが大気中に放出された後、 酸素と結びついて二酸化窒素となります。二酸化

ノーカーデー

自動車による都市部の交通渋滞や大気汚染の改 善を目的として、例えば毎週水曜日には自動車に 乗らずに公共交通機関等を利用しようという運動 をいいます。

【は行】

パードサンクチュアリ

野鳥を主とした野生生物が安心して生息できる 場所として確保された土地を指します。

廃棄物

その物を占有している者が自ら利用、または他 った物をいいます。廃棄物の中には、主として家 庭から発生する野菜くず等の一般廃棄物と、主と して工場から発生する汚泥等の産業廃棄物の2つ に大別されます。

パートナーシップ

市民・事業者・市等、これまで各々の目的に応じた生活や事業等を行い、時には相反する関係にもなってきた主体が、地域単位で環境保全やまちづくり等共通の目標、理念を持ち、その実現に向けた取組を行うときの協調的関係を指します。(協働)

pH(ピーエイチ、ペーハー)

水素イオン濃度をいいます。河川や海域での水質判定項目になっています。7が中性、これより高い場合はアルカリ性、低い場合は酸性と定義されています。

ピオトープ

ドイツ語で Bio (生物)、Top (所)を意味し、 学術上生物圏の地域的な基本単位を示し、動植物 の生息地、生育地といった意味で用いられます。

pg (ピコグラム)

1 兆分の 1 グラム

ヒートアイランド現象

微小粒子状物質 (PM2.5)

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が 2.5 μm(マイクロメートル)以下の微小な粒子をいいます。

浮遊状物質(SS)

生活環境項目の1つで、水中に懸濁している物質のうち、濾過によって水から分離できる物質を指します。単位は mg/L で表示され数値が大きいほど透明性が低下します。

浮遊粒子状物質(SPM)

大気中の粒子状物質のうち、粒径 0.01mm 以下の粒子状物質を指します。浮遊粒子状物質は人の気道や肺胞に沈着し、呼吸器疾患の増加を引き起こすおそれがあるため、環境基準が設定されています。工場等の事業活動や自動車の走行に伴い発生するほか、風による巻き上げ等の自然現象によるものもあります。

ふるさとの森

埼玉県が指定している樹林地を指します。昭和54年3月に制定された「ふるさと埼玉の緑を守る条例」に基づいて指定されています。指定を受けると保全のための奨励金が交付されます。

フロン

スプレー噴霧剤、冷却剤、潤滑剤、殺菌剤、溶 剤等に使われる化学物質を指します。上層大気中 で分解されたとき放出する塩素がオゾンと反応し、 オゾン層を破壊することが知られています。

Bq (ベクレル)

放射性核種の壊変数が1秒につき1個であると きの放射能の量のことであり、1秒間に何個の原 子核が壊変するかを示しています。

放射線

放射性元素が崩壊する際放出される粒子線や電磁波の総称。放射性元素から出たものでない粒子 線や電磁波、宇宙線等も含みます。

拉射能

放射性物質が放射線を出す現象または性質のことです。

【や行】

屋敷林

防風、防火のため屋敷の周囲にめぐらされた樹林を指します。

有害化学物質

フロンや有機塩素系化合物、ダイオキシン類等、 環境中での分解性が著しく低く、人体に悪影響を 及ぼす物質を指します。

溶存酸素量 (DO)

溶存酸素量とは、水中に溶け込んでいる酸素量を指します。清水中には通常 7~10mg/L 程度含まれていますが、有機物による汚濁が進行すると汚濁物質が酸素を消費するため溶存酸素量は減少します。

要請限度

自動車交通騒音、交通振動が一定の限度を超えていることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれているときは、市町村長から公安委員会に対して、道路交通法の規定による交通規制の措置をとるべきことを要請できるとされており、この騒音、振動の限度を要請限度といいます。

【ら行】

ロックウール(岩綿)

工場で製造された人工の鉱物繊維。アスベスト のような発ガン性はありません

ご意見・ご感想をお聞かせください

『草加の環境2015』をご覧いただき、ありがとうございました。 皆さまからのご意見・ご感想をお待ちしております。 今後の参考とするためですので、<u>個別情報を公開することはありません。</u>

提 出 先 草加市市民生活部環境課

提出方法 次のいずれかの方法で提出してください

郵送 〒340-8550 草加市高砂一丁目1番1号

草加市市民生活部環境課

FAX 048-922-1030

E-mail kankyoka@city.soka.saitama.jp

様 式 自由な様式でご連絡ください。参考様式は次のとおりです。

	草加の環境	竟への意見	
以下は差り	し支えない部分をご記入ください。参考以外の	目的に使用	いたしません。
お名前		TEL	
ご住所		F-mail	

草加市環境基本条例 一前文一

私たちのまち草加は、綾瀬の川の流れと草加松原をシンボルとして、歴史と文化を築き発展してきた。

•

都市としての発展に伴う人口の急増や工場の進出により、水質汚濁、大気汚染、悪臭など様々な公害問題が発生したが、公害防止対策を進め、その解決に努めてきた。

♦

しかし、近年になり、生活排水による水質汚濁、自動車の排気ガスによる大気汚染、 廃棄物の増大、緑の減少など、都市・生活型の環境問題が拡大するとともに、ダイオキ シン類など新たな有害物質の問題が発生している。



私たちの社会経済活動は、生活の利便性や物質的な豊かさを高める一方、資源やエネルギーを大量に消費し、自然の再生能力や浄化能力を越えるような規模となり、その結果すべての生物の生存基盤である地球の環境を脅かすまでに至っている。



もとより、私たちは、健康で文化的な生活を営む上で必要とされる良好な環境を享受 する権利を有するとともに、その環境を将来の世代に引き継ぐべき責務を有している。



私たちを取り巻く環境は、すべての生命をはぐくむ母胎であり、大気、水、土壌及び様々な生物の微妙な均衡と循環の下に成り立っている。私たちは、このことを深く認識するとともに、身近な環境を大切にすることが、ひいては地球環境を守ることになることを理解し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる循環型社会の構築を目指していかなければならない。



私たちは共に力を合わせ、環境の保全及び創造を推進し、「人と自然が共に生きるまち そうか」をつくるため、ここに、この条例を制定する。

写真 表:草加ふささら綾瀬川再生21事業

裏:野鳥観察会

草加の環境

平成27年12月発行

編集 • 発行 草加市市民生活部環境課 〒340-8550 草加市高砂-丁目1番1号 Tel 048-922-1519 Fax 048-922-1030 E-mail: kankyoka@city.soka.saitama.jp



表紙以外リサイクルペーパーを使用

古紙パルプ配合率:100% 白色度:70%